

2025年4月版

<2025年7月試験から適用>

# 損害保険募集人一般試験 教育テキスト

## 傷害疾病保険単位

## はじめに

一般社団法人 日本損害保険協会では、損害保険募集人（以下「保険募集人」）の皆さんが、損害保険の募集にあたり、保険募集に関する基本ルールや、保険商品に関する重要事項等をお客様に正確に説明するための知識を修得されているかを確認するため、業界共通の「損害保険募集人一般試験」（以下「損保一般試験」）を実施しています。


損保一般試験は、「基礎単位」と3つの「商品単位」（「自動車保険単位」「火災保険単位」および「傷害疾病保険単位」）の合計4単位で構成されており、このうち「基礎単位」は、損害保険の基礎や募集コンプライアンスなど損害保険の募集のための基礎的な知識の修得を目的とし、「商品単位」は商品知識等の修得を目的としています。

また、損保一般試験の「基礎単位」の合格を代理店登録・募集人届出の要件としていますので、「基礎単位」に合格しないと保険募集ができません。さらに、「商品単位」の合格をそれぞれの保険商品を募集するための要件としていますので、合格していない単位の商品の保険を募集することができません。したがって、原則としてすべての保険募集人が「基礎単位」およびご自分が募集するすべての「商品単位」に合格する必要があります。

### デジタルテキスト 001

本テキストは、損保一般試験の単位構成に合わせて4分冊としていますので、保険募集人の皆さんは「基礎単位」およびご自分の募集する保険商品に応じて必要な「商品単位」を学習してください。

#### ⚠️ ご注意

- 本テキストは、2024（令和6）年11月1日現在で公表されている法律、規定等の内容に基づいて編集されています。
- 「損害保険募集人一般試験（傷害疾病保険単位）」は、本テキストの記載内容から出題されます。ただし、本テキスト中の  **参考** は、同試験の出題の対象とはなりません。
- 保険商品に関する記載は、主として損害保険料率算出機構が作成した標準約款等に基づき編集されています。保険商品の内容は、保険会社ごとに異なりますので、詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。

一般社団法人 日本損害保険協会  
募集・教育企画部

### デジタルテキスト 002

#### ● デジタルテキストとの関連について

テキスト内の **デジタルテキスト 000** はデジタルテキストにおけるページ番号です。

また、本文中の（P.000参照）は、**デジタルテキスト 000** のページ番号で表記しています。

## 学習にあたって

○本テキストでは、第三分野の保険の募集にあたり、顧客の意向把握・意向確認や商品説明・重要事項説明等を適正に行うために必要となる基礎的な商品知識等について学習します。

○具体的な編立ておよび概要は、次のとおりです。学習にあたって指針にしてください。

### 第1編

商品の仕組み

### 第2編

契約条件の確認

### 第3編

契約引受け・  
契約管理

### 第4編

周辺知識

## 第1編 商品の仕組み

### 【構成・概要】

- ①ケガ・病気に関するリスクへの備えとして第三分野の保険の機能・役割について学習します。
- ②傷害保険・医療保険、所得補償保険、海外旅行保険等の補償内容等について学習します。

デジタルテキスト 003

## 第2編 契約条件の確認

### 【構成・概要】

- ①第三分野の保険の被保険者について学習します。
- ②第三分野の保険の保険金額等について学習します。

## 第3編 契約引受け・契約管理

### 【構成・概要】

- ①第三分野の保険の引受けについて、意向把握・意向確認、重要事項説明など引受手順に沿って、基本的な考え方を学習します。
- ②第三分野の保険の契約管理、満期管理等について、基本的な考え方を学習します。
- ③第三分野の保険の事故対応および苦情対応、事故の防止と軽減について、基本的な考え方を学習します。

## 第4編 周辺知識

### 【構成・概要】

- ①公的医療保険と公的介護保険について学習します。
- ②公的年金保険（国民年金・厚生年金）について学習します。
- ③労働保険（労災保険・雇用保険）について学習します。

デジタルテキスト 004

- 各保険会社では、それぞれの特色を生かした保険商品を取り扱っていますが、損保一般試験は、所属保険会社にかかわらず保険募集人として必要な知識を修得することを目的としています。したがって、本テキストでは、保険会社が取り扱っている家計分野における主要な商品の一般的な内容について記載しています。
- 実際の保険募集にあたっては、本テキストの内容に加え、各保険会社において個社商品についての教育を受けることになります。保険商品の内容等は保険会社ごとに異なりますので、詳細は所属保険会社の取扱いを確認してください。
- 本テキストにおける統計等の数値については、四捨五入して掲載している箇所もあるため、合計値は必ずしも一致しません。

|                         |            |
|-------------------------|------------|
| <b>第1編 商品の仕組み</b>       | <b>006</b> |
| <b>第1章 リスクと保険</b>       | <b>007</b> |
| 1. わたしたちを取り巻くリスクと保険     | <b>008</b> |
| 2. 保険約款の読み方             | <b>021</b> |
| <b>第2章 第三分野の保険の補償内容</b> | <b>026</b> |
| 1. 傷害・疾病に関するリスク         | <b>027</b> |
| 2. 傷害・疾病が家計に及ぼすリスク      | <b>050</b> |
| 3. 旅行に関するリスク            | <b>054</b> |

|                              |            |
|------------------------------|------------|
| <b>第2編 契約条件の確認</b>           | <b>065</b> |
| <b>第1章 第三分野の保険の契約条件・保険料率</b> | <b>066</b> |
| 1. 第三分野の保険の引受け               | 067        |
| 2. 第三分野の保険の保険料率              | 071        |
| <b>第2章 被保険者</b>              | <b>074</b> |
| 1. 傷害保険                      | 075        |
| 2. 医療保険                      | 080        |
| 3. 所得補償保険                    | 083        |
| 4. 国内旅行傷害保険                  | 086        |
| 5. 海外旅行保険                    | 088        |
| <b>第3章 保険金額の設定</b>           | <b>090</b> |
| 1. 傷害保険                      | 091        |
| 2. 医療保険                      | 094        |
| 3. 所得補償保険                    | 096        |
| 4. 国内旅行傷害保険                  | 098        |
| 5. 海外旅行保険                    | 100        |
| <b>第4章 保険期間・保険料払込方法</b>      | <b>103</b> |
| 1. 傷害保険の保険期間                 | 104        |
| 2. 旅行保険の保険期間                 | 106        |
| 3. 医療保険等の保険期間等               | 110        |
| 4. 保険料の払込方法                  | 116        |

|                                   |            |
|-----------------------------------|------------|
| <b>第3編 契約引受け・契約管理</b>             | <b>122</b> |
| <b>第1章 第三分野の保険の引受け</b>            | <b>123</b> |
| 1. 引受手順の概要                        | 124        |
| 2. 意向把握・意向確認と情報提供                 | 130        |
| 3. 保険引受け（アンダーライティング）              | 146        |
| <b>第2章 保険契約の管理</b>                | <b>162</b> |
| 1. 保険契約の契約内容変更（異動）・解約             | 163        |
| 2. 満期管理                           | 171        |
| <b>第3章 第三分野の保険の事故対応</b>           | <b>173</b> |
| 1. 基本的な姿勢と流れ（事故対応フロー）             | 174        |
| 2. 第三分野の保険の事故対応                   | 177        |
| <b>第4章 第三分野の保険の苦情対応</b>           | <b>184</b> |
| 1. 基本的な姿勢と流れ（苦情対応フロー）             | 185        |
| 2. 傷害保険・医療保険の苦情事例                 | 189        |
| <b>第5章 事故（病気）の防止・軽減（ケガ・病気の予防）</b> | <b>193</b> |
| 1. 日常のケガに関する予防対策                  | 194        |
| 2. 生活習慣病に関する予防対策                  | 198        |
| 3. 海外旅行に関するリスクへの対策                | 202        |

|                            |            |
|----------------------------|------------|
| <b>第4編 周辺知識</b>            | <b>203</b> |
| <b>第1章 社会保険</b>            | <b>204</b> |
| 1. 社会保険の特徴                 | 205        |
| 2. 損害保険商品とのかかわり            | 206        |
| <b>第2章 公的医療保険</b>          | <b>207</b> |
| 1. 公的医療保険の概要               | 208        |
| 2. 健康保険                    | 210        |
| 3. 国民健康保険                  | 218        |
| <b>第3章 公的介護保険</b>          | <b>222</b> |
| 1. 公的介護保険の概要               | 223        |
| 2. 保険給付                    | 228        |
| <b>第4章 公的年金保険</b>          | <b>231</b> |
| 1. 公的年金保険の概要               | 232        |
| 2. 国民年金                    | 237        |
| 3. 厚生年金保険                  | 239        |
| <b>第5章 労働保険（労災保険・雇用保険）</b> | <b>241</b> |
| 1. 労働者災害補償保険               | 242        |
| 2. 雇用保険                    | 247        |

# 1

第1編

## 商品の仕組み

### 学習の内容

第1章 リスクと保険

第2章 第三分野の保険の補償内容

#### ●デジタルテキストとの関連について

テキスト内の **デジタルテキスト 000** はデジタルテキストにおけるページ番号です。

また、本文中の（P.000参照）は、**デジタルテキスト 000** のページ番号で表記しています。

## 第1章 リスクと保険

デジタルテキスト 007

## 1-1 わたしたちを取り巻くリスクと保険

第1節の  
学習時間  およそ  
20分

## (1) ケガ・病気に関するリスク

## ① ケガ・病気に関するリスク

わたしたちには、ケガや病気によって死亡したり、後遺障害を被ったり、治療を要したりするリスクなどの、いわゆる「人的リスク」があります。

ケガや病気による医療費の支出のほか、治療の長期化などにより介護が必要となるというリスクもあります。

死亡の原因は次のとおり悪性新生物（いわゆるがん）や心疾患、脳血管疾患が全体の45.6%を占めています。また、不慮の事故による死亡は全体の2.8%ですが、その内訳は次のとおりです。



デジタルテキスト 008

## 【死因順位別死亡者数・構成割合】（令和5年）

| 死因               | 死亡数（人）    | 死亡総数に占める割合（％） |
|------------------|-----------|---------------|
| 全死因              | 1,576,016 | 100.0         |
| (1) 悪性新生物＜腫瘍＞    | 382,504   | 24.3          |
| (2) 心疾患（高血圧性を除く） | 231,148   | 14.7          |
| (3) 老衰           | 189,919   | 12.1          |
| (4) 脳血管疾患        | 104,533   | 6.6           |
| (5) 肺炎           | 75,753    | 4.8           |
| (6) 誤嚥性肺炎        | 60,190    | 3.8           |
| (7) 不慮の事故        | 44,440    | 2.8           |
| (8) 新型コロナウイルス感染症 | 38,086    | 2.4           |
| (9) 腎不全          | 30,208    | 1.9           |
| (10) アルツハイマー病    | 25,453    | 1.6           |
| (11) その他         | 393,782   | 25.0          |

（厚生労働省「令和5年（2023） 人口動態統計（確定数）の概況」を基に作成）

## 【不慮の事故死 死因別死亡者数・構成割合】（令和5年）

| 死因                         | 死亡数（人） | 不慮の事故死総数に占める割合（％） |
|----------------------------|--------|-------------------|
| 不慮の事故死総数                   | 44,440 | 100.0             |
| (1) 転倒・転落・墜落               | 11,784 | 26.5              |
| (2) 不慮の溺死及び溺水              | 8,993  | 20.2              |
| (3) 不慮の窒息                  | 8,644  | 19.5              |
| (4) 交通事故                   | 3,573  | 8.0               |
| (5) 煙、火及び火炎への曝露            | 1,004  | 2.3               |
| (6) 有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露 | 537    | 1.2               |
| (7) その他の不慮の事故              | 9,905  | 22.3              |

（厚生労働省「令和5年（2023） 人口動態統計（確定数）の概況」を基に作成）

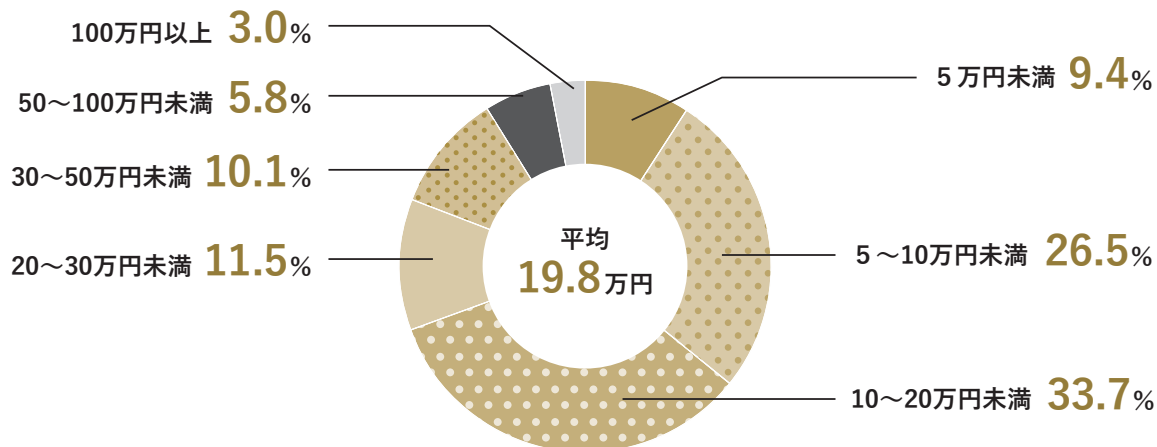
## ② ケガ・病気が家計に及ぼすリスク

ケガや病気により、治療を要したり後遺障害を被ったりした場合、就業が不能になり収入が減少するというリスクがあります。

さらに、万が一、家計を支える世帯主が病気や不慮の事故で死亡した場合、残された家族の生活費、子どもの教育費、住宅ローン、葬儀費用など、多くの資金が必要となります。

### 【直近の入院時の自己負担費用】

〔集計ベース：過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人（高額療養費制度を利用した人＋利用しなかった人〈適用外含む〉）〕 **▲注**



（出典：生命保険文化センター「2022（令和4）年度 生活保障に関する調査」）

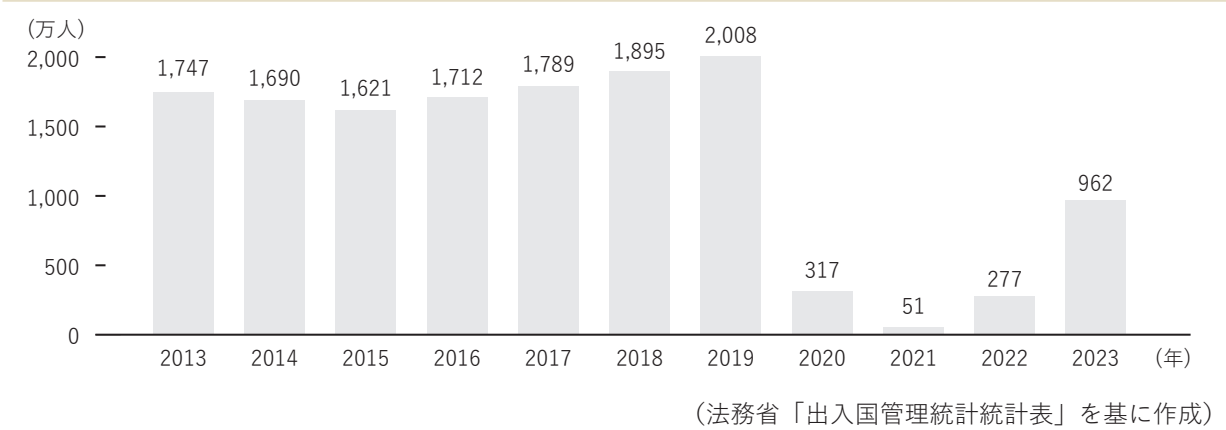
**▲注** 治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費（見舞いに来る家族の交通費も含む）や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。

### ③ 旅行に関するリスク

新型コロナウイルスの影響により、2020年以降、日本人海外旅行者数は激減しましたが、それ以前は、年ごとに増減しながら年間1,600～2,000万人前後で推移していました。

海外旅行先では、慣れない環境で体調を崩したり、思わぬ事故や犯罪に巻き込まれたりすることがあります。特に入院した場合などは、海外の医療事情により、日本では考えられないような高額な医療費となることがあります。

#### 【出国日本人数の推移（過去11年間）】



**参考** リスクマネジメント

## ① リスクマネジメントの基本

日常生活や企業活動で発生する様々なリスクに合理的・効率的に対応するため、リスクマネジメントの手法を用いてリスク対策を講じておくことが大切ですが、保険加入による備えのみならず、事故発生防止など予防対策も併せて講じる必要があること（リスク・コントロール）、保険はリスクマネジメントの資金対策（リスク・ファイナンス）のひとつの手法であり、貯蓄による備えなどとのバランスが重要であることを理解する必要があります。

## ② リスクマップの活用

リスクマップは、横軸を「事故の発生頻度（高低）」、縦軸を事故が発生した場合に想定される「損害の規模（大小）」として、リスクの評価（事故の発生頻度と損害の規模との関係）を4つに分類したものです。

一般的には、4つに分類された様々なリスクについて、事故の発生頻度が高く、損害の規模が大きいリスクに対しては「リスクの回避」、事故の発生頻度が低く、損害の規模が大きいリスクに対しては「リスクの移転」、事故の発生頻度が高く、損害の規模が小さいリスクに対しては「リスクの防止・軽減」、事故の発生頻度が低く、損害の規模が小さいリスクに対しては、「リスクの保有」を選択することが、有効な方法といわれています。

【リスクマップ】（例）



## (2) からだに関する保険

### ① 傷害保険等の必要性

ケガや病気により死亡した場合、遺族の生活に経済的困難をきたすことが少なくありません。たとえ死亡に至らなくとも、収入の減少をきたし、治療費などの支出を余儀なくされます。

また、将来にわたって後遺障害を負って生きることは、本人はもとより家族にとっても経済的負担は大きく、特に後遺障害を被った者が生計維持者である場合には、より一層困難をきたします。

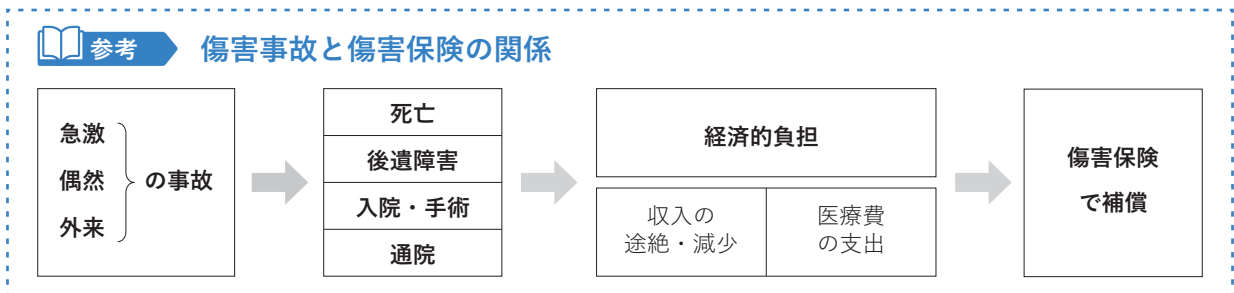
#### a. 傷害保険・医療保険の必要性

傷害保険は、人が急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、死亡したり、後遺障害が生じたり医師の治療（入院・手術、通院）を要したりした場合に、遺族の生活保障および被保険者の収入の減少と不時の支出等を補う機能を持っています。このため、傷害保険によって、健康保険などの社会保険による給付では賅えない部分を補うことができます。

また、傷害と疾病を補償する保険として医療保険があります。

医療保険は、傷害や疾病で入院したときの経済的負担を軽減する保険です。健康保険（公的医療保険）に加入していれば、治療費の自己負担割合は最高3割ですが、傷病によっては健康保険の対象とならないものもあります。

具体的には、先進医療や差額ベッド代などは健康保険の対象とならず、特に先進医療は100万円を超える高額な費用となることがあります。医療保険により、このような健康保険では賅えない部分を補うことができます。



## b. 所得補償保険の必要性

所得補償保険は、傷害や疾病で就業不能となった場合に、被保険者が被る損失（得られなくなった所得）を補償する保険です。

傷害や疾病により働くことができなくなった場合、治療費などの支出もさることながら、その間に得られる予定であった収入の減少は、日常生活に深刻な影響をもたらします。

このような収入の減少については、社会保険でも一定の給付がされますが、さらに、所得補償保険で補完することができます。

## c. 海外旅行保険の必要性

海外旅行保険は、旅行行程中に被った傷害、疾病、損害賠償責任、旅行携行品、救援者費用などの損害を幅広く補償する保険です。海外での事故や病気を補償する海外旅行保険は、海外旅行者にとって必要不可欠であるといえます。 **▲注**

**▲注** 多くの保険会社が、海外の主要都市に日本語によるサポートデスクを置いています。

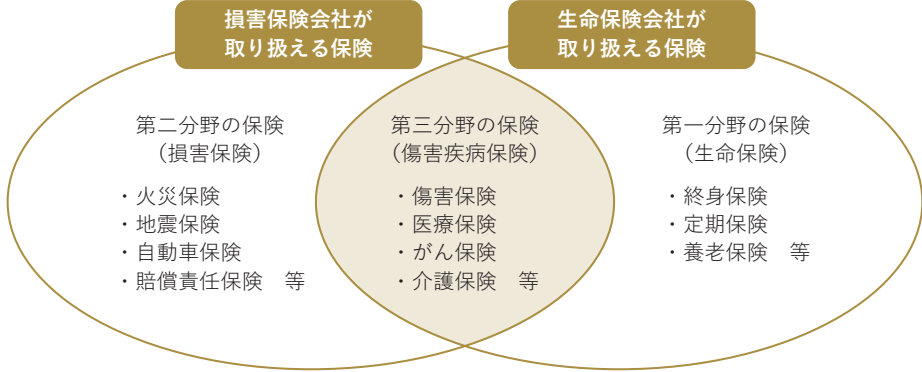


## ② 第三分野の保険

保険業法では、保険を「第一分野の保険（生命保険）」「第二分野の保険（損害保険）」「第三分野の保険（傷害疾病保険）」の3つに大別しています。

傷害保険や医療保険、所得補償保険、海外旅行保険等のからだに関する保険は、第三分野の保険となります。

**注**



人を取り巻くリスクは多種多様ですが、主なリスクとそれに対応する保険については、次のとおり整理することができます。

| リスク                        | 民間保険   | 社会保険  |
|----------------------------|--|---|
| 病気、ケガ等による治療、認知症・寝たきりによる介護等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傷害保険</li> <li>・ 医療保険</li> <li>・ がん保険</li> <li>・ 介護保険</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康保険</li> <li>・ 国民健康保険</li> <li>・ 後期高齢者医療制度</li> <li>・ 公的介護保険 等</li> </ul> |
| 病気・ケガ等による就業不能              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得補償保険</li> <li>・ 就業不能保険</li> <li>・ 労働災害総合保険</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働者災害補償保険 (政府労災保険)</li> <li>・ 雇用保険 等</li> </ul>                            |
| 旅行中の病気・ケガ等                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内旅行傷害保険</li> <li>・ 海外旅行保険</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康保険</li> <li>・ 国民健康保険 等</li> </ul>  |

**注** 第一分野の保険は生命保険会社が、第二分野の保険は損害保険会社が取り扱うことができます。また、第三分野の保険は、第一分野および第二分野の保険と異なり、損害保険会社および生命保険会社のいずれでも取り扱うことができます。

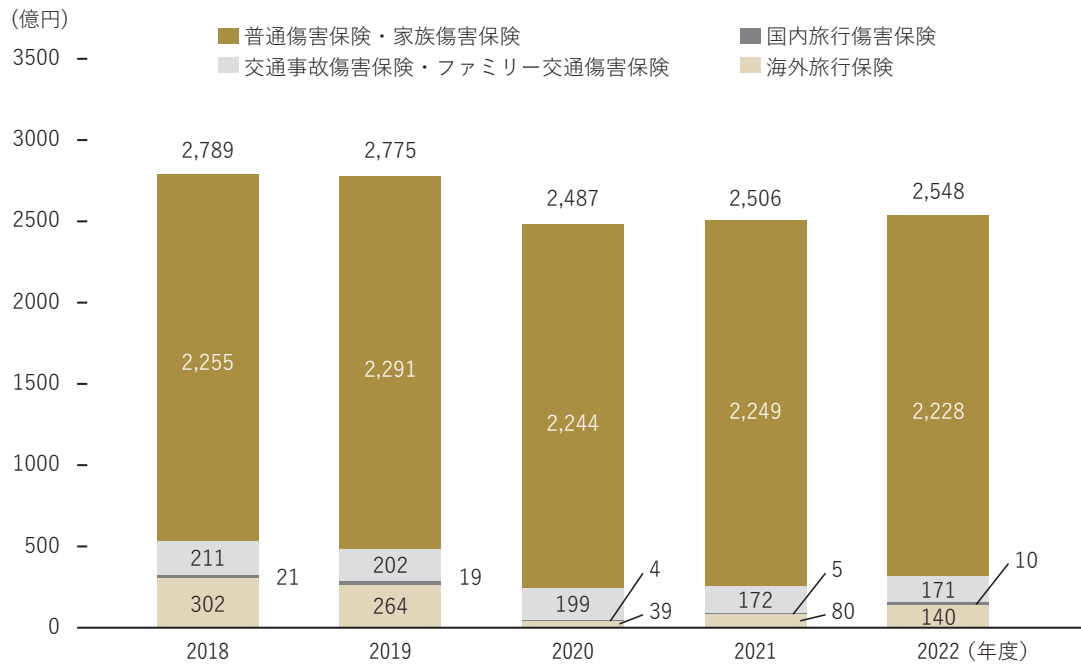
## ③ 傷害保険・海外旅行保険等の概況

## a. 保険料（収入）の状況

普通傷害保険・家族傷害保険および交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険では、新型コロナウイルスの感染拡大がみられた2020年度から2022年度において、保険料の大きな変動はありませんでした。

一方、国内旅行傷害保険および海外旅行保険の保険料では、2020年度および2021年度は新型コロナウイルスによる影響を受けて旅行者数が大きく減少したことにより、保険料も大きく減少しましたが、2022年度は旅行者数が増加し、保険料は2019年度の約5割まで回復しました。

## 【保険料の推移】



(出典：損害保険料率算出機構「2023年度 傷害保険の概況」)

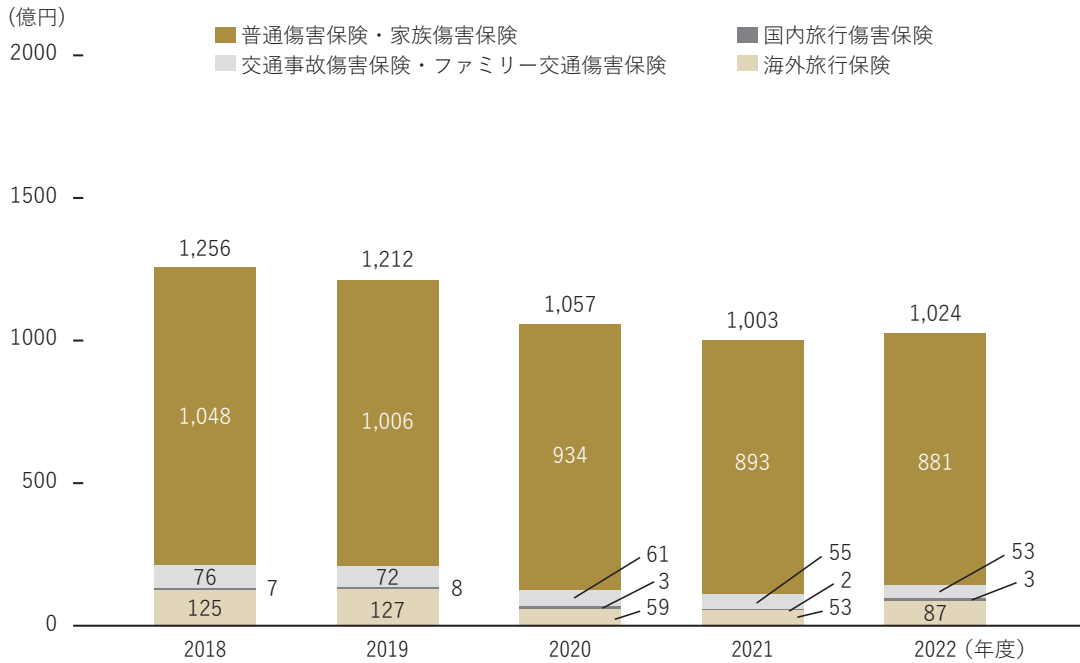
### b. 保険金支払いの状況

傷害保険の保険金は、近年減少傾向にありましたが、2022年に増加に転じました。

普通傷害保険・家族傷害保険については、2020年度および2021年度は新型コロナウイルスの影響によりやや大きめに減少しましたが、2022年度はその減少傾向に歯止めがかかっています。

国内旅行傷害保険および海外旅行保険についても、2020年度および2021年度は旅行者数が大きく減少したことによって保険金も大きく減少しましたが、2022年度になると旅行者数が回復し、保険金が増加に転じました。

#### 【保険金の推移】

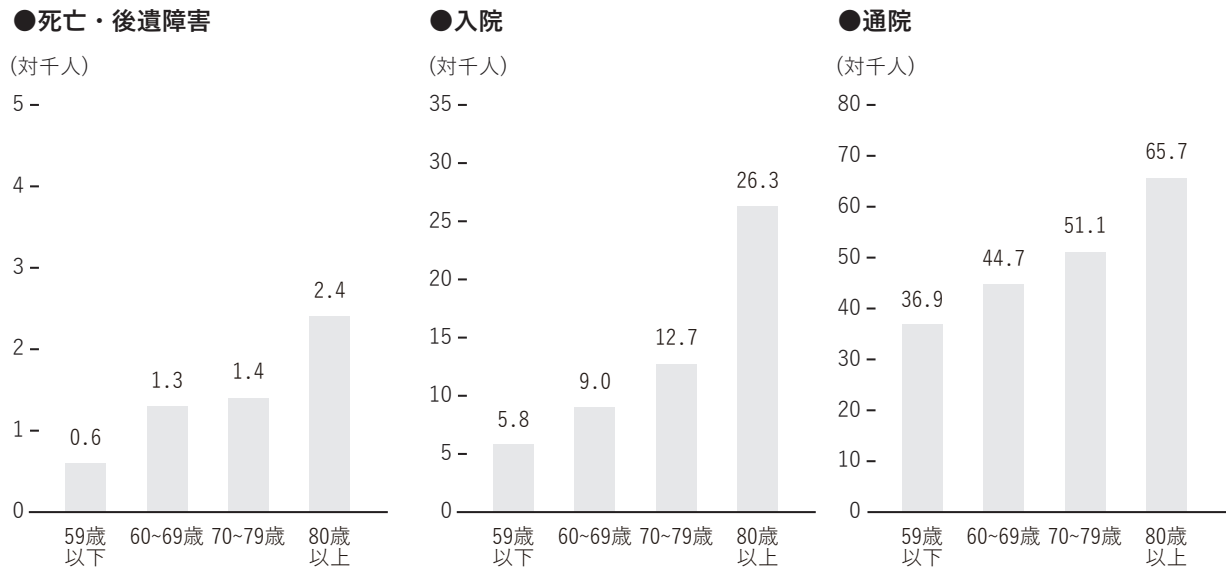


(出典：損害保険料率算出機構「2023年度 傷害保険の概況」)

## < 補償対象者および被害者の高齢化 >

一般に傷害を被るリスク（傷害リスク）は、加齢とともに高まる傾向がみられます。また、高齢化の進展により、傷害保険の補償対象者および被害者 **▲注** も高齢化が進んでいます。

### 【年代別の傷害リスクの違い（補償内容別）】

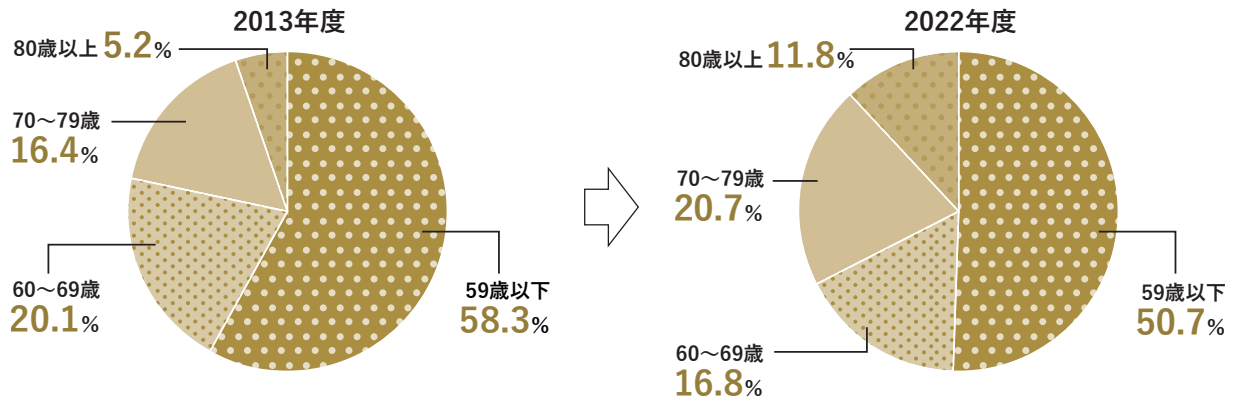


※補償対象者1,000人に対する被害者数の比較（2018～2022年度の累計値、補償対象者「本人」について集計）。

（出典：損害保険料率算出機構「2023年度 傷害保険の概況」）

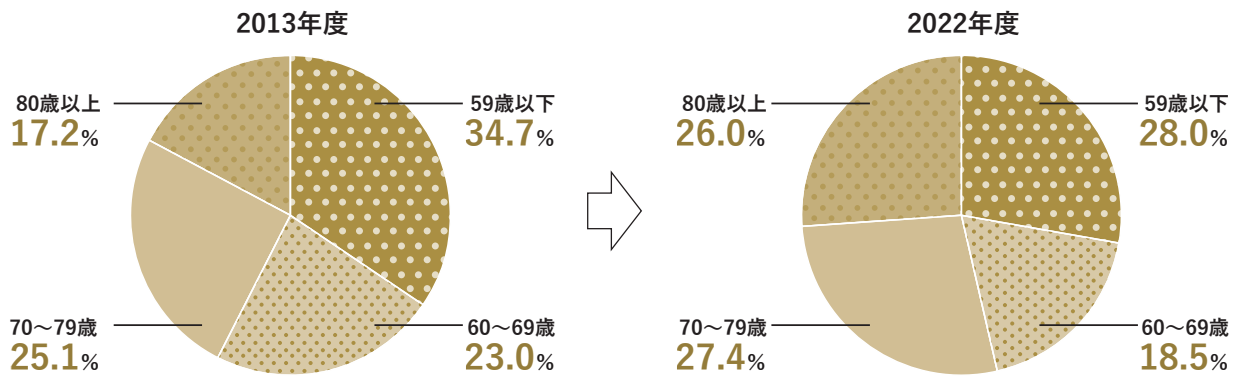
**▲注** ここでいう被害者とは、補償対象者のうち、傷害を被り保険金支払いを受けた者をいいます。

【年代別 補償対象者の構成割合（死亡・後遺障害）】



※補償対象者「本人」について集計した数値です。

【年代別 被害者の構成割合（死亡・後遺障害）】



※被害者「本人」について集計した数値です。

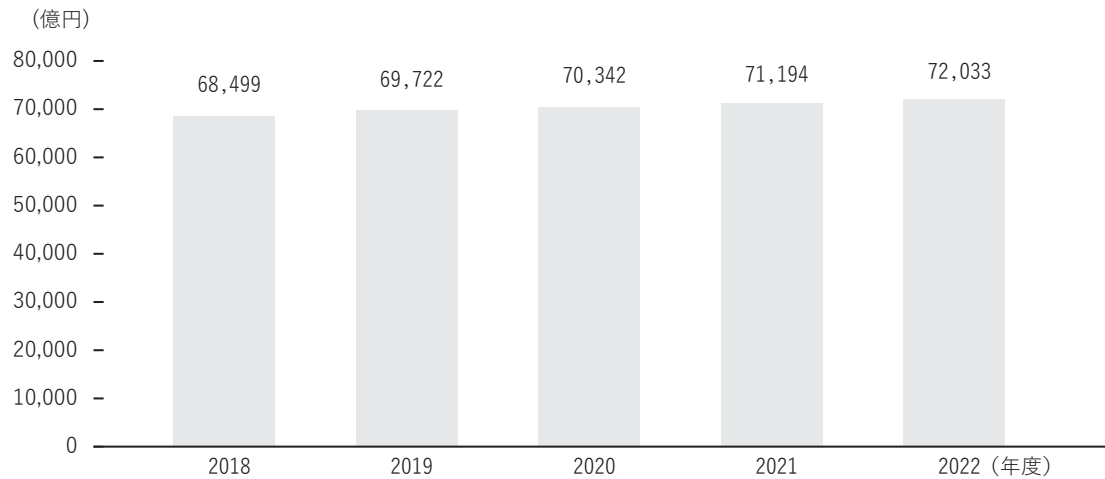
(出典：損害保険料率算出機構「2023年度 傷害保険の概況」)

#### ④ 医療保険の概況

##### a. 保険料（収入）の状況

医療保険等の保険料は、全体で見ると増加傾向にあります。

この医療保険等には、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）、保険料払込免除給付（障害を事由とするものを除き、特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含みます）等に該当する部分の年換算保険料 **▲注** が含まれます。



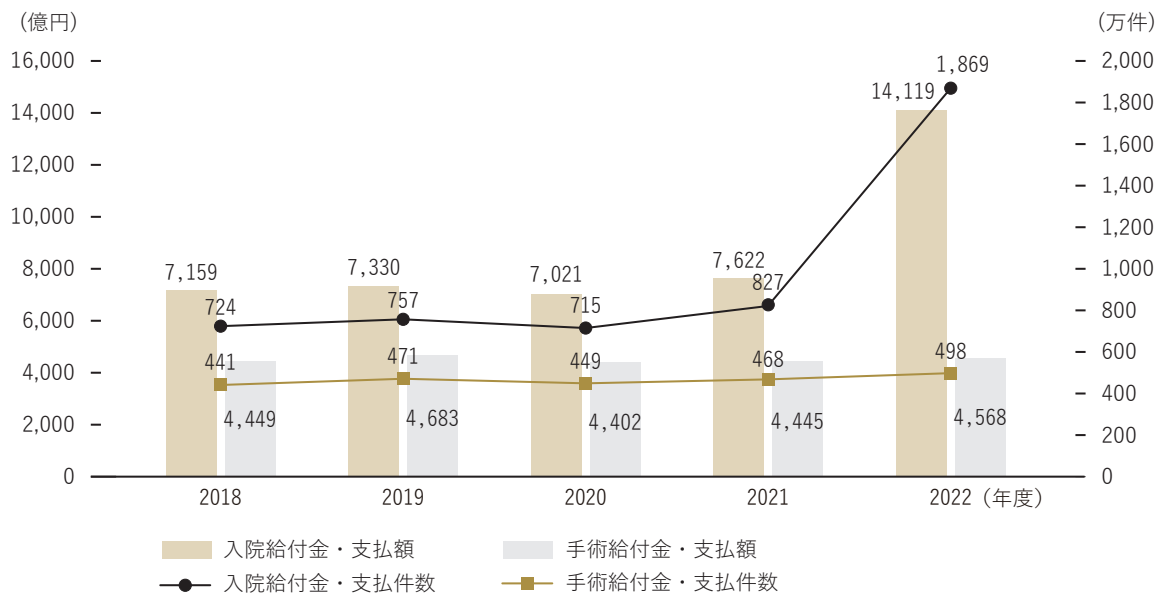
(生命保険協会「2023年版 生命保険の動向」を基に作成)

**▲注** 年換算保険料とは、月払、年払、一時払などといった保険料払込方法の違いを調整し、契約期間中に保険契約者が平均して保険料を支払うと仮定した場合に、保険会社が1年間に得る保険料収入のことです。

### b. 保険金支払いの状況

入院・手術給付金の支払件数・支払額は、全体的に増加傾向にあり、2022年度の入院給付金の支払額と支払件数は、前年と比べて大幅に増加しました。

【入院・手術給付金の支払件数・支払額の推移】



(出典：生命保険協会「2023年版 生命保険の動向」)

## 1-2 保険約款の読み方

第2節の  
学習時間およそ  
4分

保険商品を正しく理解するためには、補償内容や契約条件などのルールがどこに規定されているかを正しく理解する必要があります。特に、保険契約そのものである保険約款については、保険募集人として、その読み方を身につけることが重要となります。

本節では、からだに関する保険の代表例である傷害保険の保険約款等の読み方について説明します。 **▲注**

**▲注** 保険商品の内容は保険会社ごとに異なります。詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。



## デジタルテキスト 021

## (1) 全体の構成

傷害保険の補償内容は、「保険約款」に規定されています。また、契約条件や保険料率の決め方は、「契約規定・特約規定」や「料率規定」に規定されています。

| 構成                    | 概要   |
|-----------------------|--|
| a. 保険約款<br>(a) 普通保険約款 | 保険契約の内容としてあらかじめ定められた条項の集まりです。補償内容とその他の事項について標準的な内容を定めています。 |
| (b) 特約                | 普通保険約款に定められた内容を、変更・追加・削除するものです。                            |
| b. 契約規定・特約規定          | 契約の引受単位、保険料の計算方法や保険料払込方法、保険金額や保険期間の設定等について定めています。          |
| c. 料率規定               | 保険料率そのものと、その適用上のルールを定めています。                                |



参考

## 保険約款の認可・届出

普通保険約款等の基礎書類は、保険会社が金融庁に認可申請・届出を行い、金融庁の認可を受けたものでなければなりません。金融庁は、認可申請を受けた基礎書類について、所定の審査基準に基づいて審査し、認可の可否を判断します。

なお、損害保険料率算出機構では、「標準約款」を作成しています。同機構では、傷害保険の参考純率を算出していますが、その算出にあたり、あらかじめ契約内容や補償内容を決めておく必要があるため、算出の前提となる補償内容などを別途定めています。これを保険約款という形で示したものが「標準約款」です。

## デジタルテキスト 022

## (2) 保険約款の構成

傷害保険の保険約款には、基本となる補償内容や契約の手続きに関することを定めた「普通保険約款」と、普通保険約款の内容を変更・追加・削除する「特約」があります。



デジタルテキスト 023

### ① 普通保険約款の構成

傷害保険の普通保険約款は、保険金を支払う場合・支払わない場合などについて定めた「補償条項」と、保険責任の始期・終期、告知義務・通知義務、無効、失効、解除などについて定めた「基本条項」から成っています。

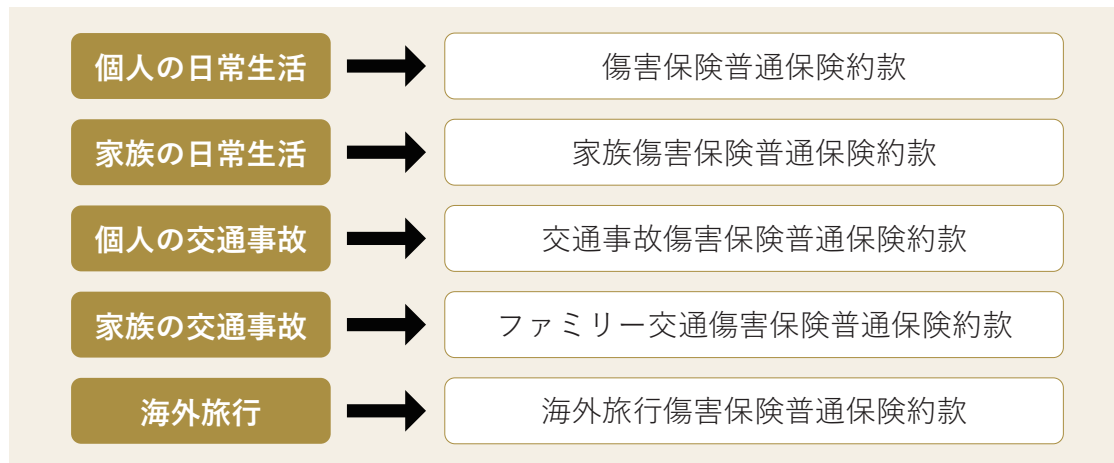


デジタルテキスト 024

## ② 普通保険約款の種類

傷害保険では、被保険者の範囲や補償の対象とする事故などにより、適用される保険約款が異なります。例えば、標準約款では、個人の日常生活の傷害には「傷害保険普通保険約款」、家族の日常生活の傷害には「家族傷害保険普通保険約款」、個人の交通事故には「交通事故傷害保険普通保険約款」、家族の交通事故には「ファミリー交通傷害保険普通保険約款」、海外旅行中の傷害・疾病には「海外旅行傷害保険普通保険約款」が適用されることになります。

### 例



### ▲注

▲注 国内旅行傷害保険は、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約を付帯（セット）するのが一般的です。

## 第2章 第三分野の保険の補償内容

デジタルテキスト 026

からだに関する保険には、傷害・疾病に備える保険、傷害・疾病が家計に及ぼすリスクに備える保険、旅行に関するリスクに備える保険など、リスクに応じて様々な保険があります。

本章では、傷害に備える保険の代表例である「傷害保険」、傷害のほか疾病に備える保険の代表例である「医療保険」、傷害や疾病で就業不能となった場合に被る損失を補償する「所得補償保険」、および旅行に関するリスクに備える保険の代表例である「国内旅行傷害保険」や「海外旅行保険」等の第三分野の保険の一般的な補償内容について説明します。 **▲注**

**▲注** 保険商品の内容は保険会社ごとに異なります。詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。

## 1 2 -1 | 傷害・疾病に関するリスク

第1節の  
学習時間  およそ  
38分

## (1) 傷害保険

普通傷害保険は、傷害保険のうち最も基本的な保険であり、家庭内、職場内、通勤途上、旅行中など、日常生活におけるほとんどの場面での「急激かつ偶然な外来の事故」による傷害が国内、国外を問わず補償されます。

なお、傷害保険には、普通傷害保険のほかに、被保険者の範囲を家族に広げた家族傷害保険、補償範囲を交通リスク等に限定した交通事故傷害保険、その家族型のファミリー交通傷害保険などがあります。

| 被保険者の範囲<br>補償の内容 | 本人                           | 家族               |
|------------------|------------------------------|------------------|
| 日常生活上の傷害         | 普通傷害保険                       | 家族傷害保険           |
| 主に交通事故による傷害      | 交通事故傷害保険                     | ファミリー交通傷害保険      |
| 旅行中の傷害           | 国内旅行傷害保険<br>海外旅行保険 <b>▲注</b> | 海外旅行保険 <b>▲注</b> |

**▲注** 海外旅行保険は、傷害だけでなく疾病も補償の対象となります。



デジタルテキスト 027

## ① 保険金が支払われる場合

被保険者が日本国内または国外において「急激かつ偶然な外来の事故」（以下「事故」といいます）によって、その身体 **▲注1** に被った傷害に対して保険金が支払われます。

この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状 **▲注2** が含まれます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含まれません。

## 【傷害保険における保険事故】



**▲注1** 義歯、義肢、義足等は、身体の一部とはみなされないため、それらが損傷を被っても傷害とはなりません。

**▲注2** 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

**▲注3** 身体傷害の例として、切り傷・すり傷・打撲・ヤケド、骨折、関節捻挫・筋違い・脱臼、内臓の出血、溺死・煙による窒息死、微傷に起因する創傷感染症（破傷風等）、動物や植物などの自然毒による食中毒などが挙げられます。

## a. 急激かつ偶然な外来の事故

傷害保険の支払要件となる「急激かつ偶然な外来の事故」とは、次のとおりです。

### 急激性とは？ 「突発的に発生すること」

事故から傷害の発生までの過程が直接的で、時間的な間隔がないことを指します。

例えば、「靴ズレ」や「しもやけ」も確かに傷害ですが、身体への持続的・継続的作用によって生じるものであり、突発的なものとはいえないため、急激な事故によるものとはなりません。

### 偶然性とは？ 「予知できない出来事」

①“原因が偶然”（階段で足を踏みはずす等）

②“結果が偶然”（走ってアキレス腱を断裂する等）

③“原因と結果がともに偶然”（道路で転んだところを走ってきた車にひかれる等）

のいずれかのことを指します。

例えば、足の骨折治療中にボールを蹴って悪化させた場合など、十分に結果を予測することができた傷害は、偶然な事故によるものとはなりません。

### 外来性とは？ 「身体の外側からの作用」

傷害の原因自体が身体の外側からの作用によることを指します。

傷害自体が身体の外側に現れる必要はありませんが、例えば、脳疾患で卒倒して骨折したときなど、身体に内在する原因によって生じた傷害は、外来の事故によるものとはなりません。

▲注1

## b. 傷害とは

保険における「傷害」とは、「ケガ」よりもやや広い意味を持ち、被傷部位が身体内部にあってもよく、外部に傷害の痕跡がなくてもよいとされます。したがって、切り傷やすり傷などばかりでなく、骨折、内部諸器官の出血、煙による窒息死なども「急激かつ偶然な外来の事故」によるものであれば「傷害」とされます。▲注2

▲注1 「急激」「偶然」または「外来」のいずれかの条件を欠く傷害の例として、一般に日やけ、日射病、各種職業病、車酔いなどが挙げられます。

▲注2 傷害事故の直接の結果として発生した「疾病」も「傷害」の延長と考えられます。例えば、胸部を強打して胸膜炎（疾病）になった場合も、「傷害」として補償の対象となります。

## ② 保険金が支払われない主な場合

次のような事由によって生じた傷害に対しては、保険金は支払われません。これを「免責事由」といいます。

### a. 故意または重大な過失・法令違反などによる免責

故意または重大な過失や法令違反などにより生じた傷害を補償の対象とすることは、公序良俗に反することから、次のような事由による傷害は免責となります。

- (a) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (b) (a)に規定する者以外の保険金を受け取るべき者 **▲注1** の故意または重大な過失
- (c) 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為（ケンカ）
- (d) 被保険者が無資格運転 **▲注2** または道路交通法に定める酒気を帯びている状態、もしくは麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車（以下「自動車等」といいます）を運転中に生じた事故

### b. 異常危険による免責

次のような異常危険に基づく事故による傷害に対しては、保険金は支払われません。

- (a) 戦争、内乱、暴動等
- (b) 地震、噴火またはこれらによる津波 **▲注3**
- (c) 核燃料物質等の放射性・爆発性等による事故

### c. 疾病等や医学的他覚所見のないもの

- (a) 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- (b) 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- (c) 外科的手術その他の医療処置（この保険で保険金を支払うべき傷害の治療のための医療処置を除きます）
- (d) 被保険者がむちうち症や腰痛その他の症状を訴えている場合で、それを裏付ける医学的他覚所見 **▲注4** のないもの

**▲注1** その者が死亡保険金の一部の受取人である場合に保険金が支払われないのは、その者が受け取るべき金額に限ります。

**▲注2** 無資格運転とは、無免許運転、免許取消・一時停止・仮停止処分中の運転、当該免許によって運転できる自動車の種類に違反して運転すること等をいいます。

**▲注3** 地震、噴火またはこれらによる津波による傷害を補償の対象とする特約もあります。

**▲注4** 医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

## d. 危険度の高い事由による免責

被保険者が、山岳登山や自動車競技等の危険な運動など、次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、通常とは危険度が大きく異なることから、保険金は支払われません。

### (a) 被保険者が危険な運動等を行っている間に生じた事故

山岳登山 **▲注1**、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 **▲注2** 操縦 **▲注3**、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 **▲注4** 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動 **▲注5**

### (b) 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間に生じた事故

- ア. 乗用具 **▲注6** を用いて競技等 **▲注7** をしている間（下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金が支払われます）
- イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間（下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金が支払われます）
- ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

**▲注1** ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5 m以下であるボルダリングを除きます。

**▲注2** グライダーおよび飛行船を除きます。

**▲注3** 職務として操縦する場合を除きます。

**▲注4** モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます）を除きます。

**▲注5** 山岳登山等の危険な運動による傷害を補償の対象とする特約もあります。

**▲注6** 乗用具とは、自動車、モーターボート（水上オートバイを含みます）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。

**▲注7** 競技等とは、競技、競争、興行（そのための練習を含みます）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦）をいいます。

## 【保険金が支払われる場合・支払われない場合（例）】

| 保険金が支払われる場合   | 保険金が支払われない場合  |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○スキー場やスケート場で転倒し、骨折した。</li> <li>○料理中にヤケドをした。</li> <li>○海水浴中に高波にのまれ、溺死した。</li> <li>○通勤の途中で自動車にはねられ、負傷した。</li> <li>○台風による荒天の中で自宅の屋根を修理中に転落し、打撲した。</li> <li>○火災の際に煙にまかれ、窒息死した。</li> <li>○自転車で転倒したときのキズが原因で破傷風にかかった。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●旅行先で食べた料理が原因で細菌性食中毒を起こした。</li> <li>●酒を飲んで（道路交通法に定める酒気を帯びている状態で）自動車を運転し、事故を起こして負傷した。</li> <li>●旅行先で急病（虫垂炎など）にかかり入院した。</li> <li>●新しい靴でハイキングに行き、ひどい靴ズレを起こした。</li> <li>●マラソン中に心臓発作を起こし、入院した。</li> <li>●自殺を図り、命はとりとめたが重傷を負った。</li> <li>●雪道を長時間歩いたため、ひどいしもやけにかかった。</li> </ul> |

## 【家族型の傷害保険における免責の適用】

家族型の傷害保険は被保険者が複数となりますが、そのうち1人の被保険者の免責事由に該当する行為により、他の被保険者が事故に遭った場合は、被保険者のうちの行為者本人のみが免責となり、行為者以外の被保険者は免責となりません。

## 例

AさんとBさんは同じ家族傷害保険の被保険者です。Aさんが運転免許の更新を忘れて無資格運転中に事故を起こし、Aさんと同乗者のBさんの2人とも傷害を負いました。この場合、Aさんに対しては、保険金は支払われませんが、Bさんに対しては、保険金は支払われます。

デジタルテキスト 032

## ③ 保険金の種類（支払われる保険金）

傷害保険で支払われる保険金には、「死亡保険金」「後遺障害保険金」「入院保険金」「手術保険金」および「通院保険金」があります。

## a. 死亡保険金

被保険者が傷害を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額が死亡保険金として死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）に支払われます。

なお、同一事故における傷害について、入院保険金または通院保険金は重ねて支払われますが、同一契約において後遺障害保険金が支払われている場合には、既に支払われた後遺障害保険金の額を控除した残額が支払われます。

$$\text{死亡保険金} = \text{死亡・後遺障害保険金額} - (\text{既に支払われた後遺障害保険金})$$

デジタルテキスト 033

## b. 後遺障害保険金

被保険者が傷害を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、その障害の程度に応じて後遺障害保険金が支払われます。

$$\text{後遺障害保険金} = \text{死亡} \cdot \text{後遺障害保険金額} \times \text{障害の程度に応じた割合}$$

### ▲注1

なお、既に後遺障害があり同一部位について後遺障害の程度を加重した場合、または同一契約において既に後遺障害保険金が支払われている等の場合は、所定の方法により算出した保険金が支払われますが、支払われる保険金の合計額は、保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

### (a) 後遺障害

後遺障害とは、治療 ▲注2 の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったもの、または身体の一部の欠損のことをいいます。

### (b) 180日を超えてなお治療を要する状態にある場合の取扱い

事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度が認定され、bのとおり算出した額が後遺障害保険金として支払われます。

### 【家族型の傷害保険の責任限度額】

死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次の①または②に掲げる額が限度となります。

- ① 本人および配偶者については、それぞれの保険金額
- ② ①以外の被保険者については、被保険者ごとに、その保険金額

▲注1 政府労災保険に準拠した後遺障害等級表（第14級：4%～第1級：100%）に基づき、後遺障害保険金の支払割合を定めています。

▲注2 治療とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。



交通事故により  
後遺障害が残った場合

### c. 入院保険金

被保険者が傷害を被り、その直接の結果として入院した場合に、事故の発生の日からその日を含めて一定期間内（180日以内など）の入院に対して、入院日数1日につき、入院保険金日額が入院保険金として支払われます。

$$\text{入院保険金} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数（180日限度など）}$$

**▲注**

入院とは、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

**▲注** 入院日数に応じた支払いではなく、傷害の部位・症状に応じて保険金を支払う部位・症状別保険金支払特約もあります（P.039参照）。

デジタルテキスト 035

### d. 手術保険金

被保険者が事故の発生の日からその日を含めて一定期間内（180日以内など）に病院または診療所において、傷害の治療を直接の目的として所定の手術を受けた場合に、手術保険金が支払われます。手術保険金の額は、入院中に受けた手術の場合と、それ以外の手術の場合で異なります。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限られます。

- ・入院中に受けた手術の場合  $\text{手術保険金} = \text{入院保険金日額} \times \text{所定の倍率（10倍など）}$
- ・上記以外の手術の場合  $\text{手術保険金} = \text{入院保険金日額} \times \text{所定の倍率（5倍など）}$

#### (a) 手術

手術とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（創傷処理、皮膚切開術等を除きます）、または先進医療に該当する診療行為をいいます。

**▲注1**

#### (b) 先進医療

先進医療とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます **▲注2**。ただし、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り **▲注3**。

**▲注1** 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

**▲注2** 先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り  
ます。

**▲注3** 診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

デジタルテキスト 036

## e. 通院保険金

被保険者が傷害を被り、その直接の結果として通院した場合に、事故の発生の日からその日を含めて一定期間内（180日以内など）の通院に対して、通院日数1日につき、通院保険金日額が通院保険金として支払われます。

$$\text{通院保険金} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数（90日限度、30日限度など）}$$

### ▲注

通院とは、病院または診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます（治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領のためのものは含みません）。

ただし、通院しない場合でも、約款所定の部位を固定するために、被保険者以外の医師の指示によりギプス等を常時装着し、かつ、固定していることが診断書等から確認できる場合は、その日数について、通院をしたものとみなします。

## f. 他の保険金と重複する場合

同一事故による傷害に対しては、入院保険金、手術保険金または通院保険金が重ねて支払われ、その支払額はそれぞれの規定に従って計算されます。

なお、被保険者が、入院保険金の支払いを受けられる期間中に、同一契約において新たに他の傷害を被ったとしても、入院保険金は重ねては支払われません。また、入院保険金の支払いを受けられる期間中の通院に対しても、重ねては通院保険金は支払われません。

また、被保険者が、通院保険金の支払いを受けられる期間中に、同一契約において新たに他の傷害を被ったとしても、通院保険金は重ねては支払われません。

▲注 通院日数に応じた支払いではなく、傷害の部位・症状に応じて保険金を支払う部位・症状別保険金支払特約もあります（P.039参照）。

デジタルテキスト 037

### ④ 保険契約の失効

保険契約締結後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は失効（効力を失う）します。契約が失効した場合は、所定の方法により計算した保険料が返還されます。

ただし、死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料は返還されません。

### ⑤ 傷害保険と他の保険契約等との関係

傷害保険の保険金は、定額給付であることから、健康保険・労働者災害補償保険（政府労災保険）の給付金、生命保険の保険金・給付金、加害者からの賠償金の受領などとは関係なく支払われます。

また、保険金が支払われた場合でも、被保険者またはその相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は保険会社に移転しません。 ▲注

▲注 海外旅行保険の傷害治療費用保険金等では、定額給付ではなく、実損払方式を採用している（P.056参照）ため、損害賠償金があれば控除されます（損害賠償請求権も移転します）。

デジタルテキスト 038

## ⑥ 主な特約

## a. 傷害リスクに関する特約

特約を付帯（セット）することにより、保険金の支払条件を変更したり、補償内容を拡大・縮小したりすることができます。 **▲注**

## 【支払保険金に関するもの】

|                    |   |
|--------------------|---|
| 部位・症状別保険金支払特約      | 被保険者が普通保険約款で保険金を支払う傷害を被り、その直接の結果として、治療を要した場合には、治療日数の合計が5日以上ときは部位・症状別保険金額に支払倍率を乗じた額が、また、治療日数の合計が1日～4日ときは部位・症状別保険金額が支払われます。 |
| 手術保険金の支払条件変更に関する特約 | 被保険者が入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合に、『入院保険金日額×手術の種類に応じたこの特約の別表（記載省略）に掲げる倍率』を乗じた額が手術保険金として支払われます。                       |
| 入院保険金支払限度日数変更特約    | 入院保険金の支払限度日数を変更します。   |
| 通院保険金支払限度日数変更特約    | 通院保険金の支払限度日数を変更します。   |

## 【補償内容の拡大・縮小に関するもの】

|              |  |
|--------------|--|
| 就業中のみの危険補償特約 | 被保険者がその職業または職務に従事している間（通勤途上を含みます）に被った傷害に限り、保険金が支払われます。   |
| 特定感染症危険補償特約  | 被保険者が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」といいます）に規定する特定の感染症（一類から三類の感染症）にかかった場合に、後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金が支払われます。政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症について、補償対象としている商品もあります。 |
| 天災危険補償特約     | 被保険者が地震、噴火またはこれらによる津波によって被った傷害に対して保険金が支払われます。  |

**▲注** 特約の名称、補償範囲、取扱方法等は、保険会社ごとに異なります。

## b. 個人賠償責任特約

日常生活に起因して、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われる特約です。

|                |   |
|----------------|---|
| 被保険者           | (a) 本人<br>(b) 本人の配偶者<br>(c) 本人またはその配偶者の同居の親族<br>(d) 本人またはその配偶者の別居の未婚の子<br>▲注1   |
| 保険金が支払われる場合    | 被保険者が、被保険者の居住の用に供される住宅の所有、使用、管理または日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の滅失、汚損もしくは損傷について、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。▲注2 ▲注3  |
| 保険金が支払われない主な場合 | (a) 保険契約者、被保険者等の故意によって生じた損害<br>(b) 地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害<br>(c) 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任<br>(d) 他人から借りたり預かったりした物に対する損害賠償責任 ▲注4<br>(e) 第三者との約定により加重された損害賠償責任<br>(f) 航空機、船舶、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 等 |

▲注1 被保険者が責任能力のない未成年者や認知症（P.048（4）①（注2）参照）の高齢者など責任無能力者の場合は、その親権者や法定の監督義務者等も被保険者となる保険商品もあります。

▲注2 「日本国内のみ補償」と「日本国内・国外を問わず補償」とがあります。

▲注3 日本国内で電車等を運行不能にした場合の損害賠償責任を補償の対象とした保険商品もあります。

▲注4 他人からの受託品に対する損害賠償責任を補償の対象とした保険商品もあります。

### 参考 認知症を負った人のリスクに対応した個人賠償責任特約

認知症（P.048（4）①（注2）参照）の親の事故が社会問題となり、監督義務者となる家族の責任が「リスク」として認識されるようになったことから、一部の個人賠償責任特約では、事故を起こした被保険者が重度の認知症などで「責任無能力者」であった場合、監督義務者が別居の親族や別居の既婚の子であっても補償対象になるなど被保険者の範囲を変更（拡大）しています。また、従来「他人にケガをさせたり、他人の物を損壊させたりした場合」が個人賠償責任特約の支払要件となっていましたが、認知症患者が線路内に立ち入って電車を運行不能にさせてしまったなど直接損害以外の損害賠償責任について補償される個人賠償責任特約もあります。

## (2) 医療保険

医療保険は、被保険者が傷害や疾病による入院や手術などをした場合に、保険金が支払われる保険です。

医療保険は、傷害保険と異なり疾病も対象としていますが、基本的には入院することが支払要件となり、死亡保険金がなく、通院保険金も特約により対象となるといった特徴があります。



デジタルテキスト 041

### ① 保険金の種類（支払われる主な保険金）

この保険では、主に次のような保険金が支払われます。

| 保険金の種類    | 概要   |
|-----------|--|
| 傷害入院保険金   | 急激・偶然・外来の事故による傷害で入院したときに支払われます <b>▲注</b> 。       |
| 疾病入院保険金   | 疾病で入院したときに支払われます <b>▲注</b> 。                     |
| 傷害手術保険金   | 傷害の治療のため、所定の手術をしたときに支払われます。                      |
| 疾病手術保険金   | 疾病の治療のため、所定の手術をしたときに支払われます。                      |
| 傷害通院保険金   | 傷害入院保険金が支払われる場合などで、退院後にその傷害の治療のため、通院したときに支払われます。 |
| 疾病通院保険金   | 疾病入院保険金が支払われる場合などで、退院後にその疾病の治療のため、通院したときに支払われます。 |
| 葬祭費用保険金   | 被保険者が死亡した場合で、その親族が葬儀費用を負担したときに支払われます。            |
| 先進医療費用保険金 | 傷害や疾病の治療のため、先進医療を受けて技術料を負担したときに支払われます。           |

**▲注** 1回の入院と保険期間中の通算入院のいずれも限度日数を設定していることが一般的です。

デジタルテキスト 042

## ② 保険金が支払われない主な場合

次のような事由によって被った身体障害に対しては、保険金が支払われません。

なお、人間ドックなどの検査入院や美容整形のための入院は、治療を目的とする入院ではないため、保険金支払いの対象となりません。

|                |  |
|----------------|--|
| 傷害・疾病共通の<br>免責 | <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>b. 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為（ケンカ）</li> <li>c. 被保険者がむちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、医学的他覚所見のないもの 等</li> </ul> |
| 傷害固有の免責        | <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 被保険者の無資格運転、酒気を帯びている状態での運転、麻薬等の影響を受けた運転</li> <li>b. 地震、噴火またはこれらによる津波 等</li> </ul>   |
| 疾病固有の免責        | <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 先天性障害</li> <li>b. 麻薬等使用、アルコール依存症・薬物依存症</li> <li>c. 妊娠または出産（異常妊娠および異常分娩の場合を除きます） 等</li> </ul>   |

**▲注**

**▲注** 始期前発病・既往症の取扱いについては、P.082参照。

デジタルテキスト 043

## (3) がん保険

がん保険は、補償の対象を「がん」に特定した保険で、入院保険金や手術保険金のほか、被保険者が「がん」と診断された場合にも保険金が支払われます。



デジタルテキスト 044

## ① 保険金の種類（支払われる主な保険金）

この保険では、主に次のような保険金が支払われます。

| 保険金の種類  | 概要  |
|---------|---|
| がん診断保険金 | がんと診断確定された際に一時金が支払われます。がんと診断されれば何度でも支払われる商品が多くなっていますが、2回目以降の支払いについては前回より一定期間（例：2年間）経過していることなどの条件を設定している場合もあります。 |
| がん入院保険金 | がんで入院したときに保険金が支払われます（がん保険の入院保険金は、医療保険の疾病入院保険金とは異なり、入院日数に限度が設定されていないことが特徴になっています）。                               |
| がん手術保険金 | がんで手術をした場合、手術の種類に応じて保険金が支払われます。原則何度でも支払われる商品が多くなっていますが、手術の種類によっては支払回数に制限を設定している場合もあります。                         |
| がん通院保険金 | がんで所定の日数以上入院し、退院後に通院した場合に支払われます。<br>なお、入院前の通院についても支払う商品もあります（がん保険の通院保険金は、入院保険金とは異なり、通院日数に限度があります） <b>▲注</b> 。   |

**▲注** 入院を伴わない通院のみの治療でも保険金が支払われる保険商品もあります。

デジタルテキスト 045

## ② 保険金が支払われない主な場合

次のいずれかの事由により「がん」と診断確定された場合、保険金は支払われません。

- 保険期間 **▲注1** の開始から保険約款で定められた所定の日数 **▲注2** 以内に「がん」と診断確定された場合
- 保険期間 **▲注1** の開始前に「がん」と診断確定されていた場合

**▲注1** 更新契約の場合には最初に締結した保険契約の保険期間となります。

**▲注2** これを一般的に待機期間（無責期間）といいます。



参考

## 上皮内新生物（上皮内がん）

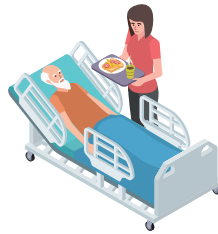
上皮とは、胃や腸などの臓器の粘膜や皮膚をおおっている表面の浅い部分のことで、上皮内新生物（上皮内がん）とは、がん細胞が上皮と呼ばれる場所の内側にとどまっているものを指します。がん保険では、上皮内新生物（上皮内がん）の場合に支払保険金を減額するものや、補償対象外としているものがあります。

デジタルテキスト 046

## (4) 介護保険

介護保険では、被保険者が一定の介護が必要な状態（要介護状態といいます）となり、その要介護状態が「支払対象期間」 **▲注** の開始日からその日を含めて一定期間を超えて継続した場合に保険金が支払われます。

**▲注** 支払対象期間とは、被保険者が要介護状態であることを医師が診断した日から被保険者が要介護状態でなくなった日までの期間をいいます。



デジタルテキスト 047

### ① 保険金の種類（支払われる主な保険金）

この保険では、主に次のような保険金が支払われます。

| 保険金の種類 | 概要   |
|--------|--|
| 介護保険金  | 被保険者が機能障害 <b>▲注1</b> または認知症 <b>▲注2</b> により要介護状態となり、その状態が所定の期間を超えて継続した場合に、毎月一定額が支払われます。                 |
| 介護一時金  | 被保険者が機能障害 <b>▲注1</b> または認知症 <b>▲注2</b> により要介護状態となり、その状態が所定の期間を超えて継続した場合に支払われます。ただし、保険期間を通じて1回が限度となります。 |

**▲注1** 機能障害とは、傷害、疾病その他の事由（認知症を除きます）により、身体機能が一部または全般にわたり低下し、かつ日常生活に支障が生じることをいいます。

**▲注2** 認知症とは、正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。

デジタルテキスト 048

## ② 保険金が支払われない主な場合

次のような事由によって生じた要介護状態に対しては、保険金が支払われません。

- a. 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- b. 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為（ケンカ）
- c. 戦争、内乱、暴動等
- d. 地震、噴火またはこれらによる津波
- e. 核燃料物質等の放射性・爆発性等による事故
- f. 被保険者がむちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、医学的他覚所見のないもの
- g. 無資格運転、酒気を帯びている状態での運転、麻薬等の影響を受けた運転
- h. 先天性障害
- i. 麻薬等使用、アルコール依存症・薬物依存症

## 1 2 -2 傷害・疾病が家計に及ぼすリスク

第2節の  
学習時間およそ  
6分

## (1) 所得補償保険

所得補償保険は、被保険者が傷害または疾病（以下「身体障害」といいます）で就業不能 **▲注** となった場合、その間に被保険者が被る損失を補償する保険です。

この保険では、国内・国外を問わず、日常生活、業務従事中のいずれの身体障害も補償対象となります。具体的には、業務中の事故のほか、レジャーや海外旅行中の身体障害で働けなくなった場合も、保険金が支払われます。

また、治療のために入院している場合のほか、入院以外で医師の治療を受け、自宅療養中で働けなくなった場合も、保険金が支払われます。

**▲注** 就業不能とは、被保険者が身体障害を被り、次の事由のいずれかにより保険証券記載の業務に全く従事できない状態をいいます。

なお、被保険者が死亡した後または身体障害が治癒した後は、就業不能となりません。

- a. その身体障害の治療のために入院していること
- b. 上記 a 以外で、その身体障害について医師の治療を受けていること



デジタルテキスト 050

### ① 保険金が支払われる場合

被保険者 **▲注1** が、身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業不能となった場合に、被保険者が被る損失（得られなくなった所得） **▲注2** に対して保険金が支払われます。

なお、この保険では、身体障害を被った時 **▲注3** が、初年度契約の場合は保険期間の開始日より前のとき、継続契約の場合は初年度契約の保険期間の開始日より前のときには、保険金は支払われません。

**▲注1** 被保険者となるには、一定の業務を持ち収入を得ていること等が条件となります。

**▲注2** 所得とは、保険証券に記載された業務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいい、就業不能の発生にかかわらず得られる収入（利子所得、配当所得、不動産所得、年金等の雑所得）は除かれます。

**▲注3** 身体障害を被った時とは、次の a または b のいずれかの時をいいます。

- a. 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時
- b. 疾病については、医師の診断による発病の時（ただし、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見された時）

デジタルテキスト 051

## ② 支払われる保険金

就業不能期間 **▲注1** 1か月につき保険金額が保険金として支払われます。ただし、平均月間所得額 **▲注2** が保険金額より小さい場合は、平均月間所得額が限度となります。

$$\text{支払保険金} = \text{保険金額} \left[ \begin{array}{l} \text{保険金額} > \text{平均月間所得額} \\ \text{の場合は平均月間所得額限度} \end{array} \right] \times \text{就業不能期間 (月数)}$$

**▲注3**

**▲注1** 就業不能期間とは、免責期間（注）の終了日の翌日から起算した補償対象期間内において被保険者が就業不能となる日数をいいます。就業不能期間（保険金を支払う期間）が1か月に満たない場合または就業不能期間に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。

**▲注2** 平均月間所得額とは、免責期間が始まる直前12か月における被保険者の月間所得の平均額をいいます。

**▲注3** 保険金が日額単位で支払われる商品もあります。

（注）免責期間とは、就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である一定の期間で保険金が支払われない期間をいいます。

デジタルテキスト 052

## ③ 保険金が支払われない主な場合

次のような事由によって被った身体障害による就業不能に対しては、保険金が支払われません。

|                |  |
|----------------|--|
| 傷害・疾病共通の<br>免責 | <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>b. 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為（ケンカ）</li> <li>c. 被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚醒剤またはシンナー等の使用</li> <li>d. 戦争、内乱、暴動等</li> <li>e. 核燃料物質等の放射性・爆発性等による事故</li> <li>f. 上記d、eに随伴して生じた事故</li> <li>g. 上記e以外の放射線照射または放射能汚染</li> <li>h. 被保険者がむちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても医学的他覚所見のないもの 等</li> </ul> |
| 傷害固有の免責        | <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 被保険者の無資格運転、酒気を帯びている状態での運転、麻薬等の影響を受けた運転</li> <li>b. 地震、噴火またはこれらによる津波</li> <li>c. 上記bの事由に随伴して生じた事故 等</li> </ul>  |
| 疾病固有の免責        | <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存・薬物依存等の精神障害</li> <li>b. 妊娠または出産（異常妊娠および異常分娩の場合を除きます） 等</li> </ul>  |

**▲注**

**▲注** 始期前発病・既往症の取扱いについては、P.085参照。

デジタルテキスト 053

## (1) 国内旅行傷害保険

国内旅行傷害保険は、被保険者が国内旅行行程中（国内旅行の目的をもって住居を出発してから住居に到着するまでの旅行行程中）に被った傷害に対して、「死亡保険金」「後遺障害保険金」「入院保険金」「手術保険金」および「通院保険金」が支払われる保険です。 **注**

**注** この保険は、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約を付帯（セット）するのが一般的です。



デジタルテキスト 054

### ① 保険金が支払われる場合

普通傷害保険と基本的には同じで、日本国内において旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、保険金を支払います（P.028参照）。

傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます（国内旅行傷害保険では、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒も含みます）。

### ② 保険金が支払われない場合

普通傷害保険と基本的には同じです（P.030参照）。

### ③ 保険金の種類（支払われる保険金）

普通傷害保険と同じです（P.033参照）。

デジタルテキスト 055

## (2) 海外旅行保険

海外旅行保険は、被保険者が海外旅行行程中（海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中）に被った傷害、疾病、賠償責任、旅行携行品の損害を補償するほか、傷害や疾病の治療に要した交通費や通訳雇入費用などの諸費用を補償する保険です。

他の傷害保険と異なる特徴として、疾病による損害も補償されること、傷害治療費用保険金および疾病治療費用保険金において治療に要した実費が保険金額を限度として支払われる（実損払）ことが挙げられます。



デジタルテキスト 056

### ① 保険金が支払われる場合・支払われない主な場合

支払保険金ごとに、保険金が支払われる場合・支払われない主な場合について説明します。

なお、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金および傷害治療費用保険金が支払われない主な場合は、普通傷害保険とほぼ同じ（P.030参照）ですが、海外旅行保険では、普通傷害保険で補償対象外としている「細菌性食中毒」および「ウイルス性食中毒」は、補償の対象となります。また、「暴動」および「地震、噴火またはこれらによる津波」も海外旅行保険では免責事由としていないため、補償の対象となります。



参考

#### 普通傷害保険、国内旅行傷害保険、海外旅行保険の相違点

○：補償する ×：補償しない

|          | 細菌性食中毒・<br>ウイルス性食中毒 | 地震、噴火または<br>これらによる津波 | 暴動 |
|----------|---------------------|----------------------|----|
| 普通傷害保険   | ×                   | ×                    | ×  |
| 国内旅行傷害保険 | ○                   | ×                    | ×  |
| 海外旅行保険   | ○                   | ○                    | ○  |

デジタルテキスト 057

## a. 傷害に関する保険金

## (a) 傷害死亡保険金

|                |   |
|----------------|---|
| 保険金が支払われる場合    | 被保険者が、海外旅行行程中に急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に傷害死亡保険金が支払われます。 <b>▲注1</b>  |
| 支払保険金          | 上記保険金が支払われる場合の規定のほかは、普通傷害保険と同じです（P.033参照）。  |
| 保険金が支払われない主な場合 | <p>次の事由によって生じた傷害死亡に対しては、傷害死亡保険金は支払われません。</p> <p>ア. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失<br/> イ. 傷害死亡保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失<br/> ただし、その者が傷害死亡保険金の一部の受取人である場合には、傷害死亡保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。</p> <p>ウ. 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為<br/> エ. 戦争、内乱等（テロ行為を除きます）<br/> オ. 核燃料物質等の放射性・爆発性等による事故<br/> カ. 無資格運転または道路交通法に定める酒気を帯びている状態での運転、もしくは麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転<br/> キ. 脳疾患、疾病または心神喪失<br/> ク. 妊娠、出産、早産または流産<br/> ケ. 山岳登山、リュージュ、ポブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等その他これらに類する危険な運動等 <b>▲注2</b> 等</p> |

**▲注1** この保険金が支払われる原因となった傷害について、既に傷害後遺障害保険金が支払われているときは、その金額を控除して支払われます。

**▲注2** 山岳登山など危険な運動等による事故については、特約を付帯（セット）することで補償の対象とする商品の他、危険な運動を行っている間に被った傷害について、割増保険料の支払いがない場合に保険金を削減払いする商品もあります。

## (b) 傷害後遺障害保険金（後遺障害等級表型／後遺障害保険金支払区分表型）

|                |   |
|----------------|---|
| 保険金が支払われる場合    | 被保険者が、海外旅行行程中に急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に傷害後遺障害保険金が支払われます。 |
| 支払保険金          | 上記保険金が支払われる場合の規定のほかは、普通傷害保険と同じです（P.034参照）。  |
| 保険金が支払われない主な場合 | 前記(a)の場合に加え、被保険者がむちうち症や腰痛その他の症状を訴えている場合で、それを裏付ける医学的他覚所見のないもの。<br>ただし、イは「傷害後遺障害保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失」となります。 |

デジタルテキスト 059

## (c) 傷害治療費用保険金

|                |  |
|----------------|--|
| 保険金が支払われる場合    | 被保険者が、海外旅行行程中に急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、その直接の結果として、治療を要した場合は、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に要した治療費用などが傷害治療費用保険金として支払われます。   |
| 支払保険金          | 被保険者が現実に支出した次の費用（社会通念上妥当な額とします）が、傷害治療費用保険金額の範囲内で支払われます。<br>ア. 診療費用・入院関係の費用（診察費、薬剤費、入院費等）<br>イ. 交通費、移送費、通訳雇入費<br>ウ. 義手、義足の修理費<br>エ. 諸雑費（通信費、身の回り品購入費）<br>オ. 治療を受け、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合の旅行行程復帰費用・帰国費用 等 |
| 保険金が支払われない主な場合 | 前記(a)の場合に加え、被保険者がむちうち症や腰痛その他の症状を訴えている場合で、それを裏付ける医学的他覚所見のないもの。<br>ただし、イは「傷害治療費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失」となります。  |

デジタルテキスト 060

## b. 疾病に関する保険金

## (a) 疾病死亡保険金

|                |  |
|----------------|--|
| 保険金が支払われる場合    | <p>被保険者が疾病によって死亡し、その死亡が次のいずれかに該当した場合に疾病死亡保険金が支払われます。</p> <p>ア. 責任期間（保険期間中で、かつ海外旅行行程中のことをいいます。以下同じ）中に死亡した場合</p> <p>イ. 責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病した疾病（その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限り、直接の原因として、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合</p> <p>ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限り、</p> <p>ウ. 責任期間中に感染した感染症 <b>▲注</b> を直接の原因として、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合</p> |
| 支払保険金          | 疾病死亡保険金額の全額が支払われます。  |
| 保険金が支払われない主な場合 | <p>次の事由によって生じた疾病死亡に対しては疾病死亡保険金は支払われません。</p> <p>ア. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>イ. 疾病死亡保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失</p> <p>ただし、その者が疾病死亡保険金の一部の受取人である場合には、疾病死亡保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。</p> <p>ウ. 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>エ. 戦争、内乱等（テロ行為を除きます）</p> <p>オ. 妊娠、出産、早産または流産</p> <p>カ. 歯科疾病 等</p>   |

**▲注** 感染症法に規定する一類感染症から四類感染症までの感染症をいいます。政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症について補償対象としている商品もあります。

## (b) 疾病治療費用保険金

|                       |  |
|-----------------------|--|
| <p>保険金が支払われる場合</p>    | <p>被保険者が次のいずれかに該当した場合は、治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した治療費用などが、疾病治療費用保険金として支払われます。</p> <p>ア. 責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病した疾病（その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限り）で、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始した場合</p> <p>イ. 責任期間中に感染した感染症 <b>▲注1</b> を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合</p>   |
| <p>支払保険金</p>          | <p>被保険者が現実に支出した次の費用（社会通念上妥当な額とします）が、疾病治療費用保険金額の範囲内で支払われます。</p> <p>ア. 診療費用・入院関係の費用（診察費、薬剤費、入院費等）</p> <p>イ. 交通費、移送費、通訳雇入費</p> <p>ウ. 諸雑費（通信費、身の回り品購入費）</p> <p>エ. 治療を受け、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合の旅行行程復帰費用・帰国費用</p> <p>オ. 法令に基づき、公的機関により病原体に汚染された場所等の消毒を命じられたときに要する費用 等</p>        |
| <p>保険金が支払われない主な場合</p> | <p>前記(a)の場合と同じです。</p> <p>ただし、イは「疾病治療費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失」となります。</p> <p>また、前記に加え、以下についても、保険金が支払われません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者がむちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの</li> <li>被保険者が被った傷害に起因する疾病の治療に要した費用 <b>▲注2</b> 等</li> </ul> |

**▲注1** 感染症法に規定する一類感染症から四類感染症までの感染症をいいます。政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症について補償対象としている商品もあります。

**▲注2** 傷害治療費用保険金の支払対象となります。

## c. 旅行者の救助等に関する保険金

## 救援者費用等保険金

|                |  |
|----------------|--|
| 保険金が支払われる場合    | 被保険者が、一定の要件のもと、傷害・疾病等により死亡、または一定期間（3日など）以上入院した場合や、搭乗する航空機・船舶が行方不明になった場合等に、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した捜索救助費用等の費用が、救援者費用等保険金として支払われます。   |
| 支払保険金          | <p>保険契約者、被保険者およびその親族が現実に出した次の費用（社会通念上妥当な額とします）が、保険期間を通じ救援者費用等保険金額の範囲内で支払われます。</p> <p>ア. 捜索救助費用</p> <p>イ. 救援者の現地までの航空運賃等往復の交通費（救援者3名限度など） <b>▲注1</b></p> <p>ウ. 現地および現地までの往復行程における救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名分かつ1名につき14日分までなど)</p> <p>エ. 現地からの移送費 <b>▲注2</b> <b>▲注3</b></p> <p>オ. 遺体処理費用<br/>死亡した被保険者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用（100万円限度など）</p> <p>カ. 諸雑費<br/>救援者の渡航手続費（旅券印紙代、査証料等）、現地での交通費、通信費等（合計20万円限度など） <b>▲注4</b></p> <p style="text-align: right;">等</p> |
| 保険金が支払われない主な場合 | <p>ア. 次のいずれかに該当する事由によって保険金を支払う場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、救援者費用等保険金は支払われません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</li> <li>・救援者費用等保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失</li> <li>・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 等</li> </ul> <p><b>▲注5</b></p> <p>上記以外は、傷害死亡保険金支払特約とほぼ同じです。</p> <p>イ. 被保険者がむちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって「入院した場合」に該当したことにより発生した費用に対しては、その症状の原因がいかなくとも救援者費用等保険金は支払われません。</p>                    |

**▲注6**

- ▲注1** 現地とは、事故発生地、収容地または被保険者の勤務地のことをいいます。
- ▲注2** 治療のため医師または職業看護師の付添いを要する場合、その費用を含みます。ただし、不定期航空運送（貸切航空便による運送を含みます）のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限ります。
- ▲注3** 払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害・疾病治療費用で支払われるべき金額は差し引かれます。
- ▲注4** 入院治療に伴う諸雑費として、傷害・疾病治療費用で支払われるべき金額は差し引かれます。
- ▲注5** 被保険者が責任期間中に自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、救援者費用等保険金が支払われます。
- ▲注6** **疾病に関する応急治療・救援費用補償特約**  
被保険者が旅行開始前に発病し、医師の治療を受けたことのある疾病を直接の原因として旅行行程中における症状の急激な悪化により、医師の治療を受けた場合、または、継続して一定期間（3日など）以上入院した場合に、治療救援費用補償特約等の保険金が支払われます。

## ② 主な特約

主な特約は次のとおりです。 **▲注**

|                   |  |
|-------------------|--|
| 個人賠償責任特約          | 被保険者が海外旅行行程中に生じた偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の滅失、汚損もしくは損傷について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金が支払われます。  |
| 携行品損害補償特約         | 被保険者が海外旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品について、その旅行行程中に生じた偶然な事故（盗難、破損、火災など）によって被った損害に対して保険金が支払われます。   |
| 航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約 | 航空機に預けた手荷物が、目的地到着から一定時間（6時間など）以内に到着しなかった場合、被保険者が負担した身の回り品購入費等に対して保険金が支払われます。   |
| 航空機遅延費用等補償特約      | 搭乗を予定していた航空機に生じた一定時間（6時間など）以上の出発遅延、欠航、運休および着陸地変更等により、被保険者が費用を負担することによって被った損害に対して、一定金額（2万円など）を限度に保険金が支払われます（費用とは、宿泊施設の客室料、交通費、食事代等をいいます）。   |
| 旅行変更費用補償特約        | 被保険者または被保険者の近親者の死亡、危篤または入院および被保険者の住居の火災等により一定金額（100万円など）以上の損害が発生した場合等で、出国を中止したときまたは旅行行程途中で帰国したときに、保険契約者、被保険者等が現実に支出した費用（取消料、違約料等の名目で旅行業者に支払う費用および渡航手続費等）に対して、旅行変更費用保険金額を限度に保険金が支払われます。 |

**▲注** 特約の名称、補償範囲、取扱方法等は、保険会社ごとに異なります。

# 2

第2編

## 契約条件の確認

### 学習の内容

第1章 第三分野の保険の契約条件・保険料率

第2章 被保険者

第3章 保険金額の設定

第4章 保険期間・保険料払込方法

#### ●デジタルテキストとの関連について

テキスト内の **デジタルテキスト 000** はデジタルテキストにおけるページ番号です。

また、本文中の（P.000参照）は、**デジタルテキスト 000** のページ番号で表記しています。

## 第1章 第三分野の保険の契約条件・保険料率

デジタルテキスト 066

## 2-1-1 第三分野の保険の引受け

第1節の  
学習時間およそ  
4分

## (1) 第三分野の保険の引受手順

傷害保険、医療保険、所得補償保険など第三分野の保険の引受けにあたっては、補償内容を確認したうえで、契約条件の決定に必要な情報を確認します。

まずは補償内容を確認したうえで、被保険者の範囲や被保険者の職業・職種を確認し、どれくらいの加入金額（保険金額）にするかを決定し、保険料を算出します。

なお、第三分野の保険の引受手順の詳細については第3編第1章を参照してください。

本編では、傷害保険のほか、医療保険、所得補償保険、国内旅行傷害保険および海外旅行保険の契約条件の決定に必要な情報について解説します。

デジタルテキスト 067

## (2) 第三分野の保険の契約条件の確認

傷害保険等の保険料率は、保険金の種類ごと等に保険金額に保険料率を乗じて算出します。

この保険料率は、被保険者の範囲、職業・職種、年齢などによって決まりますので、第三分野の保険の引受けにあたっては、保険料率を決める要素となるリスク区分を正しく理解したうえで、契約条件の決定に必要な情報を正確に確認することが重要です。

傷害保険等の保険料率は、被保険者の範囲、職業・職種、年齢などによって決まる



デジタルテキスト 068

## ① 被保険者の範囲

傷害保険においては、被保険者の範囲によって保険料が異なるため、被保険者の範囲を確認することが重要です。また、家族型の傷害保険においては、被保険者「本人」を誰にするのかによって被保険者の範囲が異なるので注意が必要です。

## ② 職業・職種

傷害保険や所得補償保険では、被保険者本人の職業・職種によるリスクの違いによって保険料が異なるため、正確に確認する必要があります。

## ③ 年齢・性別

所得補償保険や医療保険などの疾病を対象とする保険では、被保険者の年齢によるリスクの違いによって保険料が異なるため、確認する必要があります。

さらに、医療保険やがん保険では、被保険者の年齢に加えて性別によっても保険料が異なるため、確認する必要があります。

デジタルテキスト 069

## ④ 健康状態

医療保険および所得補償保険は、疾病を対象とすることから、過去の傷病歴等の告知により、被保険者の健康状態を確認する必要があります。この場合、「健康状態告知書」などで傷病歴の告知があったときには、保険契約の引受けができなかったり、特別な条件付での引受けとなったりすることがあります。

## ⑤ 保険金額・引受限度額

人を対象とする保険では、被保険利益の概念がないことから、適切な保険金額の設定が重要です。このため、保険金額は、被保険者の年齢、収入、家族構成などや、他に加入している同種の保険がある場合は、その契約内容を踏まえ、総合的に判断して設定する必要があります。

また、不正な保険金請求を防ぐためにも、特に引受限度額の確認は重要です。この場合の引受限度額は、他の保険会社が引き受けている契約と通算するのが一般的です。

デジタルテキスト 070

## 2-1-2 第三分野の保険の保険料率

第2節の  
学習時間  およそ  
1分

## (1) 傷害保険

傷害保険の基本料率（家族型の傷害保険の場合は被保険者本人に適用する基本料率）は、被保険者の職業・職種ごとに定められています。


なお、家族型の傷害保険では、被保険者本人のほか、配偶者、その他の親族の区分ごとに基本料率が定められています。

適用保険料は、保険金の種類（死亡保険金・後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金）ごとに個別に計算し、合計します。

死亡・後遺障害保険金額（千円）×適用料率  = 適用保険料（円）

入院保険金日額（円）×適用料率  = 適用保険料（円）

通院保険金日額（円）×適用料率  = 適用保険料（円）

 適用料率は、基本料率に割増引を加減した最終的な料率です。

デジタルテキスト 071

## (2) 国内旅行傷害保険

国内旅行傷害保険の基本料率は、保険期間ごとに定められています。



デジタルテキスト 072

## (3) 海外旅行保険

海外旅行保険の基本料率は、保険期間ごとに定められています。



デジタルテキスト 073

## 第2章 被保険者

デジタルテキスト 074

第三分野の保険の引受けにあたっては、被保険者を確認することが基本となりますが、保険商品の特性などに応じて、被保険者の範囲や職業・職種、健康状態などを確認することが重要です。

本章では、傷害保険、医療保険、所得補償保険、国内旅行傷害保険および海外旅行保険の被保険者に関する確認事項等について説明します。 **▲注**

**▲注** 保険商品の内容は保険会社ごとに異なります。詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。

## 2-2-1 傷害保険

第1節の  
学習時間およそ  
7分

## (1) 職業・職種

傷害保険は、被保険者の職業・職種によって保険料が異なるため、職業・職種の区分について、正しく理解する必要があります。また、傷害保険には、被保険者本人のほか、被保険者の家族を補償の対象とする家族型の傷害保険がありますので、家族型の被保険者の範囲について正しく理解する必要があります。 **▲注1**

傷害保険のうち普通傷害保険および家族傷害保険では、日常生活におけるほとんどあらゆる場合が補償の対象となるため、被保険者本人が普段どのような生活を送っているのかによって危険度が大きく異なります。このため、被保険者本人の職業・職種の危険度の違いにより、保険料が区分されています。下表では、職種級別Bの料率（保険料）が職種級別Aの料率（保険料）よりも高くなります。 **▲注2**

## 【職種級別（例）】

| 職種級別 | 職業・職種   |
|------|---|
| A    | 事務系会社員、教員、医師、弁護士、公認会計士、税理士、理容師、美容師、調理人、販売人等、生徒、学生 等 |
| B    | 農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員、自動車運転者、建設作業員  |

**▲注1** 被保険者の年齢が一定以上の場合、契約条件が異なったり、保険契約の引受けができなかったりすることがあります。

**▲注2** 被保険者本人の職業・職種によって保険料が区分されない保険商品もあります。



デジタルテキスト 075

## (2) 被保険者（家族型の傷害保険）

### ① 家族型の傷害保険における被保険者の範囲

家族型の傷害保険では、自動的に次の者がすべて被保険者となります。本人または配偶者とそれ以外の被保険者との続柄は、傷害の原因となった事故発生時におけるものとします。

なお、有無責は被保険者（個人）ごとに判定します（家族型の傷害保険における免責の適用についてはP.032参照）。

- a. 本人（保険証券の本人欄に記載の者をいいます。以下同じ）
- b. 本人のほか、次のいずれかに該当する者
  - (a) 本人の配偶者
  - (b) 本人またはその配偶者の同居の親族
  - (c) 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

#### 【用語の解説】

|                 |   |
|-----------------|---|
| 配偶者             | 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（内縁関係にある者など）および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。  |
| 同居              | 同居とは、同一の家屋に居住することをいい、同一の家屋とは、物理的、機能的に独立した一つの建物のことをいうため、同一の敷地内にあっても、独立して居住するための構造・設備を有する2棟の建物であれば「同居」にはあたりません。<br>また、同一マンションであっても別区画に住んでいるような場合は通常は「同居」とは考えられません。<br>なお、短期間の出稼ぎ等の一時的別居は「同居」とされません。 |
| （本人または配偶者以外の）親族 | 被保険者本人または配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます（P.079【別表】親族の範囲参照）。  |
| 未婚              | これまでに婚姻歴がないことをいいます。   |

デジタルテキスト 076

### ② 本人の変更

保険契約締結後、本人が死亡保険金が支払われるべき傷害以外の事由によって死亡した場合には、次のいずれかの手続きが必要となります。

ただし、この保険契約において、変更前の本人が後遺障害保険金の支払いを受けていた場合は、bによるものとします。

- a. 残った家族のうち、新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること
- b. 保険契約を解除すること

デジタルテキスト 077

### ③ 被保険者の範囲を限定する特約

次の特約を付帯（セット）することにより、被保険者の範囲を限定することができます。

|                          |  |
|--------------------------|--|
| <p><b>夫婦特約</b></p>       | <p>被保険者は、本人および本人の配偶者となります。<br/>ただし、個人賠償責任特約が付帯（セット）されている場合には、同特約の被保険者は、前記（2）①に規定する者となります。</p>              |
| <p><b>配偶者補償対象外特約</b></p> | <p>被保険者は、本人ならびに本人の同居の親族および別居の未婚の子となります。<br/>ただし、個人賠償責任特約が付帯（セット）されている場合には、同特約の被保険者は、前記（2）①に規定する者となります。</p> |

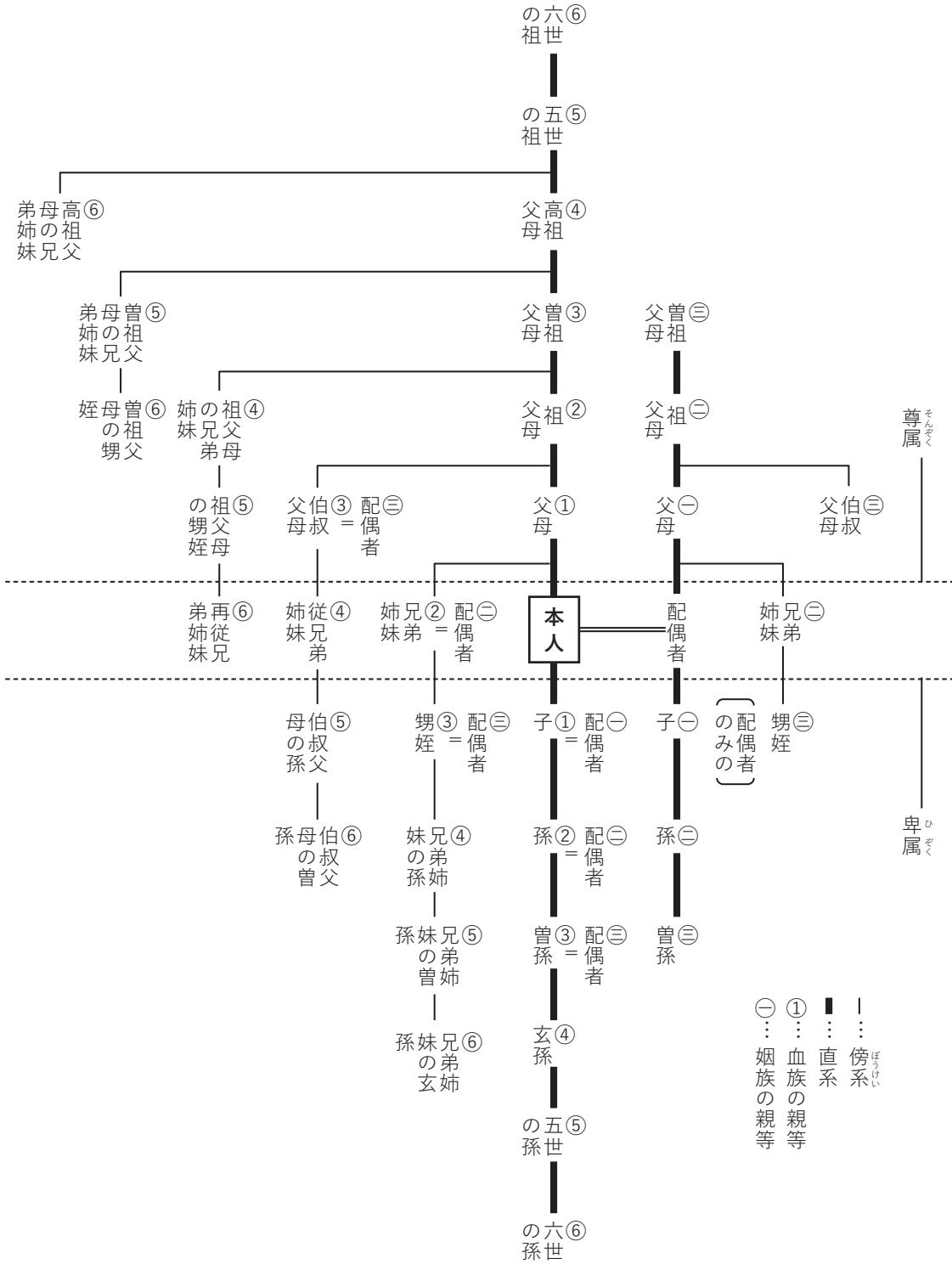
**【被保険者の範囲：パターン】**

○ 被保険者となる      × 被保険者とならない

| 被保険者の範囲   | 本人 | 配偶者 | 親族 |
|-----------|----|-----|----|
| 本人型       | ○  | ×   | ×  |
| 夫婦型       | ○  | ○   | ×  |
| 配偶者補償対象外型 | ○  | ×   | ○  |
| 家族型       | ○  | ○   | ○  |

第2章  
被保険者

【別表】親族の範囲（民法第725条）（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）





## (1) 年齢・性別

医療保険は、傷害のほか疾病を補償の対象としているため、被保険者の年齢・性別や健康状態を正しく把握する必要があります。このため、健康状態の告知の重要性、始期前発病や既往症の取扱いについて正しく理解する必要があります。

医療保険では、疾病を補償の対象としており、被保険者の年齢・性別によって危険度が異なるため、保険料も異なります。この場合の年齢は、保険契約申込時点ではなく、保険始期日時点のものを適用します。

なお、一定以上の高齢になると保険契約を継続できなくなることがあります。

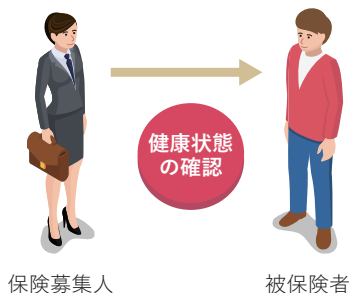
デジタルテキスト 080

## (2) 健康状態

被保険者に、現在治療中、または過去に治療歴のある傷害や疾病がある場合、保険契約の引受けができないことがあります。また、契約締結前に、被保険者の健康状態を確認するために医師の診査が必要となることがあります。

**注**

**注** 既に傷害や疾病がある人でも、特別な条件（保険料の割増、保険金の削減、特定疾病群補償対象外など）を付けて契約できる場合があります。



デジタルテキスト 081

## (3) 始期前発病・既往症の取扱い

保険責任の開始日（責任開始日）よりも前に発病した疾病（発病時期は医師の診断によります）または発生した事故による傷害によって保険金支払事由が発生した場合には、保険金が支払われません。この場合、たとえ健康状態について正しく告知していても保険金は支払われません。

デジタルテキスト 082



## (1) 年齢および職業・職種

所得補償保険は、医療保険と同様に、傷害のほか疾病を補償の対象としているため、被保険者の年齢や健康状態を正しく把握する必要があります。このため、健康状態の告知の重要性、始期前発病や既往症の取扱いについて正しく理解する必要があります。

所得補償保険では、被保険者の年齢や職業・職種によって危険度が異なるため、年齢および職業・職種によって料率（保険料）が異なります。

傷害保険と同様に、危険度の高い職業・職種がより高い料率（保険料）となります。

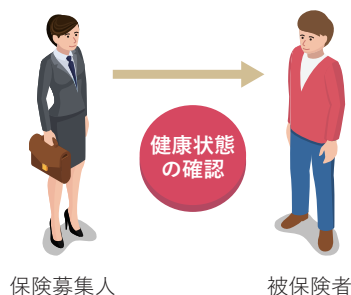
デジタルテキスト 083

## (2) 健康状態

被保険者に、現在治療中、または過去に治療歴のある傷害や疾病がある場合、保険契約の引受けができないことがあります。

また、契約締結後や保険金請求時に、保険会社が告知内容等を確認することがあります。 **▲注**

**▲注** 既に傷害や疾病がある人でも、特別な条件（特定疾病・部位の補償対象外など）を付けて契約できる場合があります。

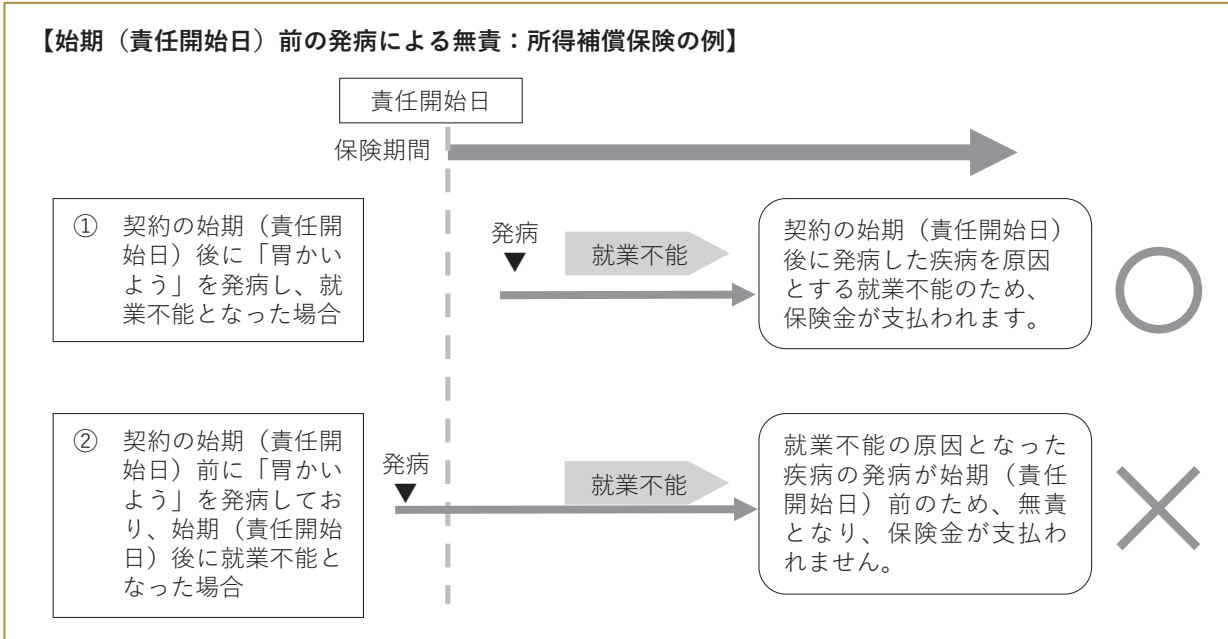


デジタルテキスト 084

### (3) 始期前発病・既往症の取扱い


初年度契約の保険責任の開始日（責任開始日）より前に発病した疾病（発病時期は医師の診断によります）、または発生した事故による傷害によって保険金支払事由が発生した場合には、保険金は支払われません。この場合、たとえ健康状態について正しく告知していても保険金は支払われません。 **▲注**

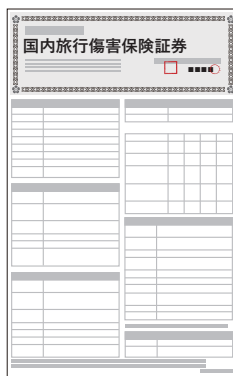
**▲注** 保険商品・特約によっては、責任開始日から一定期間経過後に保険金支払事由が発生した場合、責任開始日以降の発病とみなして、保険金が支払われることがあります。



## (1) 被保険者の範囲

国内旅行傷害保険の被保険者は、保険証券の被保険者欄に記載の者となります。  注

 注 明細書を付けて2名以上を被保険者とする「団体契約」もあります。



The image shows a sample form for a Domestic Travel Accident Insurance Certificate. The title at the top is '国内旅行傷害保険証券' (Domestic Travel Accident Insurance Certificate). Below the title, there are several sections with lines for text entry, including fields for the insured person's name, address, and other details. The form is presented in a grid-like layout with various boxes and lines.

デジタルテキスト 086

## (2) 旅行目的・旅行日数など

国内旅行傷害保険では、主に観光や商用（商談など事務的なもの）などに旅行目的が限られています。  
なお、通常、旅行期間が1か月を超える場合は引き受けられません。この場合は他の傷害保険で引き受けます。



デジタルテキスト 087

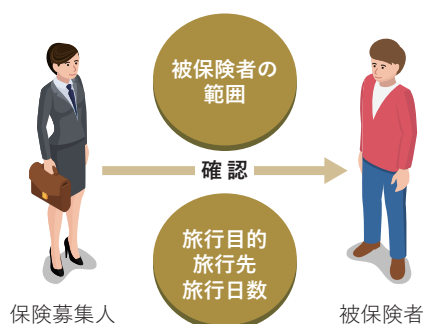


## (1) 被保険者の範囲

海外旅行保険では、被保険者（旅行者）の範囲に加え、旅行目的、旅行先や旅行日数などについても正しく確認する必要があります。

海外旅行保険には、被保険者を本人に限る契約方式と、配偶者・親族まで含めることができる契約方式があります。

被保険者の範囲や旅行目的、旅行先、旅行日数等の確認が必要



デジタルテキスト 088

## (2) 旅行目的・旅行日数など

海外旅行保険では、観光、商用、留学などに旅行目的が限られ、さらに旅行日数に条件がある場合もあります。このため、海外に永住する人や、旅行目的や帰国予定のない人は引受対象外となります。

また、旅行先の医療費や物価水準についても考慮する必要があり、旅行日数によっても保険料が異なります。なお、戦争や紛争地域など、旅行先の情勢によっては引受対象外となることがあります。 **▲注**

**▲注** 通常は、保険会社が旅行先や旅行日数によって補償パターンを設定し、その中から選択する契約方式としています。

引受対象



デジタルテキスト 089

## 第3章 保険金額の設定

デジタルテキスト 090

人の価値は金銭に評価できない性質のものです。このため、人を対象とする第三分野の保険では、被保険者の年齢、職業・職種、収入、治療費の水準などから総合的に判断し、妥当な保険金額で引き受けることが重要です。

また、過大な保険金請求や保険事故の偽装など保険契約本来の目的から逸脱した不正な保険金請求（モラルリスク）を防止するため、保険金額がいたずらに高額な保険契約の引受けは慎まなければなりません。

本章では、傷害保険、医療保険、所得補償保険、国内旅行傷害保険および海外旅行保険における保険金額の設定にあたっての基本的な考え方や注意点について説明します。 **▲注**

**▲注** 保険商品の内容は保険会社ごとに異なります。詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。

## 2 | 3 -1 | 傷害保険

第1節の  
学習時間  およそ  
2分

## (1) 保険金額の設定

傷害保険の保険金額は、支払保険金の種類（「死亡保険金・後遺障害保険金」「入院保険金」「通院保険金」等）ごとにそれぞれ設定します。通常は、パンフレット等に保険金額（「死亡・後遺障害保険金額」「入院保険金日額」「通院保険金日額」等）の異なる複数の引受パターンが記載されており、保険契約者が自分に合ったプランを選ぶなどにより保険金額を設定します。

| 補償内容    | プランA（簡素） | プランB（通常） | プランC（充実） |
|---------|----------|----------|----------|
| 死亡保険金   | 〇〇円      | △△円      | ××円      |
| 後遺障害保険金 | 〇〇円      | △△円      | ××円      |
| 入院保険金   | 〇〇円      | △△円      | ××円      |
| 手術保険金   | 〇〇円      | △△円      | ××円      |
| 通院保険金   | 〇〇円      | △△円      | ××円      |
| ●●●     | 〇〇円      | △△円      | ××円      |

デジタルテキスト 091

## (2) 引受限度額の確認

## ① 自社分・他社分

各保険金額・日額について、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるように設定する必要があります。

契約にあたっては、「既に同様の他の傷害保険（共済を含みます）に加入していないか」「加入している他の傷害保険の保険金額はいくらか」などについて、必ず確認する必要があります。

## ② 契約内容登録制度

損害保険業界では、保険犯罪の発生を未然に防止するため、傷害保険契約などについて契約内容の登録制度を設けており、損害保険会社は、この制度により、重複保険契約の有無を確認しています。

デジタルテキスト 092

### (3) 引受限度額の設定

被保険者が満15歳未満の場合、または保険契約者と被保険者が異なる傷害保険で、被保険者本人の同意がない場合については、保険会社が一定の引受限度額を設定しています。

デジタルテキスト 093



## (1) 保険金額の設定

医療保険の保険金額は、支払保険金（入院、手術等）ごとにそれぞれ設定します。通常は、パンフレット等に保険金額の異なる複数の引受パターンが記載されており、保険契約者が自分に合ったプランを選ぶなどにより保険金額を設定します。

| 補償内容  | プラン A (簡素) | プラン B (通常) | プラン C (充実) |
|-------|------------|------------|------------|
| 入院保険金 | 〇〇円        | △△円        | ××円        |
| 手術保険金 | 〇〇円        | △△円        | ××円        |
| 通院保険金 | 〇〇円        | △△円        | ××円        |
| ●●●   | 〇〇円        | △△円        | ××円        |
| ●●●   | 〇〇円        | △△円        | ××円        |
| ●●●   | 〇〇円        | △△円        | ××円        |

デジタルテキスト 094

## (2) 引受限度額の確認

各保険会社では、医療保険通算で、1被保険者につき引受保険金額（入院保険金日額・手術保険金額）に限度（自社分・他社分合計）を設定しています。

契約にあたっては、「既に同様の他の医療保険等（共済を含みます）に加入していないか」「加入している他の医療保険の保険金額はいくらか」などについて、必ず確認する必要があります。

デジタルテキスト 095



## (1) 保険金額の設定

所得補償保険では、被保険者の年齢、職業、収入の推移、公的医療保険制度による給付内容などを勘案し、平均所得額（保険契約締結直前12か月における所得の平均月間額）の範囲内で1か月当たりの休業補償額となる保険金額を設定します。

なお、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は、この保険での「所得」に含まれません。また、就業不能により免れる経費（交通費等）や就業不能の発生によって初めて得られる収入（就業不能期間中支払われる給与等）は、この保険の「所得」の対象になりません。 **▲注**

**▲注** 保険金額を日額単位で設定する商品もあります。

デジタルテキスト 096

## (2) 保険金額等の確認

「保険金額」や「職業・職種」は、変更になる可能性があるため、更新時などに必ず保険契約者・被保険者に確認する必要があります。

デジタルテキスト 097



## (1) 保険金額の設定

国内旅行傷害保険の保険金額は、支払保険金の種類（「死亡保険金・後遺障害保険金」「入院保険金」「通院保険金」等）ごとにそれぞれ設定します。通常は、パンフレット等に保険期間別に保険金額（「死亡・後遺障害保険金額」「入院保険金日額」「通院保険金日額」等）の異なる複数の引受パターンが記載されており、保険契約者が自分に合ったプランを選ぶなどにより保険金額を設定します。

| 補償内容    | プランA（簡素） | プランB（通常） | プランC（充実） |
|---------|----------|----------|----------|
| 死亡保険金   | 〇〇円      | △△円      | ××円      |
| 後遺障害保険金 | 〇〇円      | △△円      | ××円      |
| 入院保険金   | 〇〇円      | △△円      | ××円      |
| 手術保険金   | 〇〇円      | △△円      | ××円      |
| 通院保険金   | 〇〇円      | △△円      | ××円      |
| ●●●     | 〇〇円      | △△円      | ××円      |

デジタルテキスト 098

## (2) 引受限度額の設定

被保険者が満15歳未満の場合、または保険契約者と被保険者が異なる保険で、被保険者本人の同意がない場合については、保険会社が一定の引受限度額を設定しています。

デジタルテキスト 099



## (1) 保険金額の設定

海外旅行保険の保険金額は補償種目ごとにそれぞれ設定します（携行品損害や賠償責任に関する特約については免責金額を設定する場合があります）。通常は、保険期間別に保険金額の異なる複数の引受パターンから、保険契約者が自分に合ったプランを選ぶなどにより保険金額を設定します。

| 補償内容      | プランA（簡素） | プランB（通常） | プランC（充実） |
|-----------|----------|----------|----------|
| 傷害死亡保険金   | 〇〇円      | △△円      | ××円      |
| 傷害後遺障害保険金 | 〇〇円      | △△円      | ××円      |
| 治療・救援保険金  | 〇〇円      | △△円      | ××円      |
| 携行品損害     | 〇〇円      | △△円      | ××円      |
| ●●●       | 〇〇円      | △△円      | ××円      |
| ●●●       | 〇〇円      | △△円      | ××円      |

デジタルテキスト 100

## (2) 引受限度額の設定

被保険者が満15歳未満の場合、または保険契約者と被保険者が異なる保険で、被保険者本人の同意がない場合については、保険会社が一定の引受限度額を設定しています。

デジタルテキスト 101

## (3) クレジットカード付帯の海外旅行保険

クレジットカードには、海外旅行保険が付帯されていることがあります。 **注**

**注** クレジットカード付帯の海外旅行保険は、旅行代金などをクレジットカードで支払った場合のみが適用対象となるなどの条件が付されていることがあります。また、疾病死亡の補償がなかったり、疾病治療費用の保険金額が低額に設定されていたりするなど補償内容が十分でないことがあります。



クレジットカードに海外旅行保険が  
付帯されていることがある

デジタルテキスト 102

## 第4章 保険期間・保険料払込方法

デジタルテキスト 103

保険契約は、保険期間内に生じた保険事故に対して保険金を支払うものです。したがって、どのくらいの期間の補償を必要とするかを確認して、保険期間を設定することが必要となります。

本章では、傷害保険等の保険期間および保険料払込方法について説明します。 **注**

**注** 保険商品の内容は保険会社ごとに異なります。詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。

## 2-4-1 傷害保険の保険期間

第1節の  
学習時間およそ  
2分

## (1) 保険期間

通常の保険期間は1年ですが、1年を超える期間または1年未満の期間を定めることもできます。保険責任は、保険期間の初日の午後4時に始まり（新規契約の場合は任意の時刻を設定できます）、末日の午後4時に終了します。なお、保険期間が開始しても、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、原則として保険金は支払われません。

## 【保険期間の設定方法】

## a. 月または年をもって保険期間を定める場合

保険期間の初日の翌日を起算日とし、その期間の最終月の保険期間の初日に相当する日を満期日とします。ただし、保険期間の初日が月の末日のときは、その期間の最終月の末日を満期日とします。

（例：1年契約の場合 初日1月18日・満期日翌年1月18日）

なお、保険期間の最終月に保険期間の初日に相当する日がない場合は、最終月の末日を満期日とします。

（例：1年契約の場合〈閏年〉 初日2月29日・満期日翌年2月28日）

## b. 日をもって保険期間を定める場合

保険期間の初日の翌日を起算日とします。

デジタルテキスト 104

## (2) 自動継続特約

自動継続特約は、保険会社の定める期日までに保険契約者等から契約を更新しない旨の意思表示がない限り、契約を自動継続させる特約です。

この特約を付帯（セット）した場合は、更改手続きの手間が省ける利便性がある反面、保険契約者等の意思に反して契約が継続されるなど、後日トラブルが生じやすいため注意が必要です。

デジタルテキスト 105



## (1) 国内旅行傷害保険

### ① 保険期間

保険期間は、旅行期間に合わせて設定します。 **▲注**

国内旅行傷害保険の保険責任は、普通傷害保険などとは異なり、保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。

また、次のいずれかに掲げる保険事故による損害等に対しては保険金が支払われません。

- a. 保険料領収前に生じた保険事故
- b. 被保険者の旅行行程開始前または旅行行程終了後に生じた保険事故

**▲注** 旅行期間1か月以内の国内旅行が対象となります。

デジタルテキスト 106

### ② 保険責任の終期の延長

被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、被保険者が乗客として搭乗している航空機、船舶、車両等の交通機関が第三者による不法な支配を受けたことにより遅延した場合には、その時から被保険者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに要した時間で、かつ、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、保険責任の終期が延長されます。

デジタルテキスト 107

## (2) 海外旅行保険

### ① 保険期間

保険期間は、旅行期間に合わせて設定します。

海外旅行保険の保険責任は、国内旅行傷害保険と同様、保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。この場合の時刻は、日本国の標準時によります。

また、次のいずれかに掲げる保険事故（この保険契約に付帯〈セット〉された特約のそれぞれに保険事故として規定する事由をいいます。以下同じ）による損害等に対しては保険金が支払われません。

- a. 保険料領収前に生じた保険事故
- b. 被保険者の旅行行程開始前または旅行行程終了後に生じた保険事故

デジタルテキスト 108

### ② 保険責任の終期の延長

- a. 被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、次に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、保険責任の終期は、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ、72時間を限度として延長されます。

- (a) 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関（航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。以下同じ）のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休
- (b) 交通機関の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能
- (c) 被保険者が医師の治療を受けたこと
- (d) 被保険者の旅券の盗難または紛失
- (e) 被保険者の同行家族（被保険者と旅行行程を同一にする被保険者の配偶者、被保険者または配偶者と生計を共にする同居の親族・別居の未婚の子をいいます）または同行予定者（被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者で被保険者に同行しているものをいいます）が入院したこと

- b. 被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、次に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、その時から被保険者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに要する時間だけ保険責任の終期は延長されます。

ただし、最終目的地に到着した時または当初予定していなかった目的地に向けて出発した時（最終目的地への移動のため必要、かつ、やむを得ない場合を除きます）のいずれか早い時までとします。

- (a) 被保険者が乗客として搭乗している交通機関または被保険者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束
- (b) 被保険者に対する公権力による拘束
- (c) 被保険者が誘拐されたこと
- (d) 日本国外において、空港が閉鎖された結果、被保険者がその空港所在国を容易に出国できない状態になったこと

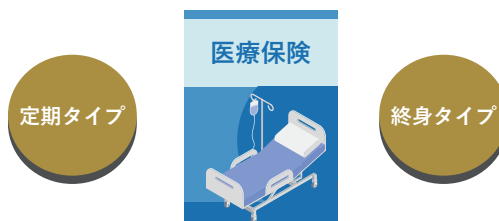
デジタルテキスト 109



## (1) 医療保険

医療保険には、保険期間をあらかじめ定めた「定期タイプ」と、補償が一生続く「終身タイプ」があります。

また、定期タイプでは、契約を継続する場合、保険料が継続前契約より高くなったり、一定以上の年齢になるか告知内容の変更により、継続できなくなったりすることがあります。



デジタルテキスト 110

## (2) がん保険

がん保険には、医療保険と同様に、保険期間が「定期タイプ」のものと「終身タイプ」のものがあります。

また、一般的に無診査で告知のみでの引受けとなるため、保険期間の初日から一定期間（90日など）は保険金が支払われないようにしています（P.046参照）。



① 初年度契約の場合

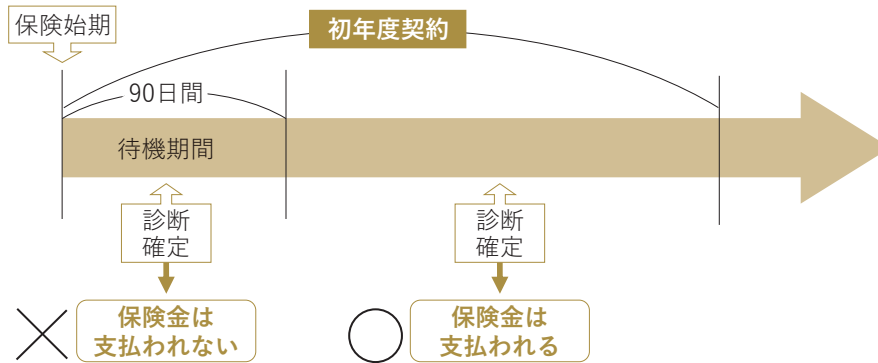
② 更新契約の場合

デジタルテキスト 111

### ① 初年度契約の場合

被保険者が「がん」と診断確定された時が、保険期間の初日からその日を含めて一定期間（90日など）を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、保険金は支払われません。この保険始期からの無責期間（90日間など）を「待機期間」といいます。▲注

▲注 保険金の種類により待機期間がない保険商品もあります。



デジタルテキスト 112

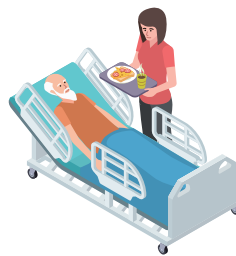
### ② 更新契約の場合

更新後の契約については、待機期間はありません。

デジタルテキスト 113

## (3) 介護保険

介護保険は、一生涯補償する「終身タイプ」が一般的です。



デジタルテキスト 114

## (4) 所得補償保険

所得補償保険の保険期間は、原則として1年です。



デジタルテキスト 115

## 2-4 -4 保険料の払込方法

第4節の  
学習時間およそ  
4分

近年では、保険契約者の利便性を踏まえ、保険料の払込方法の多様化や手続き時のキャッシュレス化が進んでいます。 **▲注**

**▲注** 保険会社によって取扱いが異なります。

## 払込方法



口座振替



クレジットカード払



コンビニ払



請求書払

etc.

デジタルテキスト 116

## (1) 一時払・分割払

保険期間1年の場合、保険料は一時払が基本ですが、保険料を分割して払い込む分割払もあります。分割払は、一時払に比べて保険料の払込総額が高くなります **▲注**。

**▲注** 分割払（月払）の場合は、一時払に対して所定の割増（5%など）を適用します。

## 月払

|         |          |          |          |
|---------|----------|----------|----------|
| 1<br>回目 | 2<br>回目  | 3<br>回目  | 4<br>回目  |
| 5<br>回目 | 6<br>回目  | 7<br>回目  | 8<br>回目  |
| 9<br>回目 | 10<br>回目 | 11<br>回目 | 12<br>回目 |

## 年払



デジタルテキスト 117

## (2) 保険料の払込方法

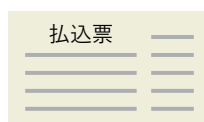
保険料の払込方法には、口座振替、クレジットカード払、コンビニエンスストアでの払込票払（以下「コンビニ払」といいます）などがあります **注1**。一般的には、口座振替やクレジットカード払は、分割払・一時払のいずれも選択できます。

| 主な払込方法                          | 月払 | 一時払 |
|---------------------------------|----|-----|
| 口座振替、クレジットカード払                  | ○  | ○   |
| コンビニ払、郵便局等での払込票払、請求書払（銀行等での振込み） | ×  | ○   |

**注2**

**注1** 契約内容により選択できない払込方法もあります。

**注2** クレジットカード払の場合、請求月の取扱いが異なることがあります。



### 参考 団体扱・集団扱契約

団体扱契約とは、企業等を1つの「団体」として、その「団体」または「団体」の共済組合等が保険会社との間で保険料の集金契約を締結したうえで、同団体に勤務している役員・従業員が契約者となって保険契約を締結するものです。

集団扱契約とは、協同組合・医師会・下請業者の会など、所定の条件を満たす組織を1つの「集団」として、その「集団」が保険会社との間で保険料の集金契約を締結したうえで、同集団に属する者（会員等）が契約者となって保険契約を締結するものです。

代理店（保険募集人）は、団体扱契約や集団扱契約を取り扱う場合には、適用条件に合致していることを確認する必要があります。

### (3) 保険料領収前に発生した事故の取扱い

保険契約においては、保険料の払込みをもって保険会社に保険金支払義務が生じる（支払責任が発生する）というのが原則であり、保険料払込み前に生じた事故については、保険金は支払われません。

なお、保険料の払込方法が口座振替またはクレジットカード払の場合については、次の取扱いとなります。

#### ① 口座振替の場合

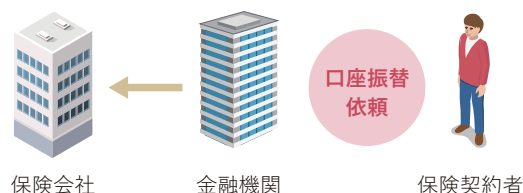
#### ② クレジットカード払の場合

デジタルテキスト 119

#### ① 口座振替の場合

保険料の払込期日までに保険料が払い込まれれば、保険料を払い込む前に発生した事故に対しても保険金が支払われるという取扱いが一般的です。

保険料が当初の払込期日に払い込まなかった場合であっても、「払込期日の属する月の翌々月末」まで払込期日を猶予することもあります。



デジタルテキスト 120

#### ② クレジットカード払の場合

保険契約締結後、保険会社がカード会社に、使用されるクレジットカードが有効か、支払う保険料が利用限度額内にあるかなどを確認し、保険会社がクレジットカード払を承認した段階で保険契約は有効となります。したがって、クレジットカード払による保険契約が有効とされれば、口座振替と同様、保険料を払い込む前に発生した事故に対しても保険金が支払われるという取扱いが一般的です。



デジタルテキスト 121

# 3

第3編

## 契約引受け・契約管理

### 学習の内容

- 第1章 第三分野の保険の引受け
- 第2章 保険契約の管理
- 第3章 第三分野の保険の事故対応
- 第4章 第三分野の保険の苦情対応
- 第5章 事故（病気）の防止・軽減（ケガ・病気の予防）

#### ●デジタルテキストとの関連について

テキスト内の **デジタルテキスト 000** はデジタルテキストにおけるページ番号です。

また、本文中の（P.000参照）は、**デジタルテキスト 000** のページ番号で表記しています。

## 第1章 第三分野の保険の引受け

デジタルテキスト 123

## 3-1-1 引受手順の概要

第1節の  
学習時間およそ  
5分

ステップ1

代理店（保険募集人）の権限等に関する説明

ステップ2

顧客の意向把握

ステップ3

商品提案および重要事項説明（情報提供）

ステップ4

告知の受領・顧客の意向確認

ステップ5

契約締結

デジタルテキスト 124

ステップ1

代理店（保険募集人）の権限等に関する説明

代理店（保険募集人）が保険会社のための保険契約の締結の代理または媒介のいずれかを行う立場であること等を明示するために、自らの権限や所属保険会社の名称などについて、「保険契約申込書」や「パンフレット」などを用いて説明します。



デジタルテキスト 125

## ステップ2

## 顧客の意向把握

## ① 顧客がどのような分野の補償を望んでいるか（保険種類）

傷害保険では、例えば、日常生活の傷害に備えたいという相談を受けることによって、どのような分野の補償を望んでいるかについて、顧客の意向・情報を把握します。

## ② 顧客が求める主な補償内容

傷害保険では、日常生活全般の補償を希望しているのか、交通リスクに関する補償を希望しているのか等、顧客が求める主な補償内容について、顧客の意向・情報を把握します。

海外旅行保険では、補償の内容・範囲、旅行者、旅行先、旅行期間などの情報を確認します。

※医療保険や所得補償保険等では、傷害や疾病による入院・手術などの医療補償を望んでいるか、傷害や疾病で働けなくなった場合の収入補償を望んでいるかについて、顧客の意向・情報を把握します。

## ③ 保険期間、保険料、保険金額に関する範囲の希望、優先する事項の有無等

上記①、②と併せ、保険期間、保険料、保険金額に関する範囲の希望、優先する事項の有無等について、顧客の意向・情報を把握します。

また、商品の特性に応じ、顧客のライフプランや公的保険制度等を踏まえ、顧客の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を適切に理解してもらう必要があります。そのために、公的年金の受取試算額などの公的保険制度についての情報提供を適切に行います。

保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定します。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等を確認してください。

デジタルテキスト 126

## ステップ3

## 商品提案および重要事項説明（情報提供）

## ① 商品提案

個別の商品を提案し、商品の内容を説明して、顧客の意向・情報を把握します。

## ② 重要事項説明

「重要事項説明書」等を用いて、提案した商品の「契約概要」や「注意喚起情報」等について説明します。また、顧客が既に加入しているほかの保険契約に同種の特約が付帯（セット）されていないかを確認します。

デジタルテキスト 127

## ステップ4

## 告知の受領・顧客の意向確認

## ① 告知の受領

「保険契約申込書」などを用いて、保険会社の定める告知事項について、正しく申告してもらい、契約条件および保険料率を決定します。

※医療保険や所得補償保険等では、被保険者等から健康状態を正しく告知してもらいます。

## ② 顧客の意向確認

「保険契約申込書」や「意向確認書面」などを用いて、顧客が選択・購入した保険商品が顧客の意向に合致しているかについて確認します。 **▲注**

※医療保険や所得補償保険等では、最終的な意向と当初意向との比較（振返り）を行います。

**▲注** 保険会社によっては、意向確認書面と保険契約申込書が一体となっている場合があります。

デジタルテキスト 128

## ステップ5

## 契約締結

## ① 契約意思確認

「保険契約申込書」を用いて、契約の意思確認をはじめ、契約条件などの記載内容に誤りがないかを確認します。そのうえで、申込みの意思表示の証として、保険契約者の同意の記録（署名または記名・押印等。以下同様）を取り付けます。

## ② 保険契約申込書（写）・意向確認書面（写）の交付、保険料の領収

「保険契約申込書」（写）や「意向確認書面」（写）を交付します。保険料を領収した場合には、併せて、保険会社所定の保険料領収証を発行します。

デジタルテキスト 129

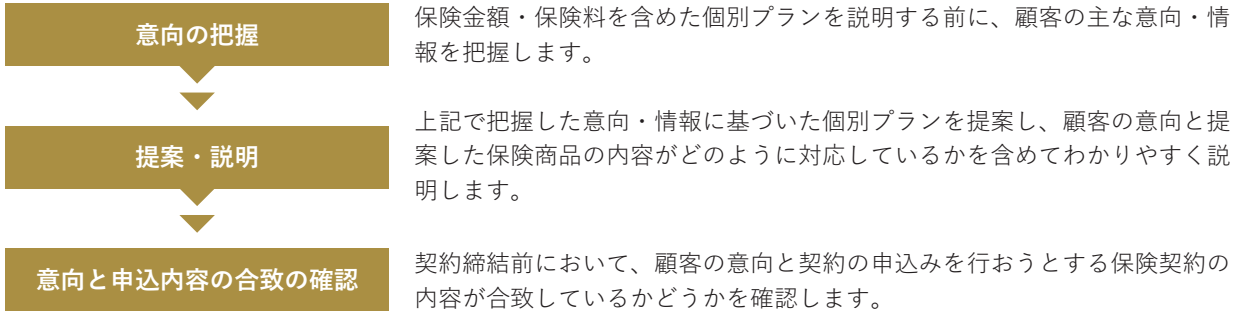


## (1) 意向把握・意向確認義務

代理店（保険募集人）は、顧客が自らのニーズに合致した保険商品を適切に選択・購入できるように、顧客の意向を把握し、これに沿った保険商品の提案をする必要があります。

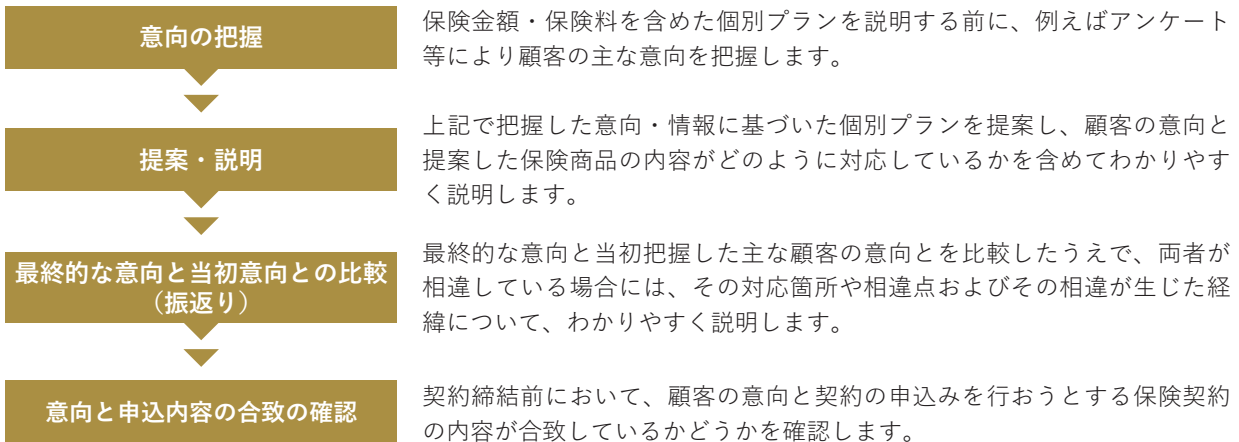
また、提案した保険商品の内容を説明するとともに、契約締結に際しては、顧客の意向と当該保険契約の内容が合致しているかを確認する必要があります。

### 【損保型の基本的フロー】



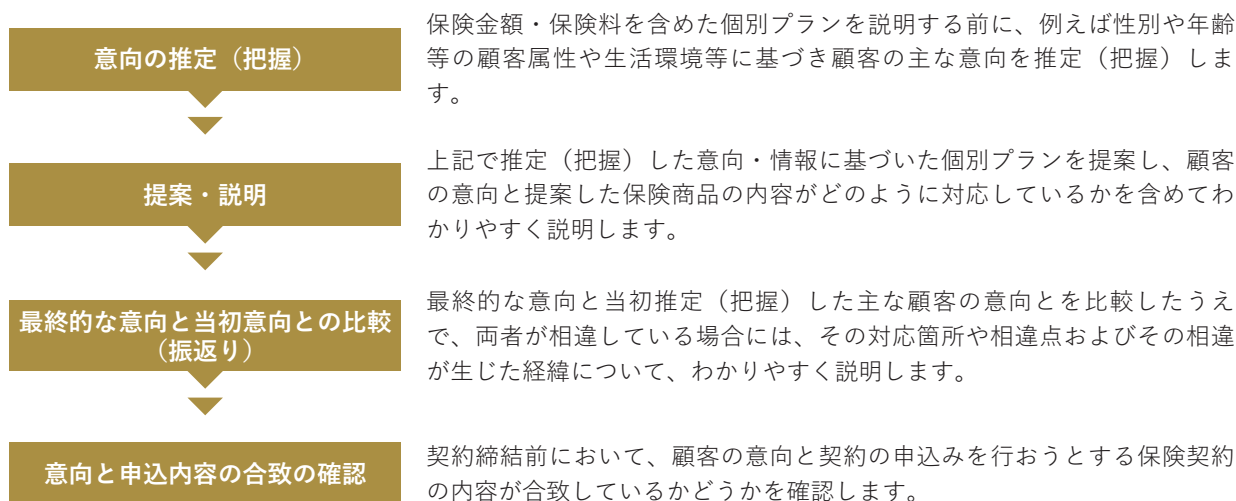
デジタルテキスト 130

### 【意向把握型の基本的フロー】



デジタルテキスト 131

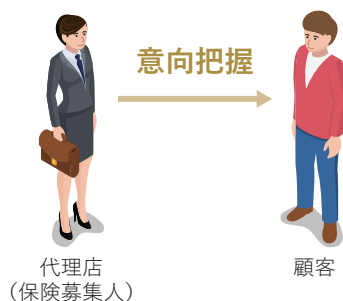
【意向推定型の基本的フロー】



① 顧客の意向把握

「保険契約申込書」や「意向確認書面」などを用いて、次の事項について、意向把握を行います。個別プランの提案前に把握する主な意向等については、所属保険会社の規定等に従い、顧客が示した意向を保険契約申込書や意向確認書面などに記録します。

なお、適切な意向把握を行ったことが確認できるツールが保存されていれば、見積書などの意向把握の過程で用いたすべてのツールや、契約に至らなかった顧客の意向把握に用いたツールは保存する必要はありません。



## 【海外旅行保険、保険期間1年以下の傷害保険の場合】

## a. 顧客がどのような分野の補償を望んでいるか（保険種類）

傷害保険（保険期間が1年以下）では、例えば、日常生活の傷害に備えたいという相談を受けることによって、どのような分野の補償を望んでいるかについて、顧客の意向・情報を把握します。

## b. 顧客が求める主な補償内容

顧客が求める主な補償内容について、傷害保険（保険期間が1年以下）においては、日常生活全般の補償を希望しているのかや、交通事故のみの補償を希望しているのかについて、海外旅行保険においては、補償の内容・範囲、旅行者、旅行先、旅行期間などの意向・情報を確認します。これらは個別プランを提案する前提となる意向・情報となります。

## c. 保険期間、保険料、保険金額に関する範囲の希望、優先する事項の有無等

前記a、bと併せ、保険期間、保険料、保険金額に関する範囲の希望、優先する事項の有無等について、顧客の意向・情報を把握します。

## 【海外旅行保険、保険期間1年以下の傷害保険を除く第三分野の保険の場合】

## a. どのような分野の保障（補償）を望んでいるか（保険種類）

- ・ 傷害や疾病により死亡した場合の遺族への保障
- ・ 傷害や疾病による入院・手術などの医療補償
- ・ 傷害や疾病で働けなくなった場合の収入補償
- ・ がんと診断された場合の補償
- ・ 介護が必要となった場合の補償 等

## b. 貯蓄部分を必要としているか

## c. 保険期間、保険料、保険金額に関する範囲の希望、優先する事項の有無等

デジタルテキスト 134

## ② 商品提案および重要事項説明

顧客の意向を踏まえ、パンフレット等を用いて、適切な保険商品を提案します。顧客が保険商品を選択・購入するための貴重な機会であるため、顧客の意向・情報と提案した保険商品の内容がどのように対応しているのか、その関係性をわかりやすく説明します。

併せて、顧客が保険商品を適切に選択・購入できるよう、保険契約の内容等について、「重要事項説明書」などを用いて説明します。また、主要な付帯サービスなど参考となるべき情報も説明します。

## ※顧客の意向確認（振返り）

海外旅行保険、保険期間1年以下の傷害保険を除く第三分野の保険などでは、最終的な意向と当初把握した主な顧客の意向とを比較したうえで、両者が相違している場合には、その対応箇所や相違点およびその相違が生じた経緯について、わかりやすく説明します。



デジタルテキスト 135

### ③ 顧客の意向確認

「保険契約申込書」や「意向確認書面」などを用いて、顧客が選択・購入した保険商品が、顧客の意向に合致したものであるかについて確認します。

また、意向確認書面は保険契約者に交付する必要があります。



デジタルテキスト 136

## (2) 情報提供義務

保険募集に際し、代理店（保険募集人）は、保険契約者等が保険契約の締結または加入の適否を判断するのに必要な情報を提供する必要があります。

具体的には、次の情報を提供しなければなりません。

#### 【保険契約の締結または加入の適否を判断するのに必要な情報】

- a. 顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報（以下「契約概要」といいます）  
（保険金の支払条件、保険期間、保険金額等）
- b. 顧客に対して注意喚起すべき情報（以下「注意喚起情報」といいます）  
（告知義務の内容、責任開始期、契約の失効、セーフティネット等）
- c. その他保険契約者等に参考となるべき情報  
（主要な付帯サービス、直接支払いサービス **▲注** 等）

情報提供すべき具体的な内容は、保険種目等により異なりますが、保険会社は、「契約概要」「注意喚起情報」などを記載した「重要事項説明書」を作成し、明示しています。

**▲注** 直接支払いサービスとは、保険金を受け取るべき者が、保険金を受け取る代わりに、保険会社の提携事業者が取り扱う商品等の提供を受け、保険会社がその代金を直接提携事業者に支払うサービスをいいます。

デジタルテキスト 137

### ① 契約概要

契約概要は、顧客が保険商品を理解するために必要な事項ですので、必ず一読のうえ申込みをする必要がある旨を説明しなければなりません。また、契約概要にすべての情報を記載しているわけではないため、詳細については保険約款等を参照することや、代理店（保険募集人）等に照会することを説明する必要があります。 **▲注**

**▲注** 保険契約者と被保険者が異なる場合には、被保険者への情報提供義務が適用除外となる場合を除き、「契約概要」の記載事項を被保険者に必ず説明するよう保険契約者に伝える必要があります。ただし、契約者と被保険者が異なる契約において、被保険者に対して、保険契約の締結または加入の適否を判断するのに必要な情報を提供する必要性が乏しいケースについては、情報提供を求めるものではありません（施行規則第227条の2第9項）。

デジタルテキスト 138

## &lt; 傷害保険の主な項目例 &gt;

傷害保険の主な項目のポイントは次のとおりです。

|  |
|--|
| <b>a. 商品の仕組み</b>   |
| <input type="checkbox"/> 被保険者が偶然な事故でケガをした場合に保険金が支払われることなどを説明します。<br><input type="checkbox"/> 複雑な仕組みを有している商品の場合には、その仕組みを説明します。  |
| <b>b. 主な支払事由（保険金をお支払いする主な場合）</b>   |
| <input type="checkbox"/> 死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金等の保険金を列挙し、主な支払事由などについて説明します。<br>※この項目は、注意喚起情報にも該当します。  |
| <b>c. 主な免責事由等（保険金をお支払いできない主な場合）</b>  |
| <input type="checkbox"/> 免責事由は、利用者が商品選択を行うにあたって必要な情報との位置付けとなるため、いわゆる免責条項に限定することなく、補償内容を限定する内容を説明します。<br><input type="checkbox"/> 事故が発生した場合を想定し、利用者が知っておくべきと考えられる免責条項（あるいは補償対象外条項）を説明します。<br><input type="checkbox"/> 保険契約者にとって通例でないと考えられる免責事由がある場合には、その旨を説明します。<br>※この項目は、注意喚起情報にも該当します。 |
| <b>d. 付帯（セット）できる主な特約およびその概要</b>  |
| <input type="checkbox"/> 主な特約の概要について説明します。<br><input type="checkbox"/> 多数の特約がある場合には、付帯（セット）される頻度の高い特約、およびその商品の特色となっている特約を説明します。  |
| <b>e. 保険金額の設定</b>  |
| <input type="checkbox"/> 保険金額を設定するにあたっての留意事項を説明します。<br><input type="checkbox"/> 契約締結時においては契約しようとしている保険金額を再確認することが重要となるので、例えば「保険契約申込書においてご確認ください。」「公的保険制度を踏まえて設定してください。」等とし、確認を促します。  |

（損保協会「契約概要・注意喚起情報（重要事項）に関するガイドライン」を基に作成）

<医療保険の主な項目例>

医療保険の主な項目のポイントは次のとおりです。

特に、傷害入院保険金・疾病入院保険金については、契約締結の際に保険契約者等に対して次の点に関し誤解を与えないよう説明する必要があります。

- ・入院して何日目から支払われるか（免責日数）
- ・1回の入院で何日間支払われるか（1入院支払限度日数）
- ・保険期間を通じて限度は何日か（通算支払限度日数） など

|  |
|--|
| <b>a. 商品の仕組み</b>   |
| <input type="checkbox"/> 被保険者がケガや病気により入院したり手術を受けた場合に保険金が支払われることなどを説明します。<br><input type="checkbox"/> 複雑な仕組みを有している商品の場合には、その仕組みを説明します。  |
| <b>b. 主な支払事由（保険金をお支払いする主な場合）</b>   |
| <input type="checkbox"/> 傷害入院保険金、疾病入院保険金、手術保険金等の保険金を列挙し、主な支払事由などについて説明します。<br>※この項目は、注意喚起情報にも該当します。  |
| <b>c. 主な免責事由等（保険金をお支払いできない主な場合）</b>  |
| <input type="checkbox"/> 免責事由は、利用者が商品選択を行うにあたって必要な情報との位置付けとなるため、いわゆる免責条項に限定することなく、補償内容を限定する内容を説明します。<br><input type="checkbox"/> 事故が発生した場合を想定し、利用者が知っておくべきと考えられる免責条項（あるいは補償対象外条項）を説明します。<br><input type="checkbox"/> 保険契約者にとって通例でないと考えられる免責事由がある場合には、その旨を説明します。<br>※この項目は、注意喚起情報にも該当します。 |
| <b>d. 付帯（セット）できる主な特約およびその概要</b>  |
| <input type="checkbox"/> 主な特約の概要について説明します。<br><input type="checkbox"/> 多数の特約がある場合には、付帯（セット）される頻度の高い特約、およびその商品の特色となっている特約を説明します。  |
| <b>e. 保険金額の設定</b>  |
| <input type="checkbox"/> 保険金額を設定するにあたっての留意事項を説明します。<br><input type="checkbox"/> 契約締結時においては契約しようとしている保険金額を再確認することが重要となるので、例えば「保険契約申込書においてご確認ください。」「公的保険制度を踏まえて設定してください。」等とし、確認を促します。  |
| <b>f. 保険料払込期間</b>  |
| <input type="checkbox"/> 保険料の払込期間に関する取扱いがある場合には、その概要を説明します。  |
| <b>g. 保険料払込免除</b>  |
| <input type="checkbox"/> 保険期間中に被保険者が高度障害状態や傷害による障害状態などに該当して将来の保険料の払込みを免除する取扱いがある場合には、その概要を説明します。   |

（損保協会「契約概要・注意喚起情報（重要事項）に関するガイドライン」を基に作成）

## ② 注意喚起情報

注意喚起情報は、契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特に注意を喚起すべき事項ですので、必ず一読のうえ申込みをする必要がある旨を説明しなければなりません。また、注意喚起情報にすべての情報を記載しているわけではないため、詳細については保険約款等を参照することや、代理店（保険募集人）等に照会することを説明する必要があります。 **▲注**

**▲注** 保険契約者と被保険者が異なる場合には、被保険者への情報提供義務が適用除外となる場合を除き、「注意喚起情報」の記載事項を被保険者にも必ず説明するよう保険契約者に伝える必要があります。

### デジタルテキスト 141

#### < 傷害保険の主な項目例 >

傷害保険の主な項目のポイントは次のとおりです。

##### a. 契約締結時における注意事項

- 危険に関する重要な事項のうち、保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について、事実を告知する義務（告知義務）があること、その告知した内容（保険契約申込書の記載内容）が事実と異なる場合には、契約の解除や保険金が支払われない可能性があることなど、保険契約申込書記載にあたっての注意事項を説明します。
- 被保険者の法定相続人以外の特定の者を死亡保険金受取人に定める場合には、被保険者（保険の対象となる者）の同意を得る必要があることなどを説明します。

##### b. 契約締結後における注意事項

- 告知事項のうち、保険会社が通知を求めたもの（通知事項）については、その内容に変更が生じたときに保険会社に遅滞なく通知する義務（通知義務）があることを説明します。
- 通知がない場合には、契約の解除や保険金が支払われない可能性があることなどを説明します。
- 危険増加によって保険料を増額しても保険契約が継続できない（保険期間の途中で終了する）場合がある旨の保険約款の定めがあるときは、それがどのような場合であるかについても説明します。

（損保協会「契約概要・注意喚起情報（重要事項）に関するガイドライン」を基に作成）

### デジタルテキスト 142

## ＜医療保険の主な項目例＞

医療保険の主な項目のポイントは次のとおりです。

| a. 契約締結時における注意事項  |
|---|
| <input type="checkbox"/> 危険に関する重要な事項のうち、保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について、事実を告知する義務（告知義務）があることを説明します。<br><input type="checkbox"/> その告知した内容（保険契約申込書の記載内容）が事実と異なる場合には契約の解除や保険金が支払われない可能性があることなど、保険契約申込書記載にあたっての注意事項を説明します。  |
| b. 契約締結後における注意事項  |
| <input type="checkbox"/> 告知事項のうち、保険会社が通知を求めたもの（通知事項）については、その内容に変更が生じたときに、保険会社に遅滞なく通知する義務（通知義務）があることを説明します。<br><input type="checkbox"/> 通知がない場合には、契約の解除や保険金が支払われない可能性があることなどを説明します。<br><input type="checkbox"/> 危険増加によって保険料を増額しても保険契約が継続できない（保険期間の途中で終了する）場合がある旨の保険約款の定めがあるときは、それがどのような場合であるかについても説明します。 |

（損保協会「契約概要・注意喚起情報（重要事項）に関するガイドライン」を基に作成）

## デジタルテキスト 143

## 【補償重複に関する説明・確認】

補償重複とは、複数の損害保険契約の締結により、同一の被保険利益について同種の補償が複数存在している状態をいいます。具体的には、傷害保険と火災保険の双方に個人賠償責任特約を付帯（セット）しているケースなどが該当します。補償が重複すると、保険料が無駄になってしまうケースがあります。

したがって、補償が重複する可能性がある場合には、補償内容の差異や保険金額を確認のうえ（例えば、海外の事故を対象としているか、保険金額は無制限となっているか等）、特約等の要否を確認する必要があります。

## ▲注

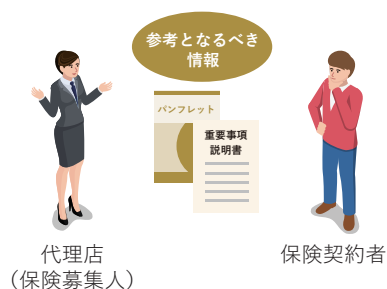
▲注 補償重複には、保険契約者、被保険者、補償内容のすべてが完全に同一となるケースだけでなく、それらの一部が重複しているケースもあります。

## デジタルテキスト 144

## ③ その他保険契約者等に参考となるべき情報

前記の①契約概要および②注意喚起情報に加え、保険契約者等に参考となるべき情報についても説明します。保険契約の締結・加入の際に合理的な判断をするために必要な事項で、保険契約の種類や性質に応じて判断されることになります。

なお、当該事項は、「重要事項説明書」や「パンフレット」等を用いるなどの方法による情報提供が考えられます。



## デジタルテキスト 145

## (1) アンダーライティング

### ① 契約条件と保険料率の決定

アンダーライティングとは、保険会社が、申込みのあった保険契約に関するリスク状況を調査し、「契約引受けの可否」および「契約条件と保険料率」を決定する契約引受判断全般のことをいいます。

保険制度は、1人の保険契約者が偶然の事故によって損害を被った場合に、多数の保険契約者が支払った保険料でその損害を補償するという相互扶助の仕組みで成り立っており、保険制度を維持するためには、適正な引受けを行う必要があります。そのためには、「公平の原則」に則った契約引受けが重要であり、十分なリスク状況の調査を行ったうえで、危険度に見合った保険料率を適用します。



デジタルテキスト 146

### ② リスクの評価と選択

#### a. 不良契約の排除

損害保険契約には、放火による保険金詐取を目的とするなどの道徳的節度の欠如により危険が高まる「道徳的ハザード」や、保険に加入したことによって事故防止意識が欠如する「意識的ハザード」が潜在しています。

保険料率は、損害発生確率が統計的に算出できる物理的リスクに基づいて算定されており、道徳的ハザードや意識的ハザードなどの「人的ハザード」は考慮されていません。したがって、これらの不良契約が保険集団に紛れ込めば、「大数の法則」や「公平の原則」が正常に働かなくなり、保険料率の引上げ等により一般の保険契約者の保険料の負担増につながります。

アンダーライティングの重要な目的のひとつは、保険契約者・被保険者からの告知や外観からでは判断できない人的ハザードの存在を見抜き、不良契約を排除することです。



デジタルテキスト 147

## b. 逆選択への対応

アンダーライティングのもうひとつの重要な目的は、逆選択に対する対応です。逆選択とは、危険度の高いリスクに対して保険に加入する傾向が強いこと、または危険度の高い物件だけを選択して契約することをいいます。

保険契約者の逆選択にまかせておけば損害率が高くなり、それに対応するために保険会社が保険料率を引き上げれば危険度の高い者しか保険に加入せず、その結果、損害率がさらに悪化するという悪循環が生じます。

したがって、契約引受けに際しては、申し込まれた契約が逆選択でないかを見極め、危険度の高いリスクに対しては、必要に応じて免責金額や縮小てん補を設定するなど、適切な契約条件を決定することが重要です。



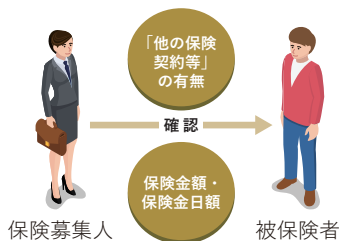
デジタルテキスト 148

### ③ 他の保険契約等の確認

傷害保険などの人を保険の対象とする契約では、契約時に定められた保険金額や保険金日額に従って保険金が支払われる（定額払）ため、特に同じ被保険者に「他の保険契約等」が既に締結されている場合には、保険金額や保険金日額が過大とならないよう注意する必要があります。

したがって、契約締結の際には、被保険者が同一となる「他の保険契約等」の有無や、それらの保険金額・保険金日額の確認が重要です。

「他の保険契約等」の有無や、それらの保険金額・保険金日額の確認が重要



デジタルテキスト 149

## ④ 保険契約者・被保険者・死亡保険金受取人の確認等

### a. 保険契約者等の本人確認

傷害保険などでは、契約締結の際、架空契約や保険金の詐取を目的とするなどの保険制度の不正な利用を防止するため、運転免許証などにより、保険契約者等の本人確認を十分に行う必要があります（金融庁監督指針Ⅱ-4-2-2(17)③）。

### b. 被保険者本人の同意

傷害保険などでは、保険制度の不正な利用を防止するために、保険契約者以外の者を被保険者とする場合には、被保険者の同意を必要とし、その同意がない保険契約を無効としています。

ただし、保険金受取人を被保険者または被保険者の法定相続人とする場合には、モラルリスクのおそれが少ないと一般的に考えられるため、被保険者の同意がなくても保険契約は有効に成立します（給付事由が傷害疾病による死亡のみである傷害疾病定額保険契約は除きます）。

### c. 死亡保険金受取人の指定

傷害保険などでは、死亡保険金受取人を指定する必要があります。保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となります。

また、法定相続人以外の者を死亡保険金受取人とする場合には、モラルリスクを防止する観点から、被保険者の同意が必要となります **注1**。

保険契約締結後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます **注2**。

ただし、法定相続人以外の者に変更する場合、被保険者の同意がなければその効力は生じません。

**注1** 保険会社によっては、原則として法定相続人以外の者を死亡保険金受取人に指定することができない取扱いとしている場合があります。

**注2** この変更を法律上有効な遺言によって行うこともできます。

デジタルテキスト 150

## (2) 契約内容の確認

### ① 告知義務

#### a. 告知義務とは

告知義務とは、保険契約締結時に、あらかじめ保険会社が定める危険に関する重要な事項のうち、保険会社が定めたもの（告知事項）について、保険契約者または被保険者が保険会社に告知しなければならない義務のことをいいます。

医療保険や所得補償保険などでは、契約締結時に被保険者の健康状態や過去の傷病歴などの告知が被保険者本人に義務付けられています。告知義務は、医療保険などに限らず、あらゆる損害保険商品に規定されていますが、被保険者の健康状態については、被保険者本人からの告知に頼らざるを得ないため、医療保険などではより重要な意味を持っています。

第三分野の保険では、契約条件や保険料を決定するにあたり、告知が極めて重要となるため、代理店（保険募集人）は、保険契約者や被保険者に告知の重要性を説明したうえで、正しく告知してもらう（質問に答えてもらう）必要があります。

デジタルテキスト 151

## b. 傷害保険等の主な告知事項

### (a) 傷害保険

- ア. 被保険者の職業または職種（普通傷害保険等）
- イ. 同一の被保険者に対する他の保険契約等の有無 等

▲注1

### (b) 医療保険・所得補償保険など

- ア. 生年月日
- イ. 健康状態（過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態等）
- ウ. 被保険者の職業または職種（所得補償保険）
- エ. 同一の被保険者に対する他の保険契約等の有無 等

▲注1

医療保険では、「健康状況告知書」を提出してもらう必要があります。

所得補償保険では、初年度契約の被保険者および継続契約のうち一定の被保険者について、「健康状況告知書」の取付けが必要となります。また、被保険者の職業または職種を確認する必要があります。▲注2

▲注1 告知事項は、保険商品によって異なる場合があります。

▲注2 継続契約については、保険金額を増額する場合などは改めて「健康状況告知書」の取付けが必要となります。

デジタルテキスト 152

## c. 告知義務に違反した場合

保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、その保険契約を解除することができます。▲注1

ただし、保険会社が告知義務違反の事実を知っていた場合、または過失によって知らなかった場合や、保険会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、正しい告知を妨げたり、嘘の告知をするように勧めたりした場合には、その保険契約を解除することはできません。

告知義務違反により保険契約を解除した場合、保険会社は解除前に発生した事故に対して、原則として保険金を支払いません。また、既に支払った保険金があれば、その返還を求めることができます。▲注2

▲注1 保険会社が解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または保険契約締結時から5年を経過した場合、保険会社は保険契約を解除することはできません。

▲注2 告知しなかった事実などと事故の発生に因果関係がない場合は、保険金が支払われます。例えば、被保険者が自らの職業について正しい告知をしていなかった場合で、自宅の階段を踏み外して転倒し骨折したなど、日常生活上の事故により傷害を被ったときなどは、保険金支払いの対象になります。

デジタルテキスト 153

## ② 告知書記入時の注意点

### a. 被保険者に注意してもらうこと

被保険者に告知してもらう事項は、「告知書」に記載しています。

医療保険などでは、虫歯、正常分娩などのような、医師の治療を受けていても「告知が不要なケース」について告知書記入例に記載していますが、これら以外で、医師の治療を受けていた場合には、すべて告知してもらう必要があります。

健康診断等（健康診断・がん検診・人間ドック）を受け、異常を指摘されている等の場合は、医師の診察を受けた後、その旨を告知してもらうことになります。 **▲注**

### b. 代理店（保険募集人）が注意すべきこと

被保険者から傷病歴等について告知すべき内容かどうかの質問を受け、自身で返答できない場合には、その場で判断せず、必ず保険会社に照会し正確に確認しなければなりません。

なお、被保険者が告知した内容に対しては、代理店（保険募集人）による訂正等はいっさいできません。

**▲注** 代理店（保険募集人）が契約締結権および告知受領権を有しない場合（告知受領権を有する場合でも口頭での告知を認めない場合を含みます）、保険契約者等が申込みまたは告知の際に自分の健康状態等について、代理店（保険募集人）に口頭で申告しただけでは告知したことになるため、必ず告知書で申告してもらう必要があります。

## ③ 契約内容の確認

傷害保険などの契約締結の際には、顧客の意向確認のほか、告知事項に基づき契約条件を決定し、正しい保険料率を適用することが重要となります。

次の項目は、保険料の決定や事故があった際の保険金支払い等に係る主な重要項目ですので、保険契約申込書の記載内容に誤りがないか確認を促す必要があります。

| 確認項目                      | 確認内容・ポイント   |
|---------------------------|---|
| □ 補償の範囲                   | ○保険契約者が希望しているのはどのような分野の保障（補償）か、また、貯蓄部分を必要としているかを確認します。<br>・ 傷害や疾病により死亡した場合の遺族への保障<br>・ 傷害や疾病による入院・手術などの医療補償<br>・ 傷害や疾病で働けなくなった場合の収入補償<br>・ がんと診断された場合の補償<br>・ 介護が必要となった場合の補償 など |
| □ 保険金の支払事由                | ○保険金の支払事由（主契約、付帯〈セット〉している特約を含みます）については、保険契約者の希望どおりの内容となっているかを確認します。   |
| □ 保険金額                    | ○保険金額（契約金額）については、保険契約者の希望どおりの内容となっているか、併せて年齢・収入等に照らして適切かを確認します。   |
| □ 保険期間・保険料・保険料払込期間・払込方法   | ○保険契約者の希望どおりの内容となっているかを確認します。<br>○保険料を分割して払い込む場合には、分割保険料、分割回数、払込期日などを確認します。   |
| □ 「生年月日」「満年齢」「性別」「職業・職種」等 | ○職業・職種により保険料が異なる契約の場合、「職種級別（職種区分）」が被保険者の職業・職種に合致しているかを確認します。<br>○年齢・性別により保険料が異なる契約の場合、「生年月日」「満年齢」「性別」が正しい内容となっているかを確認します。   |
| □ 他の保険契約など                | ○加入しようとする保険契約と同種の危険を補償する他の保険契約がある場合、正しく告知しているかを確認します。   |
| □ 被保険者の範囲                 | ○複数の人を補償の対象とする保険の場合、被保険者の範囲を確認します。  |
| □ 「健康状態に関する告知」欄           | ○被保険者の健康状態を確認します。   |
| □ 割引適用                    | ○各種割引について、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）などにより説明のうえ、該当する割引等に漏れがないかを確認します。  |

#### ④ 意向確認・契約意思の確認

顧客の意向と実際の契約内容が合致しているかを確認するため、意向を把握した事項に加え、被保険者の範囲、年齢、職業・職種などに誤りがないかを、保険契約者に確認する必要があります。この場合の意向の確認には、意向確認書面や保険契約申込書のチェック欄などを用います。

また、医療保険や所得補償保険などでは、当初の意向と最終的な意向を比較し、相違点や相違が生じた経緯をわかりやすく説明する必要があります。

保険契約締結の際は、保険契約者の意思確認のために、保険契約申込書の記載内容に誤りがないかを保険契約者に十分に確認してもらったうえで、申込みの意思表示の証として、保険契約者の同意の記録を取り付ける必要があります。



デジタルテキスト 156

### (3) 第三分野商品の適正な募集・告知受領

#### ① 第三分野商品ガイドライン

損保協会では、医療保険等における不適切な不払いの発生原因等を踏まえ、2007（平成19）年6月（2023〈令和5〉年1月改定）に、医療保険、がん保険、介護保険、所得補償保険等の疾病または介護を支払事由とする保険商品に関する保険募集や保険金支払いにあたり固有に留意すべき点等について、「第三分野商品（疾病または介護を支払事由とする商品）に関するガイドライン」を作成しています。

本ガイドラインは、損保協会に加盟する損害保険会社向けに作成されたものではありませんが、保険会社に代わり保険募集に従事する代理店（保険募集人）にとっても重要です。本テキストでは、告知義務について特に保険募集に関する留意点を記載します。 **▲注**

**▲注** 本ガイドラインでは、傷害保険等の「急激かつ偶然な外来の事故」による傷害を支払事由とする商品や海外旅行保険等の旅行保険を除いています。

デジタルテキスト 157

## ② 保険募集に関する留意点

保険会社は、契約締結時に保険契約者等が故意または重大な過失により、保険契約申込書（申込時の告知書を含む）の記載事項（保険契約申込書によらない場合は保険会社が定める申込時の告知事項）について知っている事実を記載（または告知）しなかった場合（不告知）、または事実と異なる記載（または告知）があった場合（不実告知）には、保険募集の適切性を確認し、保険約款に定める期間内に手続きを行うことによって保険契約を解除することができます。

告知義務違反による解除は、損害保険のあらゆる商品に規定されていますが、被保険者の健康状態という専ら保険契約者等からの情報（告知）により保険契約の引受け（危険選択）を行う第三分野商品の保険契約においては、より重要な意味を持ちます。

保険募集にあたっては、代理店（保険募集人）は、告知の重要性や、告知内容の確認、告知義務違反における不利益、傷病歴がある場合の契約引受け、契約乗換時における注意事項などについて、保険契約者等に対してわかりやすく説明する必要があります。

デジタルテキスト 158

### a. 告知の重要性に関する事項

保険契約者等に対して、告知の重要性を認識してもらい、正しい告知を行ってもらう必要があることを説明する必要があります。

#### 説明例

保険制度は多数の人々が保険料を出し合って相互に補償し合う制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人や危険な職業に従事している人などが他の人と同じ条件で契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご契約時には、危険に関する重要な事項のうち、保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知していただく義務（告知義務）があります。特に被保険者の方の満年齢、性別、ご職業、健康状態等については、正確に漏れなく告知してください。

### b. 保険契約申込後の告知内容の確認に関する事項

保険契約者等に対して、保険契約の申込後または保険金の請求の際に、告知内容等について確認する必要があることについて説明する必要があります。

#### 説明例

ご契約の申込後または保険金のご請求の際、告知いただいた内容について、担当の者が確認させていただく場合があります。

### c. 傷病歴がある人の契約引受けに関する事項

保険契約者等に対して、傷病歴等がある人については、当該契約を引き受けられない場合があるほか、特別な条件を付けて引き受ける場合があること、また、傷病によっては特別な条件を付けずに引き受ける場合があることについて説明する必要があります。

#### 説明例

保険料のご負担の公平性を確保する観点から、傷病歴がある場合には、ご契約をお引受けできない場合もございますが、保険料の割増、保険金の削減、特定疾病群補償対象外、特定部位補償対象外等の特別な条件を付けてお引受けする場合や、傷病によっては特別な条件を付けずにお引受けできる場合があります。

デジタルテキスト 159

#### d. 正しく告知されない場合の不利益に関する事項

保険契約者等に対して、告知義務違反による解除および詐欺による契約の取消し等、正しく告知されないことにより保険金等が支払われない場合があることについて説明する必要があります。

##### 説明例

保険契約申込書や告知書の必要事項が記載されていなかったり、記載内容（告知内容）が事実と違っていたりする場合には、ご契約を解除することがあります。ご契約または特約を解除した場合には、保険金をお支払いできないことがあります。特に重大な告知義務違反があった場合には、詐欺による取消しとして、保険金をお支払いできないことがあります。

#### e. 新たな保険契約への乗換え時の案内に関する事項

保険契約者等に対して、保険契約の解約、保険金額の減額等を前提に新たな保険契約を申し込む場合における不利益事項や留意点について説明する必要があります。

##### 説明例

現在のご契約を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約をお申込みされる場合にも一般の契約と同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために契約が解除または取消しとなったりすることもありますので、ご注意ください。また、新たにお申込みの保険契約の責任開始期前に発病などをされている場合は、保険金をお支払いできない場合があります。

### ③ 告知関係の整備に関する事項

保険契約者等に対して、直接保険会社に照会できる態勢が構築されていること、および照会窓口の連絡先（電話番号）について説明する必要があります。

例えば、保険契約者等が傷病歴等について告知すべき対象かどうか判断に迷う場合や、保険契約者等からの告知に関する質問に対して代理店（保険募集人）等が回答できない場合には、保険契約者等から直接保険会社に照会できる窓口があることを説明し、照会窓口の連絡先を保険契約者等に伝える必要があります。

#### 告知義務違反の判定基準例

第三分野保険商品における告知義務違反の判定基準 **▲注** の例は次のとおりです。

| 確認項目         | 判定基準   |
|--------------|--|
| 客観的要件        | ○健康状態告知事項について、不告知・不実告知があること。<br>○不告知・不実告知の事実について、正当告知があれば同条件での引受けはできなかったこと（診断書や医療調査等の客観的資料をもって確認します）。  |
| 主観的要件        | ○不告知・不実告知について、告知義務者の故意または重大な過失が認定できること（故意または重大な過失の認定は、被保険者の年齢、既往症の病質、主治医からの病名告知の有無、病状、通院頻度、治療内容、投薬の有無等の客観的事実を基に個別具体的事情に応じ慎重に行う必要があります）。              |
| 保険募集の適切性     | ○重要事項の説明義務違反や各種法令等における募集上の禁止行為など不適切な行為がないこと。<br>○不告知・不実告知の事実について、代理店（保険募集人）等または保険会社が知り（了知）または過失により知らなかった（過失不知）という事実がないこと。                            |
| 解除権の行使（除斥期間） | ○解除権の行使については、保険法上、「契約締結時から5年」「保険者が告知義務違反による解除の原因があることを知った時から1か月間」と制限する期間（除斥期間）が定められています。<br>客観的要件、主観的要件、保険募集の適切性が認められても、除斥期間を経過した場合は、解除権の行使が認められません。 |
| 保険金の支払可否     | ○告知義務違反による解除を行った場合、不告知・不実告知の事実と保険事故との間に因果関係がある場合は、保険金支払いの対象とはなりません。<br>一方、不告知・不実告知の事実と保険事故との間に因果関係がない場合については、告知義務違反が成立したときでも保険金支払いの対象となります。          |

（損保協会「第三分野商品（疾病または介護を支払事由とする商品）に関するガイドライン」を基に作成）

**▲注** 判定基準は、保険会社により異なる場合があります。

## 第2章 保険契約の管理

デジタルテキスト 162

保険商品は形のない商品であるため、「売ったら終わり」ではなく、むしろ「売ってから」のメンテナンスやアフターフォローをすることが大切です。そのため契約締結後における契約管理も、代理店（保険募集人）としての重要な業務となります。

保険契約者から契約内容変更（異動）・解約に関する明確な申し出がない場合でも、保険契約者と定期的にコンタクトをとり、保険契約者からの情報をもとに的確なアドバイスを行うよう努めることが重要です。

## 3 2 -1 | 保険契約の契約内容変更（異動）・解約

第1節の  
学習時間およそ  
11分

第2章

保険契約の管理

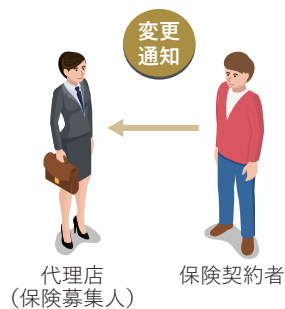
## (1) 契約内容変更（異動）

## ① 通知義務

## a. 通知義務とは

通知義務とは、保険契約締結後に一定の内容について変更が生じた場合、保険契約者または被保険者が保険会社にその事実を遅滞なく通知しなければならない義務のことをいいます。

通知義務に違反した場合には保険金が支払われないことがあることから、代理店（保険募集人）は、保険契約者等に対して、通知が必要な事項と通知義務の重要性について、あらかじめ説明しておく必要があります。



デジタルテキスト 163

## b. 傷害保険等の主な通知事項

傷害保険や海外旅行保険では、保険契約締結後に、次のような事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、保険会社に通知しなければなりません。

### 【傷害保険（普通傷害保険等）・海外旅行保険の主な通知事項】

- (a) 被保険者が保険証券記載の職業または職種を変更した場合
- (b) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合
- (c) 保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合
- (d) 上記のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合

▲注1 ▲注2 ▲注3 ▲注4

### 【所得補償保険の主な通知事項】

所得補償保険では、契約締結後に、次のような事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく保険会社に通知しなければなりません。

- (a) 被保険者が保険証券記載の職業または職種を変更した場合
- (b) 上記のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合

▲注4

▲注1 前記(a)または(b)のいずれかに該当する場合で、引き受けできない職業に就業するときは、保険契約者に保険契約を解約してもらうか、保険会社から保険契約を解除することとなります。

▲注2 海外旅行保険の場合は、旅行行程中に従事する保険証券記載の職業の変更・退職または新たに就職するときに通知する必要があります。

▲注3 国内旅行傷害保険には、職業または職種の変更に関する通知義務はありません。

▲注4 通知事項は、保険商品によって異なる場合があります。

### c. 通知義務に違反した場合

通知義務に該当する事実が発生した場合において、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって遅滞なく通知をしなかったときは、保険会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって保険契約を解除することができます。**▲注1**

通知義務違反により契約を解除した場合、危険が増加した時から解除した時まで発生した保険事故による損害については、原則として保険金が支払われません。また、既に支払った保険金があれば、その返還を求めることができます。**▲注2**。**▲注3**

**▲注1** 保険会社が解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または保険契約締結時から5年を経過した場合、保険会社は保険契約を解除することはできません。

**▲注2** 通知しなかった事実と事故発生の間に関係がない場合には、保険金が支払われます。例えば、危険度の高い職業に転職したが、その旨を通知していなかった場合で、自宅の階段で足をすべらせ転落し、骨折した傷害については、保険金支払いの対象となります。

**▲注3** 危険増加が生じ、保険契約の引受範囲を超えた場合は、保険会社はこの保険契約を解除することができます。この事由により解除した場合、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対して、保険金は支払われません。



## ② 契約内容変更（異動）

### a. 契約内容変更（異動）

保険契約締結後、保険契約の内容を変更する場合、保険契約者または被保険者が保険会社に対して書面によってその旨を通知する必要があります。

補償条件の変更などがあった場合には、保険会社に通知し、承認を求めます。

これら保険会社の承認に基づく契約条件の見直しを「契約内容変更（異動）」といいます。

契約内容変更（異動）手続きが可能な内容かどうかについては、各保険会社の規定を確認してください。

### b. 手続き

契約内容変更（異動）の手続きを行う場合は、保険会社所定の契約内容変更依頼書を作成し、原則として、保険契約者の同意の記録を取り付けます。

契約内容変更（異動）に伴って危険の増加または減少が生じた場合には、規定に従って計算した保険料を追加または返還します。

なお、保険契約者が規定による追加保険料の支払いを怠ったときは、保険金が支払われなかったり、減額されたりすることがありますので注意が必要です。

#### (a) 追加保険料および返還保険料の計算方法

追加保険料および返還保険料の計算方法は、保険会社により異なりますが次のような方法があります。

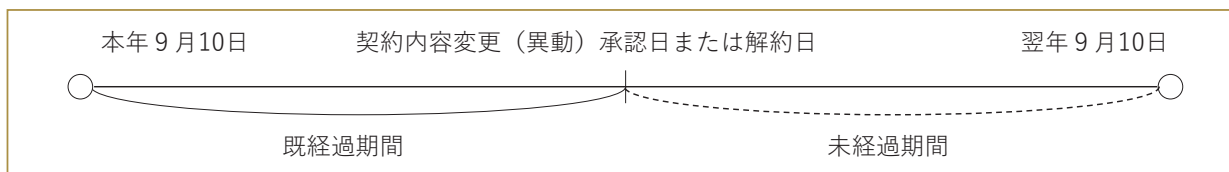
|       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 短期率計算 | 未経過期間または既経過期間に応じて短期率を適用して計算します。 |
| 月割計算  | 未経過期間または既経過期間に応じて月割を適用して計算します。  |
| 日割計算  | 未経過期間または既経過期間に応じて日割を適用して計算します。  |

#### (b) 既経過期間と未経過期間

既経過期間とは、現存契約の保険期間の初日から契約内容変更（異動）承認日または解約日までの期間をいいます（翌日起算とします）。

未経過期間とは、契約内容変更（異動）承認日または解約日から保険期間の末日までの期間をいいます（翌日起算とします）。

#### 【既経過期間と未経過期間】（例）



## (2) 解約

### ① 解約

保険期間中、保険契約者が保険会社に対して書面による通知をもって保険契約を終了させることを「解約」といいます。解約は、原則として保険契約者の意思で行うことができます。

### ② 解約時の注意点

保険契約者から解約の申し出があった場合は、保険契約者に対して、解約日以降の保険事故による損害に対して保険金が支払われないことや、解約返れい金の計算方法などを説明して理解してもらう必要があります。

デジタルテキスト 167

## (3) その他

### ① 保険契約者の変更

- a. 保険契約者は、書面により申し出て保険会社の承認を受けることにより、保険契約上のいっさいの権利および義務を第三者に承継させることができます。
- b. 保険契約者が死亡した場合は、その法定相続人が保険契約上のいっさいの権利および義務を承継します。

デジタルテキスト 168

### ② 被保険者による保険契約の解除請求

次の場合、被保険者は、保険契約者に対して保険契約の解除請求をすることができます（保険法第34条または第87条）。これを「被保険者離脱（りだつ）」といい、モラルリスク防止等の観点から認められています。

- a. 保険契約者以外の者を被保険者および保険金受取人とする傷害保険契約等において、被保険者の同意がない場合
- b. 保険契約者または保険金受取人が保険金取得を目的として事故招致を行った場合
- c. 保険金受取人が保険金請求に関する詐欺を行った場合
- d. 保険契約者または保険金受取人が反社会的勢力等に該当する場合 など

なお、この解除請求は、原則として被保険者が保険契約者に対して行いますが、一定の要件を満たせば、被保険者から直接、保険会社に対して行うことができます。

デジタルテキスト 169

### ③ 介入権制度

保険契約者の破産管財人、差押債権者、質権者などの第三者（「解除権者」といいます）が、解約返れい金を債務の弁済に充てるために、保険契約者が契約していた医療保険などを解除（解約）することが考えられますが、この場合、被保険者が高齢であるなどの理由により再加入が困難となることが想定されます。

このような事態に対応するため、解除権者が保険契約を解除（解約）しようとした場合に、解除（解約）の効力が生じるまでの間に保険金受取人が解除権者に解約返れい金相当額を支払うこと等により、保険契約を存続させることができます（保険法第89条）。これを「介入権制度」といいます。



参考

#### 保険約款における暴力団排除条項

保険契約においては、反社会的勢力との関係遮断を進めるため、保険約款に暴力団排除条項を導入しています。これにより、保険契約者等が反社会的勢力であることが判明した場合は、保険会社は、同条項に基づき当該契約を解除することができます。また、保険契約を解除した場合、重大事由（反社会的勢力）該当後、解除までに発生した事故については、原則として保険金は支払われません。

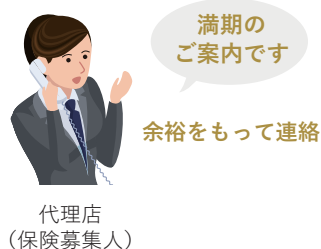


## (1) 満期通知

満期を迎えるにあたっては、保険契約者が満期契約の内容について十分検討する時間を確保できるよう、時間的な余裕をもって満期案内をすることが重要です。万が一満期切れになると、その後に事故が発生した場合、いっさい補償されないといった大きな問題となります。

満期前に単に満期ハガキを送っただけでは、保険契約者が気付かないことも考えられるので、代理店（保険募集人）から電話連絡するなど積極的な働きかけを必ず行う必要があります。**▲注**

**▲注** 満期となる契約については、満期日の1～2か月前頃までには保険会社から継続書類が代理店（保険募集人）に送られるか、または保険契約者に直送されるのが一般的ですが、代理店（保険募集人）自らも日頃から満期管理を的確に行う必要があります。



デジタルテキスト 171

## (2) 継続手続きと注意事項

満期契約は、契約当初から相当な期間が経過している場合があるため、満期更改にあたっては、保険契約申込書の記載事項と契約者のニーズを再確認する必要があります。したがって、次のような事項について確認したうえで手続きをします。

- ① 前保険期間中における契約内容の変更承認事項
- ② 他の保険契約等の有無
- ③ 保険金額の妥当性
- ④ 職業・職種の変更
- ⑤ 割増料率適用の要否 など

継続手続きは、新規契約の場合と同様に、あらためて保険契約申込書を作成します。

デジタルテキスト 172

## 第3章 第三分野の保険の事故対応

デジタルテキスト 173

## 3-3-1 基本的な姿勢と流れ（事故対応フロー）

第1節の  
学習時間およそ  
4分

## (1) 基本的な姿勢

## ① 代理店（保険募集人）の役割

保険商品は、保険事故が生じた場合に保険金の支払いを通して、初めて商品としての機能が発揮されます。したがって、保険事故発生時における代理店（保険募集人）の対応は非常に重要です。

適切な事故対応を行うためには、事故対応に関する業務ルールを策定し、あらかじめ保険契約者等に周知しておく事項を定めたり、事故通知に対する受付の仕方や保険金が支払われるまでのフォローアップ対応の内容を明確に定めたりしておく必要があります。

デジタルテキスト 174

## ② 事故通知の重要性（保険契約者等への説明）

保険会社は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（本章では「保険契約者等」といいます）から「事故通知」を受けて、初めて事故の原因調査等の損害調査を行うことができます。したがって、保険会社の損害調査業務を円滑に進めるために、代理店（保険募集人）は、ふだんから保険契約者等に対し、万が一、事故が生じた場合には直ちに代理店（保険募集人）または保険会社に通知するよう徹底しておくことが必要となります。

また、事故通知は保険会社だけでなく、保険契約者等にとっても重要です。事故が発生したことを知ってから一定期間内に事故通知をしないと保険金が支払われないことがありますので、代理店（保険募集人）は、契約締結時に保険契約者等に対して事故通知の重要性について十分に説明しておく必要があります。

本章では、主として傷害保険の事故対応について説明します。

## 【事故対応における注意点】

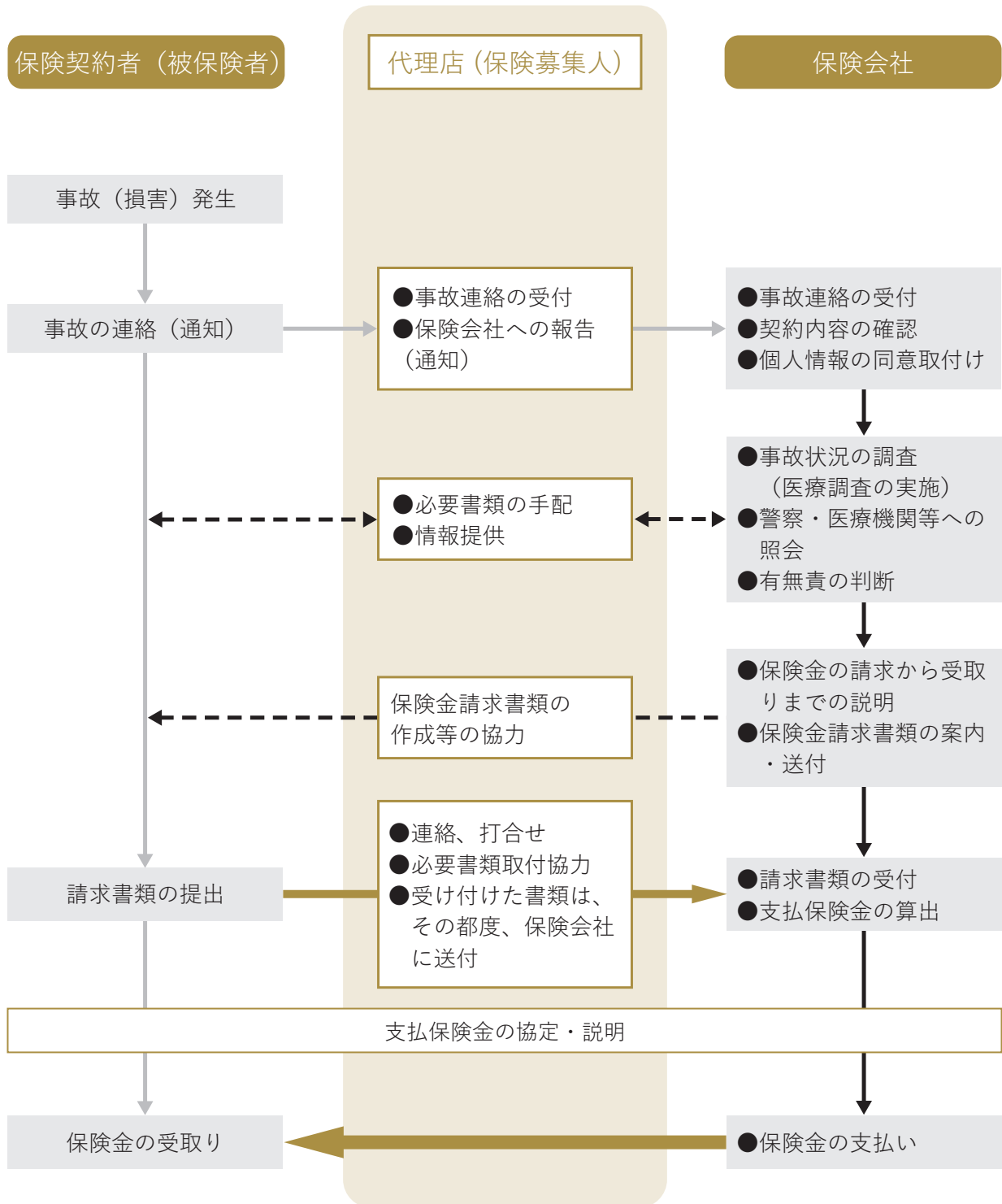
保険金支払いは保険会社の固有業務であり、代理店（保険募集人）は、支払責任の有無や保険金の支払額について判断してはなりません。また、実際の保険金請求手続きへの協力に際しては、個々のケースに応じて保険会社の指示に従います。

代理店  
(保険募集人)保険金支払いは  
保険会社の固有業務

デジタルテキスト 175

## (2) 基本的な流れ

【事故（損害）発生から保険金支払いまでの流れ（例）】



第3章  
第三分野の保険の  
事故対応

## (1) 事故通知・損害調査

### ① 代理店（保険募集人）の対応

#### a. 事故受付

保険契約者等から代理店（保険募集人）に事故通知があった場合には、次の内容を確認しなければなりません。通常、保険契約者等は事故の対応に不慣れであるため、相手の身になって対応することが重要です。

#### 【事故通知の際に確認すべき主な内容】

- a. 契約内容（保険契約者名、被保険者名、証券番号、被保険者番号〈団体契約の場合〉、保険種類〈普通傷害保険、家族傷害保険等〉）
- b. 事故発生の日時・場所
- c. 事故発生の原因・状況（受傷者名、受傷状況、現在までの処置〈医療機関名等〉、治癒見込み、届出警察署〈または機関〉名、または目撃者名）
- d. 他の保険契約等の有無 等

#### b. 保険会社への報告

代理店（保険募集人）は、保険契約者等から事故通知を受け付けた場合、直ちにその内容を保険会社に報告しなければなりません。

デジタルテキスト 177

### ② 保険会社の対応と保険金支払い

保険会社は、保険契約者や代理店（保険募集人）などから事故通知を受け付けると、次のような流れで処理を行います。

#### a. 契約内容の確認

事故通知を受け付けると、保険契約の内容、保険料の入金の有無を確認します。

#### b. 事故状況の調査

必要に応じて警察、医療機関などへ照会して事故状況を調べます。

#### c. 請求書類の検討

保険契約者等から提出された保険金請求書類に不足書類がないかなどをチェックします。

#### d. 保険金の算出・支払い

上記 a～c で決定された損害額から保険金を算出し、支払手続きをとります。

デジタルテキスト 178

### ③ 保険契約者等に周知すべき事項

保険契約者等は、事故が発生したことを知った場合には、事故通知をはじめ、次の事項を行わなければなりません。

代理店（保険募集人）は、あらかじめその旨を保険契約者等に周知しておくことが大切です。

#### a. 事故通知

被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合は、保険契約者等は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて一定期間内に事故発生の状況および傷害の程度を保険会社に通知しなければなりません。

保険契約者等が、正当な理由がなく上記の規定に違反した場合、またはその通知・説明について知っている事実を告げなかった場合、もしくは事実と異なることを告げた場合は、保険会社は、それによって保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

医療保険では、保険金を支払うべき事由が生じてから、一定期間内に保険金を請求しなければ保険金は支払われないため、入院や手術をした際は、保険会社にその旨を申告しなければなりません。

また、所得補償保険では、被保険者が就業不能となった場合、就業不能が開始した日から一定期間内に、身体障害および就業不能の状況等を書面で通知しなければなりません。

#### b. 警察への届出

交通事故により傷害を被った場合、原則として、直ちに最寄りの警察署に届け出なければなりません。これにより、後日、交通事故証明書を取り付けることができます。

また、警察が管轄しない場所での事故の場合は関係機関責任者（例えば、駅構内であれば駅長）に届け出ることにより、事故の証明を取り付ける方法もあります。

## (2) 保険金請求手続きのサポート

### ① 保険金請求に必要な書類

保険金の支払いにあたっては、様々な種類の書類を保険契約者等から提出してもらう必要があります。その場合、保険契約者等から代理店（保険募集人）に対し、保険会社への書類の提出にあたって、協力やアドバイスを依頼されることがありますので、その際は、丁寧に対応する必要があります。

例えば、専門用語をわかりやすく言い換えて説明したり、契約締結時に説明した内容を確認したりすることにより、保険契約者等が保険金請求手続きをよりスムーズに進められるよう支援する必要があります。

#### 【保険金請求に必要な書類例】

| 保険金請求に必要な書類                 | 書類の取付方法  |
|-----------------------------|--|
| 保険金請求書<br>(個人情報の取扱いに関する同意書) | 保険会社所定の用紙を使用します。   |
| 傷害状況報告書                     | 保険会社所定の用紙を使用します。   |
| 交通事故証明書<br>(交通事故の場合)        | 事故が発生した場所を管轄する各都道府県（方面）の自動車安全運転センターに交付申請し、取り付けます。  |
| 死亡診断書または死体検案書               | 死亡に立ち会った医師または検死を行った医師に記載してもらいます。病院所定の用紙を使用します。   |
| 医師の診断書                      | 治療を受けた医師に記載してもらいます（保険会社所定の用紙を使用します）。傷害については入院日数または通院日数を記載した証明書を取り付けます。後遺障害があれば、その程度を具体的に診断書に記載してもらいます。 |
| 印鑑証明書                       | 印鑑を登録している市区町村の役所で取り付けます。   |
| 戸籍謄本                        | 該当者の戸籍のある市区町村の役所で取り付けます。遠隔地の場合は郵送が可能です。  |
| 委任状                         | 保険会社所定の用紙を使用します。   |
| その他保険会社が必要とする書類             |  |

※所得補償保険の場合は、前記のほか、就業不能状況を証明する書類も必要となります。

## ② 代理請求制度

被保険者に保険金を請求できない事情がある場合（例えば、事故により意識不明の状態が続いている場合等）で、かつ、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を保険会社に申し出て、保険会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- a. 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります）
- b. aに規定する者がいない場合またはaに規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- c. aおよびbに規定する者がいない場合またはaおよびbに規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、a以外の法律上の配偶者またはb以外の3親等内の親族

デジタルテキスト 181

## ③ 保険金の支払時期（履行期）

保険金の支払時期（履行期）は、各保険会社の保険約款によって異なります。

保険法では、保険給付の履行期について、保険金の請求があった後、調査に必要な相当な期間内に保険金を支払う旨が規定されており、保険会社は履行期に対する「遅滞の責任」を負います。

なお、保険給付の履行期の規定における保険金の請求とは、保険会社のほかに代理店（保険募集人）に請求された場合も含まれますので、代理店（保険募集人）においても、保険金請求書類等を保険契約者または被保険者に案内した時や、その書類を受領した時の日付の管理を行うことが重要です。

デジタルテキスト 182

### (3) 不正請求の防止

傷害保険などにおいて、保険金を不正に請求する事例が起きています。保険金詐欺は重罪（詐欺罪：刑法第246条）ですが、損保協会が過去に実施した消費者の意識調査では、実際に発生した事故に便乗して過大に請求することへのモラル意識は低いといった結果など、保険金詐欺が犯罪行為であることの認識が低いことが確認されています。

保険金の不正請求は、極めて計画的で悪質なものから、「ほんの出来心」から起こるものまで様々であり、一度出来心で起こしてしまった不正請求に味を占め、何度も繰り返すようになってしまうこともあります。

消費者にとって損害保険の「入口」となる代理店（保険募集人）は、保険制度の維持・安定のために、アンダーライティングにより不良契約を排除することをはじめとし、不正請求の防止に取り組むことも重要です。



#### 参考 ▶ 保険金不正請求ホットライン

損保協会では、「保険金不正請求ホットライン」を設置し、損害保険の保険金不正請求に関する情報を受け付けています。

## 第4章 第三分野の保険の苦情対応

デジタルテキスト 184

## 3 4 -1 基本的な姿勢と流れ（苦情対応フロー）

第1節の  
学習時間およそ  
3分

## (1) 基本的な姿勢

苦情対応の基本は、相手の立場に立って、保険契約者等が何を期待し、何を求めているのかを十分に聞き出すこと、その申し出を最後までじっくりと聴き（傾聴）、その内容をしっかりと把握したうえで、不満の原因をつきとめることです。

代理店（保険募集人）は、日頃から保険契約者等に対して十分な情報提供を心掛けるとともに、契約内容の照会や変更、保険金の支払いなどに関して相談や苦情を受け付けた場合は、保険会社と連携して、保険契約者等の視点に立って迅速かつ的確に対応し、代理店（保険募集人）としての役割を果たす必要があります。

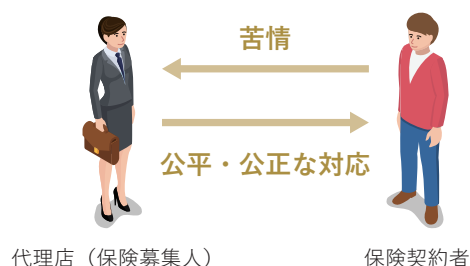
デジタルテキスト 185

## (2) 基本的な流れ

## ① 保険契約内容の確認と公正な対応

代理店（保険募集人）が保険契約者等から苦情等を受け付けた場合には、証券番号などにより該当する保険契約を特定し、契約内容を正確に把握したうえで対応することが必要となります。

また、その申し出の内容を正確に把握し、真摯（しんし）に受け止めるとともに、例えば、申出人だけを特別扱いするといったことのないよう、保険契約者間の公平性を保ち、公正な対応を心掛ける必要があります。



デジタルテキスト 186

## ② 保険契約者等の理解度に応じた対応

保険契約者等からの苦情等を聞く場合には、相手の保険に関する知識の理解度を踏まえながら対応する必要があります。特に「保険料」と「保険金」や、「保険金額」と「保険価額」などの用語は混同しやすいので、代理店（保険募集人）が説明する際にも、これらの用語の違いをわかりやすく説明するなど、その相手に応じた対応が求められます。

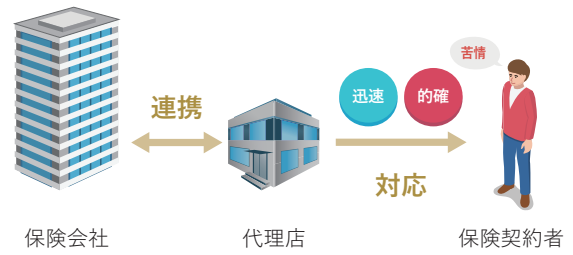


デジタルテキスト 187

### ③ 保険会社との連携

保険契約者等から苦情を受け付けた場合は、代理店（保険募集人）だけで対応せずに、保険会社と連携して迅速かつ的確に対応することも大切です。

保険契約者等からの代理店（保険募集人）に寄せられた声が、将来的に保険商品の内容の充実やサービスの向上につながるケースもありますので、保険会社の規定等に従って連携する必要があります。



## 3 4 -2 傷害保険・医療保険の苦情事例

第2節の  
学習時間およそ  
6分

苦情対応においては、不満の原因をつきとめ、その原因を踏まえた再発防止策により、代理店（保険募集人）自らの業務品質の向上につなげていくことが何よりも重要となります。

ここでは、苦情事例を通じて、代理店（保険募集人）としての注意点を参考までに紹介します。



デジタルテキスト 189

## (1) 補償内容に関する苦情事例

## ① 海外旅行保険の携行品損害補償に関する事項

## 苦情事例

- 海外旅行保険を契約する際、携行品が盗難等の被害に遭った場合は50万円まで補償されるとの説明を受けていた。旅行中に腕時計の盗難に遭い事故報告をしたところ、1品〇万円限度の補償になると言われたが、契約時にそのような説明は聞いていない。
- 海外旅行中、空港のトイレにかばんを置き忘れ、すぐに取りに戻ったところ、清掃員が保管してくれていたが、デジカメやビデオカメラなどがなくなっていた。帰国後、盗難として保険金を請求すると、置き忘れのため保険金は支払われないと言われた。契約時にそのような説明は聞いていない。納得できない。

## 〔注意点〕

海外旅行保険については、携行品損害補償の支払限度額に関する苦情が多く寄せられていますので、保険金額のほか、1個または1組の限度額が設定されているような場合には、十分に説明のうえ、保険契約者等の理解を得る必要があります。

また、携行品損害補償では、「紛失・置き忘れ」の免責（保険金を支払わない場合）などに関する苦情も多く寄せられています。契約を引き受ける際には、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」等を活用するなどして、補償内容について、十分に説明する必要があります。

デジタルテキスト 190

## (2) 契約条件・保険料率に関する苦情事例

### ① 医療保険の契約内容に関する事項

#### 苦情事例

3年ほど前に、医療保険に2口加入し、1口は掛け捨てで、もう1口は契約時に代理店（保険募集人）から「もう1,000円保険料を追加払いますと満期で返れい金が戻ってくる」と説明を受けて加入した。

最近になって保険会社に確認したところ「そのような契約にはなっていない。保険料が高い分は特約が付いているため」と聞いた。保険証券を改めて見ると確かに満期に返れい金があるとは書いていない。代理店（保険募集人）へ抗議するとよく覚えていないとのことだが、きちんと説明して対応してもらいたい。

#### 〔注意点〕

医療保険契約締結の際の、保険契約者の意図と異なる契約内容に係る苦情は、代理店（保険募集人）の説明不足や保険契約者との意思疎通が図れていなかったことに関して寄せられることが多くなっています。

代理店（保険募集人）は、誤認されることのないように契約締結時には契約内容を十分説明するとともに、保険契約者の意向どおりの契約内容となっているかを十分確認したうえで、契約を締結する必要があります。

デジタルテキスト 191

## (3) 契約引受け・契約管理に関する苦情事例

### ① 代理人による契約に関する事項

#### 苦情事例

満期を機に保険会社を変更したが、満期契約の保険会社からの保険料の口座引き落としが続いたため確認したところ、契約が更新され、重複契約になっていることが判明した。満期契約の取扱代理店に確認したところ、妻に保険契約申込書に押印させて更新したとのこと。保険契約者に意思確認せずに妻に押印させた代理店（保険募集人）の行為は問題ではないか。

#### 〔注意点〕

やむを得ない事情により、保険契約者の代理人と契約する場合は、契約者本人と契約等を行う場合より、一層慎重で確実な対応を行う必要があります。

なお、代理人と契約する場合の手続きについては、保険会社に十分に確認したうえで対応してください。



参考

#### そんぽADRセンターに寄せられた苦情の申し出

そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）には、顧客からの苦情の申し出が届いており、当該顧客の意向に基づき、苦情の相手方となる保険会社に苦情内容を通知して対応を求める苦情解決手続を実施しています。

損保協会のホームページには、そんぽADRセンターにおける相談・苦情の受付状況や苦情・紛争解決手続の実施状況等を四半期単位に取りまとめた統計資料が掲載されています。

<URL> <https://www.sonpo.or.jp/report/statistics/adr/index.html>

デジタルテキスト 192

## 第5章 事故（病気）の防止・軽減（ケガ・病気の予防）

デジタルテキスト 193

保険商品は、保険事故が生じたときに保険金の支払いを通して、初めて商品としての機能が発揮されます。したがって、保険事故発生時における代理店（保険募集人）の対応は非常に重要です。

しかし、事故・災害が発生するのを未然に防いだり、少しでも損害を軽減したりすることができれば、顧客にとっては、安心感が増すでしょう。このような損害の防止・軽減のための取組みを「ロス・プリベンション」といいます。

代理店（保険募集人）として、事故防止の基本的な考え方や取組みを知り、顧客に対し適切にアドバイスしましょう。

## 3 5 -1 日常のケガに関する予防対策

第1節の  
学習時間  およそ  
5分

## (1) 日常生活での事故の予防対策

日常のケガには、交通事故や災害によるケガ、レジャー中のケガ、家庭内でのケガなど様々なものがあります。ここでは、交通事故や災害によるケガを除く日常生活での不慮の事故によるケガの予防対策についてみていきます。

第1編 第1章「リスクと保険」【不慮の事故死 死因別死者数・構成割合】（P.009参照）からも、不慮の窒息や転倒・転落事故による死者数の方が、交通事故死者数よりも多いことがわかります。そして、それらは、意外にも安全だと思われている「住宅」で多く発生しています。

住宅内では、段差や床に置いた物につまずいて転倒する、浴室内で滑って転倒する、椅子や階段から転落する、食物を喉に詰まらせて窒息する、ヤケドをするなどの様々な事故が発生します。

## ① 高齢者の事故予防対策

## ② 子どもの事故予防対策

デジタルテキスト 194

## ① 高齢者の事故予防対策

高齢者の事故は、身体的適応力の低下等が原因で発生することが多くなっています。

高齢者の転倒による事故を防ぐためには、次のような予防対策を講じたり、バリアフリー住宅に改築したりするなど、住環境の整備が有効です。

- 敷居などの段差はできるだけ少なくする
- 電化製品のコード類は床に這わせないようにし、床には物を置かない
- チラシ等の滑りやすいものを床に放置しない
- スリッパに滑り止めを付ける
- 浴室、浴槽内には滑り止めのマットを敷き、可能であれば手すりを設置する

特に入浴中の事故では、滑って転倒し浴槽内に転落、溺死（できし）などというケースも見られ、疾病に関連して発生する事故も起きています。気温、室温、湯温、水圧などの外的環境変化によって、加齢に伴う過剰な心・血管反応や発作から意識障害を起こして、溺死、転倒などを招くことになります。こうした事故を防ぐためには、次のような予防対策があります。

- 湯温に注意し長湯をしない
- 脱衣場や浴室の室温が低くならない工夫をする
- 食事直後や深夜に入浴しない



## ② 子どもの事故予防対策

子どもの死因は、長年にわたり不慮の事故が上位に入っているのが実情です。事故の要因は多様化していますが、0歳児の場合は、不慮の窒息が過半を占めています。

子どもは様々な事物に興味を示すと同時に、とっさに行動してしまうことがあります。例えば、たばこの吸い殻を誤飲したり、浴槽で溺水したりするなど瞬時に事故が発生します。こうした事故を防ぐためには、次のような予防対策があります。

- 乳幼児の窒息を防ぐため、ふかふかの布団や枕を使用しない、ビニール袋などを放置しない
- 危険な物は、子どもの手の届かない所に置く
- ストーブは柵などで囲って子どもが触れられないようにする
- 風呂場の扉は閉めて鍵をかける、残し湯をしない

### 参考

消費者庁では、子どもたちの明るい未来のために、このような事故を可能な限り防止することを目標として、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を立ち上げています。過去に発生した類似の事故情報を知っていれば、多くの場合、未然に防ぐことができます。有益な情報を共有することにより、子どもの事故を軽減することができます。

デジタルテキスト 196

## (2) レジャー中の事故の予防対策

自然に触れるレジャーは、自然ならではの危険も伴います。アウトドアでの事故を防ぐためには、自然を甘く見ず、危険をきちんと認識し、計画を立てて行動することが大切です。

特に水辺で起きるトラブルは、約半数が死亡事故につながり、重大事故となりやすいのが特徴です。水辺で起きる事故には、次のような予防対策があります。

- 海水浴の際は、危険な場所を確認し、近づかない
- 健康状態が悪いときや酒を飲んだときは泳がない
- 悪天候のときは海や川辺には行かない
- 子どもだけでは遊ばせない
- ライフジャケットを着用する



デジタルテキスト 197



## (1) 運動による対策

生活習慣病は、今や健康長寿の最大の阻害要因となるだけでなく、国民医療費にも大きな影響を与えています。その多くは、不健康な生活の積み重ねによって内臓脂肪型肥満となり、これが原因となって引き起こされるものですが、これは個人が日常生活の中での適度な運動、バランスの取れた食生活、禁煙を実践することによって予防することができるものです。

運動により日常の身体活動量を増やすことで、メタボリックシンドローム **注** を含めた循環器疾患、糖尿病、がんといった生活習慣病の発症、およびこれらを原因として死亡に至るリスクを下げるすることができます。加えて運動することを習慣にすることで、これらの疾病等に対する予防効果をさらに高めることが期待できます。特に、高齢者においては、積極的に体を動かすことで生活機能低下のリスクを低減させ、自立した生活をより長く送ることができます。

**注** メタボリックシンドローム（メタボリック症候群）とは、内臓の周囲に脂肪がたまり、高血糖、高血圧、高コレステロールの症状を複数併せ持つ状態をいいます。放置すると、糖尿病、動脈硬化、心筋梗塞などの危険性を高めることとなります。



デジタルテキスト 198

## (2) 適切な睡眠時間の確保

睡眠時間の不足や睡眠の質の悪化は、生活習慣病のリスクにつながり、睡眠時間が不足している人や不眠になる人は、生活習慣病になる危険性が高くなることがわかってきました。

睡眠不足や不眠を解決することで、生活習慣病の発症を予防できるとされています。中でも、睡眠時に息の通りが悪くなって呼吸が止まる睡眠時無呼吸症候群は、治療しないでおくと高血圧、糖尿病、さらには不整脈、脳卒中、虚血性心疾患、歯周疾患などの危険性を高める原因となります。睡眠時無呼吸症候群は、肥満によって、睡眠時に気道（喉の空気の通り道）が詰まりやすくなると、発症したり、重症化したりします。睡眠時無呼吸症候群の予防には、肥満にならないことが大切です。



デジタルテキスト 199

### (3) たばこ対策

喫煙が健康に及ぼす悪影響については、長い研究の歴史があり、今日においては多くの研究成果が蓄積されています。その結果、喫煙者に、がん、心臓病、脳卒中、肺気腫、喘息、歯周病等、特定の重要な疾病の罹患率や死亡率等が高いこと、およびこれらの疾病の原因と関連があることは多くの疫学研究等により指摘されています。

このため、禁煙するまたは喫煙を減らすことは、重要な生活習慣病対策のひとつといえます。 **▲注**

**▲注** 近年、受動喫煙が健康に及ぼす悪影響についても指摘されています。受動喫煙とは、喫煙により生じた副流煙（喫煙者が吸い込む主流煙に対してたばこの先から出る煙）、呼出煙（喫煙者が吐き出した煙）を発生源とする、有害物質を含む環境たばこ煙に曝露され、それを吸入することをいいます。

厚生労働省は、主な公共施設の建物を禁煙とする一方、飲食店などサービス業の施設では、原則禁煙として喫煙室の設置を認めるなどの法を整備するなど受動喫煙の対策を強化しています。

デジタルテキスト 200

### (4) アルコール対策

わが国においてアルコール飲料は、古来より祝祭や会食など多くの場面で飲まれるなど、生活・文化の一部として親しまれてきています。一方で、国民の健康の保持という観点からみると、アルコール飲料には他の一般食品にはない特性があります。

飲酒は、意識状態の変容を引き起こすため、交通事故等の原因のひとつとなるほか、短時間内の多量飲酒による急性アルコール中毒は、死亡の原因とさえなることがあります。また、肝疾患、脳卒中、がん等の多くの疾患がアルコールと関連します。さらに、長期にわたる多量飲酒は、アルコールへの依存を形成し、本人の精神的・身体的健康を損なうことも考えられます。

日本人の「節度ある適度な飲酒」量は、1日平均純アルコールで約20g程度（例えばビール中瓶1本500ml、ワイングラス1杯120ml）といわれていますので、日頃から、この適度な飲酒量にとどめて楽しむことが大切です。

デジタルテキスト 201

## 3 5 -3 海外旅行に関するリスクへの対策

第3節の  
学習時間およそ  
1分

海外旅行中の事故による被害を完全に予防することはできませんが、旅行者本人の心掛け次第で、ある程度防ぐことができます。次に挙げるものは、海外旅行時に行うことができる代表的な防犯対策です。他にも自分なりに考えて防犯対策を講じることが大切です。

- 日本を出発する前に現地の防犯状況に関して情報を得る
- 到着してから実際に自分の目で見て、自分なりの危険レベルを判断する
- 危険なエリアには近づかない
- 現地のルールをよく知り、従う
- 常に隙を作らない



# 4

第4編

## 周辺知識

### 学習の内容

第1章 社会保険

第2章 公的医療保険

第3章 公的介護保険

第4章 公的年金保険

第5章 労働保険（労災保険・雇用保険）

#### ●デジタルテキストとの関連について

テキスト内の **デジタルテキスト 000** はデジタルテキストにおけるページ番号です。

また、本文中の（P.000参照）は、**デジタルテキスト 000** のページ番号で表記しています。

## 第1章 社会保険

デジタルテキスト 204

第三分野の保険は、人の傷害や疾病に備える保険であるため、同じく人の傷害や疾病に対して保険給付を行う公的医療保険や公的介護保険などの社会保険ときわめて密接な関係があります。

このため、代理店（保険募集人）が、保険契約者等に対し、第三分野の保険商品を勧誘する場合には、そのベースとなる社会保険の知識が不可欠です。

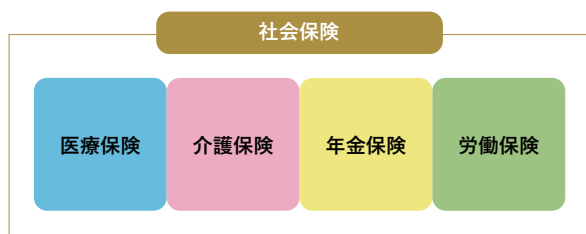
## 4 1 -1 社会保険の特徴

第1節の  
学習時間  およそ  
1分

社会保険には、医療保険、介護保険、年金保険、労働保険の4つの制度があります。

社会保険は、財政基盤を安定させるために多数の加入者を確保する必要があるほか、逆選択を避ける必要があることなどの理由から、強制加入を前提としています。

また、この社会保険は、負担能力に応じて保険料を拠出し、生活保障のための必要度合いに応じて給付するものが多いため、所得の再分配としての性格を有しています。



デジタルテキスト 205

## 4-1-2 損害保険商品とのかかわり

第2節の  
学習時間およそ  
1分

保険は、国や地方公共団体など法律で定められた機関が公的な政策を実現するための手段として行う「公的保険」と、民間保険会社の取り扱う「私的保険」に大別することができます。

民間保険会社を取り扱う私的保険には、公的保険を補完する役割があり、公的保険にプラスして私的保険に加入することで、さらに大きな「安心」を得ることができます。

例えば、健康保険の被保険者等が入院したときに負担しなければならない医療費は、被保険者本人、被扶養者ともに自己負担割合が原則3割ですが、このような自己負担部分や諸費用は、民間の医療保険などにより一定程度カバーすることができます。

このように公的保険をカバーできる保険商品には、傷害保険や医療保険、介護保険などのからだに関する保険のほか、労働災害総合保険などがあります。

傷害や疾病に関するリスクに対する民間保険と社会保険の比較はP.014のとおりです。

## 第2章 公的医療保険



デジタルテキスト 207


## 4 2 -1 公的医療保険の概要

第1節の  
学習時間  およそ  
3分

## (1) 医療保険の種類

公的医療保険は、被保険者と保険者により、次のとおり分類されます。

| 制度             |      | 被保険者（被共済者）                               | 保険者（共済者）                                       | 給付事由   |
|----------------|------|--|--|--|
| 健康保険           | 組合管掌 | 健康保険組合を組織した民間企業の勤労者                      | 健康保険組合   | 業務外の事由による疾病、負傷、死亡、出産    |
|                | 協会管掌 | 上記以外の民間企業の勤労者など                          | 全国健康保険協会                                       |  |
| 国民健康保険         |      | 農林水産業、サービス業などの個人事業者および自由業などの人々           | 市町村(特別区を含みます)および都道府県、または国民健康保険組合               | 業務上・業務外の事由による疾病、負傷、死亡、出産   |
| 船員保険<br>(疾病部門) |      | 船員として船舶の所有者に使用される者                       | 全国健康保険協会                                       | 業務外の事由による疾病、負傷、死亡、出産    |
| 共済組合等          |      | 国家公務員共済組合員<br>地方公務員共済組合員<br>私立学校教職員共済組合員 | 国家公務員共済組合連合会<br>地方公務員共済組合連合会<br>日本私立学校振興・共済事業団 | 公務外の事由による疾病、負傷、死亡、出産  |

 **注** 業務上の災害については、労働者災害補償保険法に基づき給付が行われます（船員保険には、一部「独自給付」の制度があります）。また、共済組合等においても同様に、各種の災害補償法に基づき給付が行われます。

デジタルテキスト 208

## (2) 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、「高齢者の医療の確保に関する法律」によって設けられている制度です。

後期高齢者医療制度では、保険料の徴収、保険証の引渡し、住所変更や給付申請の受付などの窓口業務は、市町村（特別区を含みます）が主体となり、保険料の決定、医療機関への給付事務などの運営業務は、各都道府県に設立された後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」といいます）が主体となります。

後期高齢者医療制度の被保険者は、広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者のほか、65歳以上75歳未満で、寝たきり状態など一定の障害の状態があると広域連合が認めた者も含まれます。医療給付の内容は、基本的に国民健康保険と同じです **注1**。ただし、自己負担割合は原則として1割 **注2** です。

本章では、公的医療保険のうち、健康保険および国民健康保険の概要について説明します。

**注1** 傷病手当金については、広域連合が条例で定めない限り、給付が行われません。

**注2** 一定の所得のある者（現役並み所得者を除きます）の自己負担割合は2割、現役並み所得者の自己負担割合は3割となります。



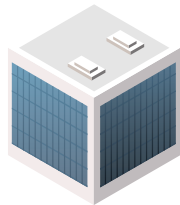
健康保険は、労働者の業務外の事由による疾病、負傷もしくは死亡または出産およびその被扶養者の疾病、負傷、死亡または出産に関して、保険給付を行う制度です。



デジタルテキスト 210

## (1) 保険者

保険者には、全国健康保険協会がなる場合（全国健康保険協会管掌健康保険〈協会けんぽ〉）と健康保険組合がなる場合（組合健康保険）とがあります。



全国健康保険協会



健康保険組合

デジタルテキスト 211

## (2) 被保険者と被扶養者

### ① 被保険者

健康保険では、適用事業所 **▲注1** に使用される者は、適用除外者（後期高齢者医療制度の被保険者など）を除き、すべて被保険者となります。また、これとは別に、任意継続被保険者と日雇労働者のうち一定の条件を満たした者も、被保険者となることができます。

### ② 被扶養者

被保険者のほか、その扶養する家族（以下「被扶養者」といいます）の疾病、負傷もしくは死亡または出産に関しても保険給付が行われます。この被扶養者の範囲は、主として被保険者の収入により生計を維持しており **▲注2**、かつ日本国内の住所を有する **▲注3** 次の者としします。

- a. 被保険者の直系尊属、配偶者（内縁関係にある者を含みます）、子、孫および兄弟姉妹
- b. 被保険者と同居する3親等内の親族（上記aを除きます）
- c. 被保険者と内縁関係にある者の父母および子のうち、被保険者と同居する者 **▲注4**

**▲注1** 適用事業所とは、健康保険の適用を受ける事業所のことをいいます。

**▲注2** 「主として被保険者の収入により生計を維持している」とは、被保険者の収入により暮らしが成り立っていることをいい、必ずしも、被保険者と生活を共にしていなくても構いません。

**▲注3** 外国に一時的に留学をする学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う者については、日本国内に住所がないとしても、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、例外的に取り扱います。

**▲注4** 内縁関係にある者の死亡後、引き続き被保険者と同居する場合を含みます。

### (3) 保険給付の種類

健康保険の給付は、次のように分類されます。

| 区 分   | 給付の種類  |                             |
|-------|--|-----------------------------|
|       | 被保険者   | 被扶養者                        |
| 疾病、負傷 | 療養の給付<br>入院時食事療養費<br>入院時生活療養費<br>保険外併用療養費<br>訪問看護療養費 | 家族療養費<br>家族訪問看護療養費          |
|       | 療養費<br>高額療養費<br>高額介護合算療養費                            | 家族療養費<br>高額療養費<br>高額介護合算療養費 |
|       | 移送費  | 家族移送費                       |
|       | 傷病手当金  | —                           |
| 出産    | 出産育児一時金<br>出産手当金                                     | 家族出産育児一時金                   |
| 死亡    | 埋葬料または埋葬費  | 家族埋葬料                       |

**▲注**

**▲注** 前記のほか、健康保険組合によっては、前記の各給付において独自に付加給付を実施しているところもあります。

## (4) 医療に係る主な保険給付の概要

### ① 被保険者に対する保険給付

| 保険給付の種類  | 保険給付の概要   |
|----------|---|
| 療養の給付    | <p>被保険者が疾病または負傷により保険医療機関または保険薬局（以下「保険医療機関等」といいます）などで療養を受けた場合、それらに要した費用から一部負担金を控除した額が支給されます。</p> <p><b>【一部負担金】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者が70歳未満の場合：医療費の3割</li> <li>被保険者が70歳以上75歳未満の場合：医療費の2割（現役並み所得者は3割）</li> </ul> |
| 入院時食事療養費 | <p>被保険者（特定長期入院被保険者 <b>▲注1</b> を除きます）が保険医療機関に入院し、療養の給付と併せて食事療養を受けた場合、所定の方法で算定した費用の額から食事療養標準負担額を控除した額が支給されます。</p>   |
| 入院時生活療養費 | <p>特定長期入院被保険者が、保険医療機関に入院し療養の給付と併せて生活療養 <b>▲注2</b> を受けた場合、所定の方法で算定した費用の額から生活療養標準負担額を控除した額が支給されます。</p>  |
| 保険外併用療養費 | <p>被保険者が保険医療機関等で、厚生労働大臣が定める評価療養（先進医療等）、患者申出療養または選定療養（予約診療等）を受けた場合、それらの部分を除く診察、検査、入院などの基礎的な療養部分の額から一部負担金を控除した額が支給されます。 <b>▲注3</b></p>  |
| 療養費      | <p>①保険者が療養の給付等が困難であると認めた場合、または②被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局等で診療、薬剤の支給または手当を受けた場合で、保険者がやむを得ないと認めたとき、一部負担金および標準負担額の合計額を控除した額等を基準として保険者が定める額が償還払い <b>▲注4</b> されます。</p>   |
| 訪問看護療養費  | <p>在宅で継続して療養を受ける状態にある被保険者が、主治医により療養上の世話などの必要を認められ、指定訪問看護事業者の看護師等が行う訪問看護を受けた場合、訪問看護について算定した費用の額から一部負担金を控除した額が支給されます。</p>   |
| 移送費      | <p>被保険者が疾病または負傷により移動が困難であり、保険診療を受けるために医師の指示で一時的または緊急的に移送された場合で、その移送を保険者が認めたときに、最も経済的な通常の経路および方法による費用が支給されます。</p>  |
| 傷病手当金    | <p>被保険者（任意継続被保険者を除きます）が療養のため労務に服することができない場合は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からの労務に服することができない期間、傷病手当金が支給されます。なお、支給期間は、支給開始日から通算して1年6か月となります。</p>   |

▲注5

- ▲注1 特定長期入院被保険者とは、医療法に規定する「療養病床」に入院する65歳以上の者をいいます。
- ▲注2 生活療養とは、食事の提供、温度、照明、給水に関する適切な療養環境のことをいいます。
- ▲注3 厚生労働大臣が定める評価療養、患者申出療養または選定療養については、保険診療との併用が認められており、基礎的な療養部分（診察・検査・投薬・入院料等）が一般の診療と同様に扱われます。
- ▲注4 償還払いとは、療養に要した費用の全額を被保険者がいったん自分で支払い、後日、申請に基づき支払いを受ける方法をいいます。
- ▲注5 前記のほか、出産育児一時金、出産手当金および埋葬料または埋葬費が支給されます。

## ② 被扶養者に関する保険給付

| 保険給付の種類   | 保険給付の概要  |
|-----------|--|
| 家族療養費     | <p>①被扶養者が保険医療機関等から療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費または保険外併用療養費に該当する療養を受けた場合、または②被扶養者が療養費の支給要件に該当した場合、それらの費用から一部負担金を控除した額が支給されます。</p> <p><b>【一部負担金】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被扶養者が未就学児童の場合：医療費の2割</li> <li>・被扶養者が就学後70歳未満の場合：医療費の3割</li> <li>・被扶養者が70歳以上75歳未満の場合：医療費の2割（被保険者が70歳以上75歳未満で現役並み所得がある場合の70歳以上75歳未満の被扶養者は3割）</li> </ul> |
| 家族訪問看護療養費 | <p>在宅で継続して療養を受ける状態にある被扶養者が、主治医により療養上の世話などの必要を認められ、指定訪問看護事業者の看護師等が行う訪問看護を受けた場合、訪問看護について算定した費用の額から一部負担金を控除した額が支給されます。</p>  |
| 家族移送費     | <p>被扶養者が疾病または負傷により移動が困難であり、保険診療を受けるために医師の指示で一時的または緊急的に移送された場合で、その移送を保険者が認めたときは、最も経済的な通常の経路および方法による費用が支給されます。</p>   |

▲注

▲注 前記のほか、家族出産育児一時金および家族埋葬料が支給されます。



## ③ 被保険者または被扶養者に関する保険給付

| 保険給付の種類   | 保険給付の概要   |
|-----------|---|
| 高額療養費     | 被保険者またはその被扶養者が同一月に同一保険医療機関等に支払った一部負担金の額が自己負担限度額（高額療養費算定基準額）を超えた場合、その超えた額が支給されます。  |
| 高額介護合算療養費 | 同一世帯に介護保険の受給者がいる場合で、1年間にかかった健康保険と介護保険の一部負担金の額の合計額が著しく高額となった場合に、自己負担限度額（介護合算算定基準額）を超えた額について、健康保険部分、介護保険部分の一部負担金の額の割合に按分したうちの健康保険部分の額が支給されます。 |

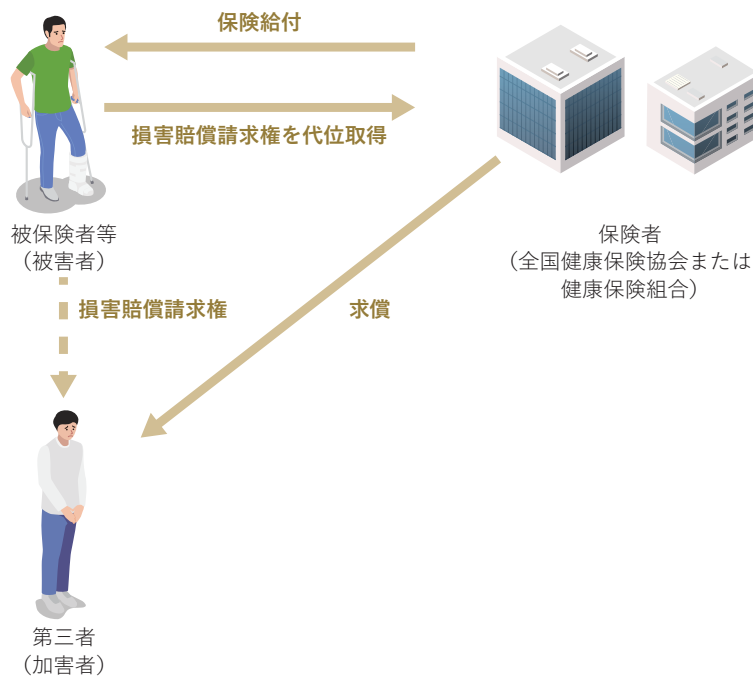
デジタルテキスト 216

## (5) 第三者の行為と保険給付

健康保険では、傷病等の原因が交通事故など第三者の行為によるものであっても、業務上の事由でない限り、保険給付が行われます。この場合、健康保険の保険者は、保険給付の価額の限度において、被保険者または被扶養者が第三者に対して有する損害賠償請求権を被保険者等に代わって取得します。

また、被保険者または被扶養者が、既に第三者から損害賠償を受けているときは、保険者は、その限度において保険給付を免除されます。 **▲注**

**▲注** 被保険者または被扶養者は、第三者の行為によること、その者の氏名・住所および疾病・負傷等の状況を遅滞なく全国健康保険協会または健康保険組合に届け出なければなりません。



デジタルテキスト 217

## 4 2 -3 国民健康保険

第3節の  
学習時間およそ  
3分

国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷もしくは死亡または出産に関して必要な保険給付を行う制度であり、国民の健康の保持・増進に寄与することを目的としています。

健康保険は、主に民間企業の勤労者を対象としていますが、国民健康保険は、自営業者、農業従事者、年金生活者などを対象としています。



自営業者



農業従事者

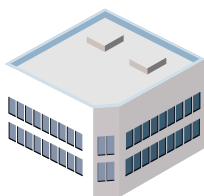


年金生活者

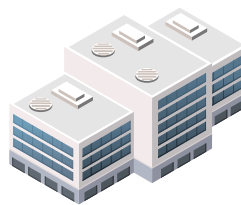
デジタルテキスト 218

## (1) 保険者

保険者には、都道府県が市町村（特別区を含みます。以下同じ）とともになる場合と、国民健康保険組合がなる場合があります。



都道府県・市町村



国民健康保険組合

デジタルテキスト 219

## (2) 被保険者（市町村および都道府県が保険者になる場合）

次の者などを除いて、その都道府県に住所がある者は、すべてその都道府県が市町村とともに行う国民健康保険の被保険者となります。

- ①健康保険、船員保険、共済組合の被保険者または組合員等とその被扶養者
- ②国民健康保険組合の被保険者
- ③後期高齢者医療制度の被保険者
- ④生活保護法による保護を受けている世帯の構成員

具体的には、農林水産業、サービス業などを営む個人事業所や従業員5人未満の個人事業所の従業員とその家族、作家や画家などの自由業を営む人々とその家族、年金生活者とその家族などが対象となります。 **▲注**

**▲注** 国民健康保険では、加入者一人ひとりが被保険者となるため、健康保険のような「被扶養者」という概念はありません。

デジタルテキスト 220

### (3) 保険給付の種類

基本的に健康保険と同様ですが、業務上の事由についても、給付の対象となります（政府労災保険の適用労働者を除きます）。**注1** **注2** **注3**

**注1** 自己負担割合（額）は、健康保険と同様です。

**注2** 出産育児一時金と葬祭費は、市町村の条例または規約の定めにより、特別な理由があるときは全部または一部を支給しないことができるとされていますが、ほとんどの市町村で支給されています。

**注3** 傷病手当金と出産手当金は、法律上はいずれも任意給付となっており、市町村の条例または規約の定めがあれば支給されます。

## 第3章 公的介護保険

デジタルテキスト 222

公的介護保険は、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練ならびに看護および療養上の管理その他の医療を要する者等について、必要な保健医療サービスおよび福祉サービスに係る給付を行います。

ここでは、公的介護保険の概要について説明します。

## 4-3-1 公的介護保険の概要

第1節の  
学習時間およそ  
5分

## (1) 保険者

市町村（特別区を含みます。以下同じ）が保険者となります。



保険者（市町村）

デジタルテキスト 223

## (2) 被保険者

公的介護保険の被保険者は、第1号被保険者と第2号被保険者とに分けられ、いずれも強制加入となります。

|             |  |   |
|-------------|--|---|
| 第1号<br>被保険者 | 市町村の住民のうち、<br>65歳以上の者                          | 要介護状態または要支援状態（いずれも後述）となったときに、市町村の認定を受けて所定の給付が受けられます。                        |
| 第2号<br>被保険者 | 市町村の住民のうち、<br>40歳以上65歳未満の<br>医療保険加入者 <b>▲注</b> | 初老期における認知症や脳血管疾患などの「特定疾病」により要介護状態または要支援状態となったときに限り、市町村の認定を受けて所定の給付が受けられません。 |

**▲注** 医療保険加入者とは、医療保険各法における被保険者、組合員等およびこれらの者の被扶養者のことをいいます。

デジタルテキスト 224

### (3) 要介護認定と要支援認定

#### ① 要介護状態と要支援状態

##### a. 要介護状態

身体上または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、6か月間継続して、常時介護を要すると見込まれる状態をいい、その介護の必要度（要介護状態区分）に応じて5段階に区分されています。

##### b. 要支援状態

身体上または精神上の障害があるために、次のいずれかに該当するものをいい、その支援の必要度（要支援状態区分）に応じて2段階に区分されています。

- (a) 日常生活における基本的な動作の全部または一部について、6か月間継続して常時介護を要する状態の軽減または悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれる状態
- (b) 6か月間継続して日常生活を営むのに支障が見込まれるが、要介護状態に至らない状態



**参考** ▶ **状態区分**

| 状態区分 | 要介護・要支援の状態           |
|------|----------------------|
| 要支援1 | 週2回程度の訪問介護の利用が必要な状態  |
| 要支援2 | 上記を超える訪問介護の利用が必要な状態  |
| 要介護1 | 生活の一部について部分的介護を要する状態 |
| 要介護2 | 軽度の介護を要する状態          |
| 要介護3 | 中等度の介護を要する状態         |
| 要介護4 | 重度の介護を要する状態          |
| 要介護5 | 最重度の介護を要する状態         |

## ② 要介護者と要支援者

要介護者および要支援者とは、次の者をいいます。

|      |   |
|------|---|
| 要介護者 | 要介護状態にある被保険者<br>ただし、第2号被保険者については、特定疾病によるものに限られます。 |
| 要支援者 | 要支援状態にある被保険者<br>ただし、第2号被保険者については、特定疾病によるものに限られます。 |

デジタルテキスト 226

## ③ 申請から認定まで

被保険者が公的介護保険の給付を受けるためには、あらかじめ市町村に対して申請し、要介護認定または要支援認定を受けなければなりません。 **▲注**

**▲注** 要介護認定または要支援認定の結果等に不服がある場合は、被保険者は、各都道府県に設置されている介護保険審査会に審査請求を行うことができます。



デジタルテキスト 227

## (1) 保険給付の種類

保険給付には、要介護者に対する「介護給付」のほか、要介護状態の発生を予防する観点から、要支援者に対する「予防給付」があります。これらの給付は、要介護者・要支援者に対して一律に行われるのではなく、それぞれの状態区分に応じて行われます。

|                     | 介護給付            | 予防給付              | 給付方法 |
|---------------------|-----------------|-------------------|------|
| <b>対象者</b>          | 要介護者            | 要支援者              |      |
| <b>居宅介護に係る給付</b>    | ①居宅介護サービス費      | ①介護予防サービス費        | 現物給付 |
|                     | ②特例居宅介護サービス費    | ②特例介護予防サービス費      | 償還払い |
|                     | ③居宅介護福祉用具購入費    | ③介護予防福祉用具購入費      | 償還払い |
|                     | ④居宅介護住宅改修費      | ④介護予防住宅改修費        | 償還払い |
|                     | ⑤居宅介護サービス計画費    | ⑤介護予防サービス計画費      | 現物給付 |
|                     | ⑥特例居宅介護サービス計画費  | ⑥特例介護予防サービス計画費    | 償還払い |
| <b>地域密着型介護に係る給付</b> | ①地域密着型介護サービス費   | ①地域密着型介護予防サービス費   | 現物給付 |
|                     | ②特例地域密着型介護サービス費 | ②特例地域密着型介護予防サービス費 | 償還払い |
| <b>施設介護に係る給付</b>    | ①施設介護サービス費      |                   | 現物給付 |
|                     | ②特例施設介護サービス費    |                   | 償還払い |
| <b>負担軽減</b>         | ①高額介護サービス費      | ①高額介護予防サービス費      | 償還払い |
|                     | ②高額医療合算介護サービス費  | ②高額医療合算介護予防サービス費  | 償還払い |
|                     | ③特定入所者介護サービス費   | ③特定入所者介護予防サービス費   | 現物給付 |
|                     | ④特例特定入所者介護サービス費 | ④特例特定入所者介護予防サービス費 | 償還払い |

保険給付の受け方には、次のとおり「現物給付」と「償還払い」の2つの方法があります。

|             |   |
|-------------|---|
| <b>現物給付</b> | 介護サービスを受けた場合に自己負担額のみを支払い、差額が給付金として、サービス事業者に直接支払われる方法          |
| <b>償還払い</b> | 介護サービスを受けた場合にまず全額を自費で支払い、後日、領収書を市町村に提出して、自己負担額を除いた金額の返還を受ける方法 |

なお、公的介護保険の給付が、公的医療保険（健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度等）の給付と重複する場合、給付が重なる部分については、公的介護保険の給付が優先します。

## (2) 保険給付の額

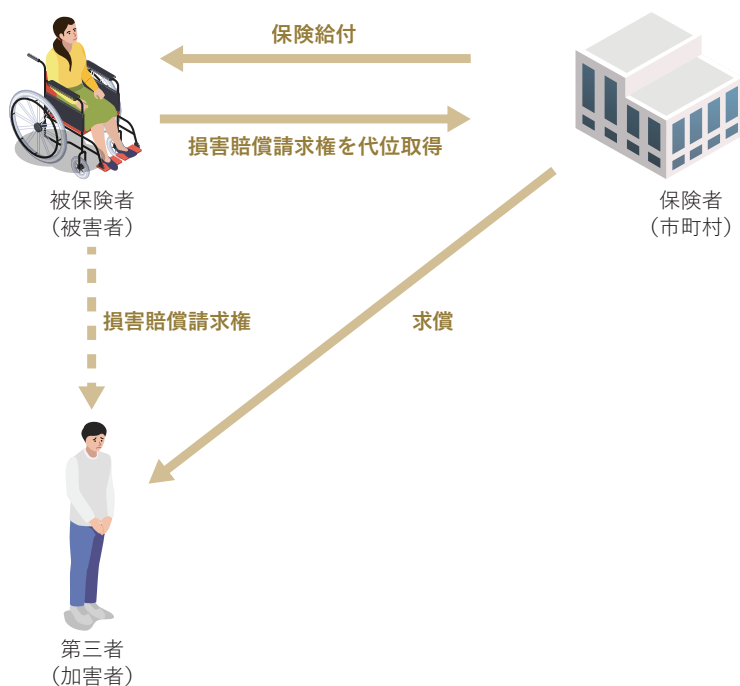
給付額は、サービスの種類ごとに、サービスの内容・地域等を考慮した平均的な費用（食事の提供に要する費用および滞在に要する費用を除きます）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の9割（65歳以上の一定以上所得者は所得金額によって8割または7割）となります（居宅介護サービス計画費および介護予防サービス計画費は全額支給）。

### (3) 第三者の行為と保険給付


第1号被保険者については、要介護状態または要支援状態になった原因が交通事故など第三者の行為によるものであっても保険給付が行われます。この場合、保険者は、保険給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を被保険者に代わって取得します。

また、被保険者が、既に第三者から損害賠償を受けているときは、保険者は、その限度において保険給付を免除されます。**▲注**

**▲注** 第1号被保険者は、第三者の行為によること、その者の氏名・住所および被害の状況を遅滞なく市町村に届け出なければなりません。



# 第4章 公的年金保険 デジタルテキスト 231

**4-4-1 公的年金保険の概要** 第1節の学習時間  およそ **3分**

公的年金保険である「国民年金」と「厚生年金保険」の概要は次のとおりです。

|        |  |
|--------|--|
| 国民年金   | 原則として20歳以上60歳未満の国民全員が加入する公的年金の基礎となる年金制度    |
| 厚生年金保険 | 企業等に勤務する者が、基礎年金（国民年金）の上乗せ（2階部分）として加入する年金制度 |



デジタルテキスト 232

## (1) 給付の種類

国民年金および厚生年金保険による給付には、次のものがあります。

|      | 国民年金              | 厚生年金保険       |
|------|-------------------|--------------|
| 老齢給付 | 老齢基礎年金、付加年金       | 老齢厚生年金       |
| 障害給付 | 障害基礎年金            | 障害厚生年金、障害手当金 |
| 遺族給付 | 遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金 | 遺族厚生年金       |

デジタルテキスト 233

## (2) 1人1年金の原則

原則として、同一人が同時に2つ以上の年金の支給を受けることはできません。複数の年金の受給権がある場合は、受給権者の選択により1つの年金が支給され、他の年金は支給停止されます。これを「1人1年金の原則」といいます。

ただし、次の①および②のケースでは年金が併給されます。

**① 国民年金と厚生年金保険との間で支給事由を同じくする年金**

**② 受給権者が65歳以上の場合における次の組合せの年金**

デジタルテキスト 234

**① 国民年金と厚生年金保険との間で支給事由を同じくする年金**

- a. 老齢基礎年金と老齢厚生年金
- b. 障害基礎年金と障害厚生年金
- c. 遺族基礎年金と遺族厚生年金

**▲注****② 受給権者が65歳以上の場合における次の組合せの年金**

- a. 老齢基礎年金と遺族厚生年金
- b. 障害基礎年金と老齢厚生年金
- c. 障害基礎年金と遺族厚生年金

なお、遺族厚生年金の受給権者が65歳に達して老齢厚生年金の受給権を有した場合は、自分自身の老齢厚生年金が全額支給され、遺族厚生年金は、老齢厚生年金に相当する額の支給が停止となります。この場合でも、自分自身の老齢基礎年金は、当然、全額支給されます。

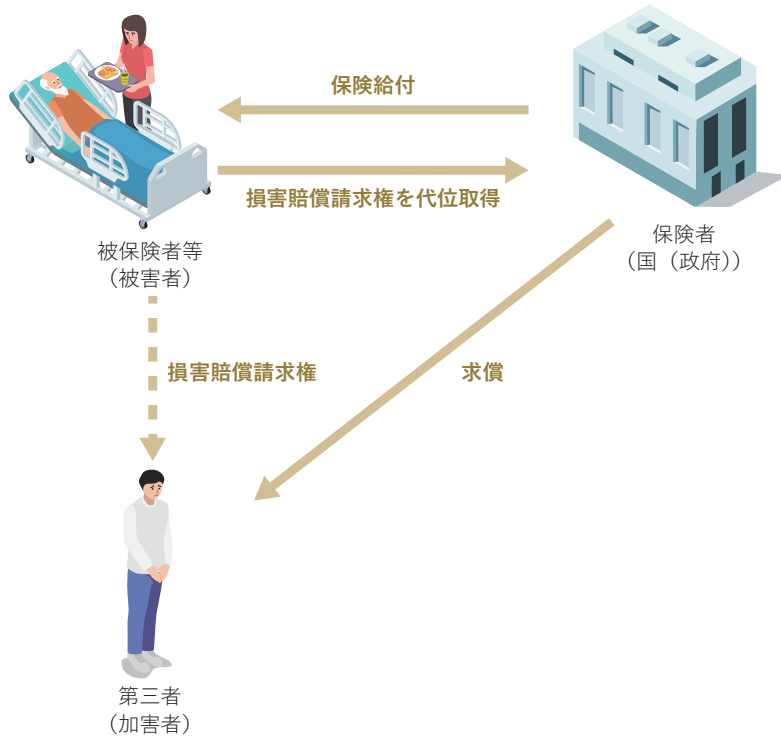
**▲注** 老齢基礎年金の上乗せ年金である付加年金（P.238（2）注2参照）も、老齢基礎年金と併給されます。

### (3) 第三者の行為と給付

被保険者または被保険者であった者（以下「被保険者等」といいます）が、交通事故など第三者の行為によって障害を被ったり、死亡したりした場合でも、給付が行われます。この場合、国（政府）は、給付の価額の限度において、被保険者等が第三者に対して有する損害賠償請求権を被保険者等に代わって取得します。

また、被保険者等が、既に第三者から同一の事由について損害賠償を受けている場合は、国（政府）は、その価額の限度において給付を免除されます。 **▲注**

**▲注** 給付を停止する場合の期間は、最長で事故発生日から36か月が上限となります。





## (1) 国民年金の概要

国民年金制度は、老齢、障害または死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、健全な国民生活の維持および向上に寄与することを目的とする公的年金制度です。

### ① 管掌

国（政府）が管掌します。

### ② 被保険者

国民年金の被保険者は、次のように第1号から第3号に分類されます。

なお、次の者のほか、老齢基礎年金の受給資格期間が不足している者などは、一定の要件に該当する場合、本人が厚生労働大臣に申し出て、被保険者となることができます（任意加入被保険者）。

|         |   |
|---------|---|
| 第1号被保険者 | 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者で、第2号被保険者および第3号被保険者のいずれにも該当しない者<br>具体的には、専業農業従事者、自営業者、学生等が該当します。 |
| 第2号被保険者 | 厚生年金保険の被保険者   |
| 第3号被保険者 | 被扶養配偶者 <b>注1</b> のうち、国内に住所を有する <b>注2</b><br>20歳以上60歳未満の者                                |

**注1** 被扶養配偶者とは、第2号被保険者の配偶者のうち、主として第2号被保険者の収入により生計を維持している者（第2号被保険者である者を除きます）のことをいいます。

**注2** 外国に一時的に留学をする学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う者については、日本国内に住所がないとしても、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、例外的に取り扱います。

## (2) 給付の種類

| 給付の種類  | 給付の内容   |
|--------|---|
| 老齢基礎年金 | 国民年金の受給資格期間が10年以上ある場合に、原則として、65歳から給付される年金です。ただし、60歳～64歳の年金の繰上げ支給（年金額は減額）や、66歳～75歳の希望する年齢からの年金の繰下げ支給（年金額は増額）の請求を行うことができます。 |
| 障害基礎年金 | 初診日において国民年金の被保険者または被保険者であった者が、疾病や傷害が原因で日常生活に著しく支障のある状態になった時に、一定の要件の下に支給される年金です。 <b>▲注1</b>                                |
| 遺族基礎年金 | 国民年金の被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした者などが死亡した時に、その者によって生計を維持されていた一定範囲の子およびその子と生計を同じくする、その者の配偶者（死亡した者の配偶者）に対して一定の要件の下に支給される年金です。  |

**▲注2**

**▲注1** 年金額は被保険者期間に関係なく、障害の程度（障害等級1級・2級）によって決定されます。

**▲注2** 国民年金には、第1号被保険者に対する独自の給付として、次の「付加年金」「寡婦年金」「死亡一時金」および「脱退一時金」の4種類の給付があります。

| 給付の種類 | 給付の内容  |
|-------|--|
| 付加年金  | 第1号被保険者のうち、付加保険料（月額400円）を支払った者に対して、支払月数に応じて、老齢基礎年金に上乗せして支給される年金です。   |
| 寡婦年金  | 老齢基礎年金の保険料納付要件を満たしている夫（第1号被保険者）が死亡した場合に、所定の要件すべてを満たした妻が60歳から65歳まで受給できる年金です。  |
| 死亡一時金 | 第1号被保険者が保険料を36か月以上納付して、老齢基礎年金も障害基礎年金も受給せずに死亡し、遺族基礎年金を受給できる遺族がない場合に、被保険者と生計を同じくしていた遺族に対して支給される年金です。<br><br>（注）寡婦年金との同時受給はできません。また、死亡一時金と寡婦年金を受けることができる場合は、いずれかを選択する必要があります。 |
| 脱退一時金 | 第1号被保険者としての保険料納付期間の月数が6か月以上ある外国人が、老齢基礎年金の受給資格要件を満たさず、かつ、国民年金からいずれの給付を受けることもなく出国した場合に、出国した日から2年以内に請求することにより受給できる年金です。   |



## (1) 厚生年金保険の概要

厚生年金保険制度は、労働者の老齢、障害または死亡について保険給付を行い、労働者およびその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした被用者年金制度です。

### ① 管掌

国（政府）が管掌します。

### ② 被保険者

厚生年金保険の被保険者には、事業所などに使用される者が加入する強制加入の被保険者と、その他一定の要件を満たしている者が申し出を行って加入する任意加入の被保険者があります。

#### a. 強制加入の被保険者

厚生年金保険の強制加入の被保険者は、加入年齢が70歳未満の者に限られていること以外、その対象となる範囲については、健康保険の被保険者と同じです。

このため、被保険者についての事業主の行う各種の届出、被保険者資格を取得するときの手続きなどは、健康保険と厚生年金保険とは1つの書類で共通に行われています。

#### b. 任意加入の被保険者

任意加入の被保険者には、次の「高齢任意加入被保険者」と「任意単独被保険者」があります。

|            |   |
|------------|---|
| 高齢任意加入被保険者 | 事業所に勤務している70歳以上で、国民年金などの老齢給付の受給資格期間を満たしていないため、期間を満たすまで加入する者です。  |
| 任意単独被保険者   | 厚生年金保険の適用事業所以外の事業所（非適用事業所）に勤務している70歳未満の者が厚生年金保険から老齢給付を受けるために必要な期間を満たすために、事業所の事業主の同意と厚生労働大臣の認可を受けて単独で厚生年金保険に任意加入する者です。 |

## (2) 保険給付の種類

| 給付の種類  | 給付の内容   |
|--------|---|
| 老齢厚生年金 | <p>厚生年金保険の被保険者期間が1か月以上あって、老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間を満たした者が65歳になった時に、国民年金の老齢基礎年金に上乗せして支給される年金です。</p> <p>原則として、65歳から支給されますが、60歳～64歳の年金の繰上げ支給（年金額は減額）や、66歳～75歳の希望する年齢からの年金の繰下げ支給（年金額は増額）の請求を行うことができます。</p>                                 |
| 障害厚生年金 | <p>初診日に厚生年金保険の被保険者であった者が、初診日から1年6か月を経過した日において、一定の障害を被った場合に支給される年金です。</p> <p>障害等級の1級または2級に該当するときは、国民年金の障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給され、3級に該当するときは、厚生年金保険単独の障害厚生年金が支給されます。</p> <p>また、上記に該当しない、障害等級3級より軽い程度の障害が残ったときは、障害手当金（一時金）が支給されます。</p> |
| 遺族厚生年金 | <p>厚生年金保険の被保険者または被保険者であった者が死亡した場合などに、死亡した者によって生計を維持されていた次の者に対して支給される年金です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①妻（内縁を含みます）</li> <li>②所定の子、孫</li> <li>③55歳以上の夫、父母、祖父母（支給は60歳から）</li> </ul>                                   |

## 第5章 労働保険（労災保険・雇用保険）

デジタルテキスト 241

労働保険には、「労働者災害補償保険」と「雇用保険」の2つがあります。

労働者災害補償保険は、業務災害等による負傷・疾病、障害、介護および死亡に対して保険給付を行い、雇用保険は、失業した場合などの給付や再就職の援助等を行います。

## 4 5 -1 労働者災害補償保険

第1節の  
学習時間  およそ  
9分

## (1) 労働者災害補償保険の概要

労働者災害補償保険（政府労災保険。以下「労災保険」といいます）は、労働者が業務上（複数業務要因災害を含みます）または通勤途上の負傷や疾病により病院などで治療を受けた場合、療養のために休業した場合などに、保険給付が行われる制度です。この場合、基本的に自己負担は生じません。

## ① 管掌

国（政府）が管掌します。

## ② 適用事業

労災保険は、労働者を使用する事業所単位に適用されます。  注

## a. 適用事業

労働者を1人でも使用する事業は、労災保険の適用事業となります。


## b. 適用労働者

日雇、アルバイト、パートタイマー、嘱託等、雇用形態のいかんにかかわらず、事業主から労働の対価として賃金の支払いを受ける者は、すべて労災保険の適用労働者となります。

## c. 適用除外

次の事業および労働者については、それぞれ独自の制度により労災保険と同等の補償がなされているため、原則として労災保険の適用除外となっています。

- (a) 国の直営事業（林野、印刷、造幣事業）
- (b) 官公署（国家公務員、地方公務員）

 注 労働者単位に適用されるものではないため、被保険者という概念がありません。



### ③ 特別加入制度

労災保険は、労働者の業務災害等による傷病を事業主に代わって補償することを目的としているため、事業主などに対する補償は、本来、労災保険からは行われません。

しかし、中小企業の事業主などは、事業者とはいえども、従事する業務が労働者と大差なく、業務災害等に遭う危険性も、また災害によって生活が脅かされることも一般の労働者と変わらないこと等から、次の者を対象とする特別加入制度を設けています。

#### a. 中小企業の事業主、一人親方など

中小企業の事業主、一人親方などで一定の要件を満たす者については、都道府県労働局長の承認を得れば、労働者に準じて労災保険に特別加入することができます。

#### b. 海外に派遣される労働者

日本国内で労災保険が適用されている事業主などから海外に派遣される労働者（特定事業に事業主等として派遣される者を含みます）も特別加入することができます。 **▲注**

**▲注** 海外出張者は、特別加入ではなく、一般の労働者として労災保険の適用対象となります。

## (2) 保険給付

### ① 保険給付の種類

労災保険では、業務災害等による負傷・疾病、障害、介護および死亡に対して、次の保険給付を行います。

なお、休業補償給付（休業給付）、傷病補償年金（傷病年金）、障害補償給付（障害給付）、遺族補償給付（遺族給付）については、それぞれの保険給付に加えて、社会復帰促進等事業の援護事業の一環として特別支給金が支給されます。 **▲注**

#### 【保険給付の種類とその内容】

##### a. 傷病に対する給付

| 給付の種類            | 給付の内容  |
|------------------|--|
| 療養補償給付<br>(療養給付) | 労働者が業務災害等による負傷または疾病（以下「傷病」といいます）により療養を必要とする場合、その被災労働者に対して支給されます。   |
| 休業補償給付<br>(休業給付) | 労働者が業務災害等による傷病で、療養を余儀なくされ、賃金の支払いを受けられない場合、その被災労働者に対し、原則として1日につき給付基礎日額の60%に相当する額が支給されます。  |
| 傷病補償年金<br>(傷病年金) | 業務災害等による傷病で、休業補償給付（休業給付）を受給している労働者が、1年6か月を経過しても傷病が治らず、かつ、傷病等級第1級から第3級に該当する状態が継続する場合、その被災労働者に対し、所轄（しょかつ）労働基準監督署長の決定により、休業補償給付（休業給付）に代えて支給されます。  |
| 障害補償給付<br>(障害給付) | 業務災害等による傷病が治癒した後に、被災労働者の身体に一定の障害が残った場合、その被災労働者に対し、その障害の程度（障害等級）に応じて障害補償給付（障害給付）が支給されます。<br>この障害補償給付（障害給付）には、障害補償年金（障害年金）と障害補償一時金（障害一時金）とがあります。 |
| 介護補償給付<br>(介護給付) | 障害補償年金（障害年金）または傷病補償年金（傷病年金）の受給者が、重度の障害（第1級または第2級）のために常時介護または随時介護を受けている場合、月単位に所定の額を限度として、その介護費用（実費）が支給されます。                                     |

##### b. 死亡に対する給付

| 給付の種類            | 給付の内容   |
|------------------|---|
| 遺族補償給付<br>(遺族給付) | 業務災害等により労働者が死亡した場合、その遺族に対して支給されます。<br>この遺族補償給付（遺族給付）には、遺族補償年金（遺族年金）と遺族補償一時金（遺族一時金）とがあります。 |
| 葬祭料<br>(葬祭給付)    | 業務災害等により労働者が死亡した場合、葬祭を行った者に対して支給されます。   |

**▲注** 各給付には複数業務要因災害を含みます。給付の種類における（ ）内は、通勤災害による保険給付に関する名称です。

## ② 給付基礎日額

労災保険の保険給付には、現物給付と現金給付がありますが、そのうち現金給付の額は、「給付基礎日額」に基づき次の算式により計算されます。

なお、複数業務要因災害に該当する場合は、複数の事業場の賃金額を合算した額をもとに給付基礎日額が算定されます。

$$\text{給付基礎日額} = \frac{\text{算定事由発生の日以前3か月間に支払われた賃金の総額}}{\text{上記3か月間の総日数（暦日数）}}$$

## ③ 第三者の行為と保険給付

業務災害等が第三者の行為によって生じた場合で、その災害に対して労災保険から保険給付が行われたときは、国（政府）は、保険給付の価額の限度において、被災労働者またはその遺族が第三者に対して有する損害賠償請求権を受給権者に代わって取得します。

また、受給権者が既に第三者から同一の事由について損害賠償を受けているときは、国（政府）は、その価額の限度において保険給付を免除されます。

デジタルテキスト 245

## ④ 事業主の民事損害賠償との調整

業務災害等が事業主の過失によって生じた場合で、障害補償年金（障害年金）または遺族補償年金（遺族年金）の受給権者に対して事業主がこれらの年金給付に相当する民事損害賠償を負担するときは、次のとおり取り扱われます。

### a. 民事損害賠償の側における調整

事業主は、その支払うべき損害賠償額から労災保険の給付予定額をあらかじめ差し引いて支給することができます。この場合において、労災保険から給付が行われたときは、事業主は、その価額を限度として損害賠償責任を免れることになります。

### b. 労災保険給付の側における調整

事業主の損害賠償が先に履行された場合には、国（政府）は、その損害賠償に相当する価額を限度に保険給付を免除されます。

デジタルテキスト 246



## (1) 雇用保険の概要

雇用保険は、労働者が失業した場合などに必要な給付を行い、労働者の生活および雇用の安定を図るとともに、再就職の援助を行うなど、雇用に関する総合的な機能を持った制度です。

雇用保険は、国（政府）が管掌する強制保険で、労働者を雇用する事業には、原則として、強制的に適用されません。

### ① 管掌

国（政府）が管掌します。

### ② 適用事業

雇用保険の適用事業は、基本的には労災保険と同じで、労働者を雇用する事業は、その業種、規模等を問わず、すべて適用事業として雇用保険の適用を受けます。

ただし、農林水産事業のうち、常時使用労働者数が5人未満の個人経営の事業などは、暫定任意適用事業として加入を任意選択できます。

## ③ 被保険者

労災保険の場合は、適用事業に雇用される労働者は全員加入であり、保険料も全額事業主が負担するので、「被保険者」の概念はありません。しかし、雇用保険では、保険料を事業主と労働者が負担するので、加入労働者を「被保険者」と呼び、次の4種類があります。

|               |  |
|---------------|--|
| a. 一般被保険者     | 適用事業に雇用されている次のb～d以外の被保険者をいいます。   |
| b. 短期雇用特例被保険者 | 季節的に雇用される者または短期の雇用に就くことを常態とする被保険者をいいます。  |
| c. 高年齢被保険者    | 適用事業に、65歳に達した日の前日から引き続き雇用されている者（一般被保険者であった者）および65歳以降に雇用された者をいいます（b、dに該当する者を除きます）。  |
| d. 日雇労働被保険者   | 日々雇用される者または30日以内の期間を定めて雇用される者で、次のいずれかに該当する被保険者をいいます。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・適用区域内に居住し、適用事業に雇用される者</li> <li>・適用区域外に居住し、適用区域内の適用事業に雇用される者</li> <li>・適用区域外に居住し、適用区域外の厚生労働大臣が指定する適用事業に雇用されている者</li> <li>・上記に該当せず、公共職業安定所長の認可を受けた者</li> </ul> |

ただし、次に掲げる者は、雇用保険法の適用を受けず、適用事業に雇用される者であっても被保険者になりません。

|                    |  |
|--------------------|--|
| 短時間就労者             | 1週間の所定労働時間が20時間未満の者、31日以上引き続き雇用されることが見込まれない者                                   |
| 日雇労働者              | 日雇労働被保険者の要件に該当しない日雇労働者   |
| 4か月以内の雇用契約の季節労働者など | 季節的に雇用される者であって、4か月以内の期間を定めて雇用される者、または1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者                 |
| 官公庁に雇用される者の一部      | 離職した場合に、他の法令、条例に基づき支給を受けるべき諸給与の内容が、雇用保険に規定する失業給付の内容を超えると認められる者であって、厚生労働省令に定める者 |

これらのほか、被保険者にならない者として、法人の取締役等、個人事業の事業主と同居している親族、家事使用人や昼間学生、臨時内職的に雇用される者などがあります。

## (2) 保険給付の種類

### ① 失業等給付

雇用保険の失業等給付には、「求職者給付」「就職促進給付」「教育訓練給付」および「雇用継続給付」があります。

#### a. 求職者給付

求職者給付とは、被保険者が失業した場合に、失業者の生活の安定を図り、求職活動を容易にすることを目的とした給付です。

求職者給付のうち、基本手当は、被保険者が失業した場合で、離職の日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上 **注1** あるときに、原則として、4週間に1回、失業の認定を受けた日について賃金日額 **注2** の50%～80% **注3** の額が支給されるものです。

ただし、所定給付日数が限度となります。

#### b. その他の給付

その他の給付として、次のものがあります。

|        |   |
|--------|---|
| 就職促進給付 | 失業した被保険者の再就職を援助・促進することを目的とする給付で、所定の日数を残して早期に再就職することができた者に対し、一定の給付を行います。 |
| 教育訓練給付 | 労働者の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進をすることを目的として行われる給付です。                   |
| 雇用継続給付 | 60歳以上65歳未満の高齢者や介護休業を取得した者の失業を予防するために支給される給付です。                          |

**注1** 離職の理由が倒産や解雇による場合または労働契約が更新されなかった有期契約労働者の場合は、離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上となります。

**注2**

$$\text{賃金日額} = \frac{\text{被保険者期間の最後の6か月間に支払われた賃金総額(賞与等を除きます)}}{180\text{日}}$$

**注3** 60歳以上65歳未満の場合は45%～80%となります。

## ② 育児休業給付

雇用保険の育児休業給付には、「出生時育児休業給付金」および「育児休業給付金」があります。

### a. 出生時育児休業給付金

雇用保険の被保険者（一般被保険者および高年齢被保険者）が、出生時育児休業（産後パパ育休、2回まで分割取得できます）**注1**を取得した場合、一定の要件を満たすと「出生時育児休業給付金」の支給を受けることができます。

### b. 育児休業給付金

雇用保険の被保険者（一般被保険者および高年齢被保険者）が、原則1歳未満の子を養育するために育児休業（2回まで分割取得できます）を取得した場合、一定の要件を満たすと「育児休業給付金」の支給を受けることができます**注2**。

**注1** 子の出生後8週間の期間内で合計4週間分（28日）を限度として取得できます。

**注2** 支給対象期間の延長に該当する場合は、子が1歳6か月または2歳に達する日の前日までの期間が育児休業給付金の支給対象となります。

---

---

2025年4月版  
<2025年7月試験から適用>

## 損害保険募集人一般試験 教育テキスト（傷害疾病保険単位）

2025年4月発行

---

発行者 一般社団法人 日本損害保険協会 募集・教育企画部

東京都千代田区神田淡路町2-9

---

---

2025.3

損保協会の許可なしに本テキストの内容の全部または一部を複写、複製または転載すること等を固く禁じます。  
なお、これらの許諾については、損保協会までご照会ください。

ご不明な点がある場合は、損害保険代理店試験コンタクトセンターにお問合せください。

<損害保険代理店試験コンタクトセンター>  
受付日：年末年始、祝日を除く月曜日～土曜日  
（土曜日は当日の受験者からの問合せのみ対応）  
受付時間：9時00分～18時00分  
電話番号：03-6631-0460